

第百八十六回国 参議院内閣委員会 會議録第十八号(その一)

平成二十六年五月二十九日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十七日

高橋 克法君

補欠選任

大野 元裕君

世耕 弘成君

五月二十八日

佐藤ゆかり君

宮本 周司君

世耕 弘成君

古川 俊治君

前川 清成君

大野 元裕君

荒井 広幸君

浜田 和幸君

古川 俊治君

山下 雄平君

大野 元裕君

藤田 幸久君

大野 元裕君

補欠選任

大野 元裕君

補欠選任

大野 元裕君

補欠選任

大野 元裕君

補欠選任

大野 元裕君

補欠選任

大野 元裕君

補欠選任

大野 元裕君

補欠選任

大野 元裕君

補欠選任

衆議院議員

修正案提出者

近藤 洋介君

山本 太郎君

稲田 朋美君

後藤田正純君

松本 文明君

坂井 学君

大臣政務官

総務大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

藤田 昌三君

政府参考人

内閣官房行政改革推進本部事務局長

長屋 聡君

内閣官房行政改革推進本部事務局長

市川 健太君

総務大臣官房審議官

廣瀬 行成君

外務大臣官房審議官

成田 昌稔君

厚生労働大臣官房審議官

佐藤 敏信君

厚生労働省健康局長

島村 淳君

国土交通省航空局安全部長

参考人

独立行政法人日本学生支援機構理事

甲野 正道君

独立行政法人放射線医学総合研究所理事

明石 真言君

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事

近藤 達也君

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事

古川 一夫君

本日開議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(水岡俊一君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、高橋克法君、佐藤ゆかり君及び荒井広幸君が委員を辞任され、その補欠として古川俊治君、宮本周司君及び浜田和幸君が選任されました。

○委員長(水岡俊一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房行政改革推進本部事務局長長屋聡君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水岡俊一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(水岡俊一君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として独立行政法人放射線医学総合研究所理事明石真言君、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事近藤達也君及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事古川一夫君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水岡俊一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(水岡俊一君) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。稲田国務大臣。

○国務大臣(稲田朋美君) ただいま議題となりました独立行政法人通則法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

独立行政法人制度については、その本来の趣旨

山谷えり子君

大野 元裕君

神本美恵子君

蓮 舫君

秋野 公造君

江口 克彦君

浜田 和幸君

山本 太郎君

近藤 洋介君

稲田 朋美君

後藤田正純君

松本 文明君

坂井 学君

大臣政務官

総務大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

藤田 昌三君

政府参考人

内閣官房行政改革推進本部事務局長

長屋 聡君

内閣官房行政改革推進本部事務局長

市川 健太君

総務大臣官房審議官

廣瀬 行成君

外務大臣官房審議官

成田 昌稔君

厚生労働大臣官房審議官

佐藤 敏信君

厚生労働省健康局長

島村 淳君

国土交通省航空局安全部長

参考人

独立行政法人日本学生支援機構理事

甲野 正道君

独立行政法人放射線医学総合研究所理事

明石 真言君

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事

近藤 達也君

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事

古川 一夫君

本日開議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(水岡俊一君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、高橋克法君、佐藤ゆかり君及び荒井広幸君が委員を辞任され、その補欠として古川俊治君、宮本周司君及び浜田和幸君が選任されました。

○委員長(水岡俊一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房行政改革推進本部事務局長長屋聡君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水岡俊一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(水岡俊一君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として独立行政法人放射線医学総合研究所理事明石真言君、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事近藤達也君及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事古川一夫君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水岡俊一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(水岡俊一君) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。稲田国務大臣。

○国務大臣(稲田朋美君) ただいま議題となりました独立行政法人通則法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

独立行政法人制度については、その本来の趣旨

山谷えり子君

大野 元裕君

神本美恵子君

蓮 舫君

秋野 公造君

江口 克彦君

浜田 和幸君

山本 太郎君

近藤 洋介君

稲田 朋美君

後藤田正純君

松本 文明君

坂井 学君

大臣政務官

総務大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

藤田 昌三君

政府参考人

内閣官房行政改革推進本部事務局長

長屋 聡君

内閣官房行政改革推進本部事務局長

市川 健太君

総務大臣官房審議官

廣瀬 行成君

外務大臣官房審議官

成田 昌稔君

厚生労働大臣官房審議官

佐藤 敏信君

厚生労働省健康局長

島村 淳君

国土交通省航空局安全部長

参考人

独立行政法人日本学生支援機構理事

甲野 正道君

独立行政法人放射線医学総合研究所理事

明石 真言君

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事

近藤 達也君

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事

古川 一夫君

本日開議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(水岡俊一君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、高橋克法君、佐藤ゆかり君及び荒井広幸君が委員を辞任され、その補欠として古川俊治君、宮本周司君及び浜田和幸君が選任されました。

○委員長(水岡俊一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房行政改革推進本部事務局長長屋聡君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水岡俊一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(水岡俊一君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として独立行政法人放射線医学総合研究所理事明石真言君、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事近藤達也君及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事古川一夫君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水岡俊一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(水岡俊一君) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。稲田国務大臣。

○国務大臣(稲田朋美君) ただいま議題となりました独立行政法人通則法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

独立行政法人制度については、その本来の趣旨

山谷えり子君

大野 元裕君

神本美恵子君

蓮 舫君

秋野 公造君

江口 克彦君

浜田 和幸君

山本 太郎君

近藤 洋介君

稲田 朋美君

後藤田正純君

松本 文明君

坂井 学君

大臣政務官

総務大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

藤田 昌三君

政府参考人

内閣官房行政改革推進本部事務局長

長屋 聡君

内閣官房行政改革推進本部事務局長

市川 健太君

総務大臣官房審議官

廣瀬 行成君

外務大臣官房審議官

成田 昌稔君

厚生労働大臣官房審議官

佐藤 敏信君

厚生労働省健康局長

島村 淳君

国土交通省航空局安全部長

参考人

独立行政法人日本学生支援機構理事

甲野 正道君

独立行政法人放射線医学総合研究所理事

明石 真言君

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事

近藤 達也君

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事

古川 一夫君

本日開議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(水岡俊一君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、高橋克法君、佐藤ゆかり君及び荒井広幸君が委員を辞任され、その補欠として古川俊治君、宮本周司君及び浜田和幸君が選任されました。

○委員長(水岡俊一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房行政改革推進本部事務局長長屋聡君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水岡俊一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(水岡俊一君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、本日の委員会

のつとり、主務大臣から指示される明確な目標の下、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価の在り方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。

このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。

以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様な良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。

第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によるものとしております。

第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実

効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会に代わり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。

また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。

第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。

第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができ、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。

第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与の在り方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができるとしてしております。

以上が本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院において修正が行われております。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正

する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

以上が本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院において修正が行われております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(水岡俊一君) この際、両案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員近藤洋介君から説明を聴取いたします。近藤洋介君。

○衆議院議員(近藤洋介君) ただいま議題となりました両法律案の衆議院における修正部分につきまして、御説明申し上げます。

まず、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分について申し上げます。

主務大臣は、独立行政法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用を努めなければならないものとする。とすると、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。こととしております。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の衆議院における修正部分について申し上げます。

第一に、法務大臣は、日本司法支援センターの理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用を努めなければならないものとする。とすると、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

こととしております。

第二に、文部科学大臣は、日本私立学校振興・共済事業団の理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用を努めなければならないものとする。とすると、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。こととしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(水岡俊一君) 以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

近藤議員は御退席いただいて結構でございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松下新平君 自民党の松下新平です。

日頃は自民党の理事として、水岡委員長、そして芝、山下両理事を始め委員の皆様いろいろな御指導、御協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。引き続きよろしくお願いいたします。

ただいま、早速ですけれども、議題となりました独立行政法人通則法の一部を改正する法律案並びに同整備法案について質問をさせていただきます。

本法案は、昨日、参議院の本会議におきまして稲田大臣から趣旨説明をいただいた後に、それに対する代表質問を行いました。そして、本日からこの内閣委員会でも趣旨説明をいただきまして質疑が始まるわけでございます。衆議院では与党に加えて民主、そしてみんなも修正を経て賛同をいただいた法案でございますが、この法案は国民に身近な法案でもありますし、また大きな期待も寄せられておりますので、参議院ならではの審議を期待したいというふうに思います。

冒頭に、通告についてちょっと申し上げたいんですけれども、この質問通告に当たりましたはこれまでもいろいろ議論されておりました。余りにも遅い通告で、役所の方の対応にいろいろ支障があるということもございました。一方で、駆け引きと申しますか、その中で有益だということもありまして、急を要するものもございました。それに対して、自由民主党は特に子育て対策に力を入れていると、これは国の重要な施策の一つでもありますけれども、役所にも子育て世代の皆さん、たくさんいらつしやいます。そういう意味で、前々日の夕刻までの通告を原則としてスタートいたしました。これ衆参ですけれども、是非率先して随より始めるということでも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私は、この委員会の最初の質問者でありますので、全体の議論を深める上でも、これまでの背景でありますとか、これまでのいろんな与野党の考え方の違い、そして修正に至った経緯、総論についてお伺いしたいというふうに思っております。まず初めにですけれども、現行の独法制度の趣旨、評価についてお伺いしたいと思います。

昨日の参議院本会議におきまして、稲田大臣から、いろいろあつたけれども、集大成である、力強く意気込み、そしてこの法案に懸ける思いを述べていただきました。それは議場で伝わってまいりました。

行革の一環として平成十三年から制度が開始されたわけですが、十三年前ですから、改めて当時の独法制度、これを導入された経緯について確認をしたいことが一点と、また、この制度開始から十三年たつております。この間の評価を併せて大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(稲田朋美君) 独法制度が導入をされてから十三年が経過をいたしました。この独立行政法人制度は、行政における企画立案部分とその実行、実施部分を分離して企画立案部分の能力を向上させるとともに、その実施部門に独立の法人格を与えることで業務の効率性と質の向上を図

るといのが制度の趣旨でございます。その独法の制度の趣旨、そして意義は今も変わるところがないというふうにも思っております。

また、この十三年間、効率的で質の高い行政の実現に大きく貢献したことも事実でありますけれども、十三年たつて、やはり一律の制度運用で政策実施機能が十分発揮されていないのではないか、また、目標、評価の適切なPDCAサイクルが十分に機能をしていないのではないかと、また、業務運営の適正性が自律的に十分行われていない、やはりガバナンスの強化というのは必要ではないかというところが指摘をされてきました。

これらの指摘を踏まえて、与党とも十分協議し、今般、この独法制度自体は維持をして、制度本来の趣旨にのつとめて、法人の政策実施機能の最大化、官の肥大化防止、スリム化を図るという観点から、制度、組織両面で抜本的に見直そうということが今回の法案の趣旨でございます。

独法改革は第一次安倍内閣以来の課題でありまして、今まで二度にわたつて法案が廃案になっていくことから、今回の法案の成立に向けて全力に取り組んで、改革の集大成としていきたいというふうにも考えております。

○松下新平君 十三年前、御答弁いただいたとおり、民間の経営手法を活用して国の施策を効率的、効果的に実施するということが目標でございました。

今御答弁いただいたとおり、現行制度における課題、問題点も浮き彫りになってまいりました。ガバナンスの問題でありますとか独法の予算、これは交付金制度ですけれども、評価体制、情報公開など課題もありました。しかし、今回の改正に集大成として大きな期待が寄せられているところでもあります。

次に、この集大成に至るまでに、これまで平成二十年と平成二十四年、自民党そして民主党からそれぞれ法案が出されております。それぞれその当時の立場も踏まえて法案が提出されておりますが、今回は、そのそれぞれの思いを乗り越えて修

正案として賛同していただいたわけですが、その前に、それぞれ自民党、民主党がどのような特徴を持っていたか、それを押さえていく必要があると思っておりますので、端的に御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(長屋聡君) お答え申し上げます。まず、平成二十年に提出された独法通則法改正案でございますが、現在、各府省に置かれています評価委員会、それから二次評価として行っている総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、この評価機能を一元化いたしまして、強力な権限を持つ独立行政法人評価委員会というものを新設すると、これが大きな特徴であつたと認識しております。

それから、平成二十四年に提出された独法通則法改正案につきましては、独立行政法人制度を廃止いたしまして行政法人制度に移行させるということや、役員報酬の上限を法定化するなど、厳格な措置を講ずることが特徴であつたと認識しております。

今般の独法改革でございますが、これまでの検討の優れた面は取り入れ、見直すべきは見直すという考え方に立ちまして、これまでの議論を改めて総括、点検し、独法改革の集大成として提出させていただきます。いろいろとございます。

○松下新平君 それぞれ思いが強いわけですが、どれも、それを乗り越えて修正合意されたということとで、関係各位に敬意を表したいと思ひます。

続きまして、法人の類型化についてお伺いしたいと思います。

本法案の目玉の一つでございますが、現在九十八ある独立行政法人を三つに分類するというところでございます。先ほど趣旨説明でもございましたが、改めて、これからの議論の中で大変重要になつてまいりますので、三類型に分類する理由、その基準についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(長屋聡君) お答え申し上げます。今回の独法制度見直しにおきましては、一律に同じ規律、共通ルールを適用するということを改

めまして、法人の業務の特性を踏まえまして、最適な目標管理の期間の違いに着目した目標管理の仕組みを導入してまいります。

大きく三分類してまいります。第一として、中期目標管理法と称しておりますが、国民向けの様々なサービスを提供する法人につきましては、高い自主性、裁量を発揮した業務運営により高い成果を上げるため、目標期間につきましては、三年から五年の目標管理を行う法人として位置付けております。

第二に、国立研究開発法人でございますが、研究開発を主要な業務とする法人につきましては、研究開発の成果を最大化するために、研究開発の長期性、専門性などの特性を踏まえまして、五年から七年の中長期的な目標管理を行う法人として位置付けております。

第三に、行政執行法人でございますが、国の業務と密接に関連した業務を担う法人につきましては、国の相当な関与の下、正確かつ確実な業務執行を実現するため、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理を行う法人として位置付けてまいります。

この三つに分類してございまして、このような目標期間に応じて三つに分類することで法人の政策実施機能が向上されることが期待されるものでございます。

○松下新平君 次に、評価の仕組みについてお伺いいたします。

昨日の本会議でも指摘されておりますが、修正案を担保する意味でもこの評価の仕組みがポイントになろうかと思ひますので、それについてお伺いしたいと思います。

これまで、主務大臣は目標を指示するのみで評価に関与していなかったわけですが、今回の改正により、各省の独立行政法人評価委員会による評価をやめ、主務大臣が自ら業績を評価することとされています。内輪での評価に対して、お手盛りになるのではないかと懸念がございします。明確にこのような懸念を払拭していただきたいと思ひま

す。

現行独法の業績評価においては、まず主務省に置かれる独立行政法人評価委員会が一次評価を行って、その次に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が二次評価を行っておりましたが、本改正案では、毎年度の評価については主務大臣が実施し、総務省の第三者機関である独立行政法人評価制度委員会が中期目標期間の業績評価をチェックし、基本的には毎年度の評価には関与しないとしております。これにより、いわゆる評価疲れを解消するとともに適正な評価が期待されるわけですが、これについての見解をよろしくお願いします。

○副大臣(後藤田正純君) 今回の法改正は、まさに先ほど大臣から趣旨説明あったとおり、国民に資する独法たり得るように政策実施機能の最大化を図る、これを大きな目標にしておりますので、独法のそういう側面も大変重要だということを尊重しながら、一方で、やはりガバナンスの問題、国民への説明責任、これを両立するということが最大のテーマの一つだと思います。

その中で、今回、今お話ございました評価疲れという御視点でございますが、現行制度は、目標設定、中期目標期間終了時の見直し、これは主務大臣がやっております、また、業績評価につきましても、各府省に評価委員会があり、そしてまた、いわゆる政独委、政策評価・独立行政法人評価委員会という第三者機関があった。これを今回、目標設定、中期目標期間終了時の見直し、業績評価は主務大臣にお願いするというところでございまして、総務省に新たに置かれる独法評価制度委員会は毎年度の評価には基本的に関与しないという仕組みとしております。

ただ、今御指摘のありますとおり、ガバナンスという点におきまして主務大臣の適正な評価を担保するためにはどうするかということでございますが、これには新たにその第三者機関において、業績評価に関する基本的なルールを、まさにその第三者委員会の意見を聴いた上で総務大臣が指針

として策定するという、その根っこの部分をしっかりと担保するということで、主務大臣はその指針に基づいて評価を行うということとしております。

また、第三者委員会が主務大臣の中期目標期間の業績評価結果につきましてしっかりとチェックをするとともに、毎年度の評価が著しく不適正な場合には委員会が意見を述べる事が可能と、このようになっています。さらに、第三者委員会以外におきまして、総務省の行政評価・監視の対象に独法を新たに追加することとしております。そしてまた、独法評価制度委員会がその調査結果を活用するなど、行政評価機能との連携によりまして一層実効性のあるガバナンス、チェックが可能となっております。

こうした仕組みによりまして、まさに価値の最大化、そして同時にガバナンスというこの両立に向けまして、主務大臣が適正な評価を担保できると我々は認識をしております。

○松下新平君 是非主務大臣のリーダーシップに期待したいと思っておりますし、またPDCAサイクル、これまでも行っておりましてけれども、更にこの法改正によってバージョンアップして取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう時間も限られておりますので、質問をちょっと飛ばすことになりましたが、御了承いただきましたと思います。

次に、ガバナンスの強化について改めてお伺いしたいと思っております。

現行通則法では第十九条に監事の規定がございしますが、独法の業務を監査すること、監査の結果に基づき法人の長又は主務大臣に意見を提出することが規定されているのみであって、監事の権限が不明確でした。

本改正案により、監査報告書の作成の義務付け、役員の不作為の報告義務付けを新設して監事の権限強化を図っていますが、その背景と理由についてここで改めてお伺いします。

○副大臣(後藤田正純君) 第一次安倍政権で始ま

りました独法改革におきまして、当時、例えば緑資源機構の官製談合問題を背景にいたしまして、監事の機能強化による法人のガバナンス強化を図ることとし、平成二十年に通則法改正法案を提出していたところでございます。

今般の独法改革におきまして、行政改革推進会議等におきまして、今委員御指摘の、監事の権限が不明確であり、法律上明確にするべきである、また、法人の長の独任制である独法制度におきまして、法人の長を牽制する機能、これを有する監事の機能を強化する必要がある、こういった議論がなされたところでございます。

これを踏まえまして、現行法では監事は法人の業務を監査する旨のみの規定であったところでございますが、監事は法人の役員や子会社に対して報告を求め、調査をすることができると、また、法人から主務大臣への提出書類について監事が調査を行うこと、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を役員が発見したときには監事に報告させること、役員の不作為等は法人の長のみならず主務大臣にも報告すること、今までは役員につきましては法人の長であったわけでございますが、それも主務大臣にも報告するといったような規定を設けることといたしまして、運用上の取組と併せて監査機能の実効性を向上させることとしております。

○松下新平君 ありがとうございます。質問予定しておりましたけれども、時間が参りましたので、答弁を用意された方、申し訳ないと思っております。

稲田大臣、集大成としてこの法案を提出していただきたけれども、不断のチェック機能が前提でありますし、答弁の中でもありましたが、徹底した情報公開、そして国民に分かりやすく、これを徹底すること、これが信頼を勝ち得る唯一の方法であるということと共有いたしました。これから参議院内閣委員会において審議を深めていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○古川俊治君 続きまして、出張いたしましたこの内閣委員会で質問させていただきます。

今、松下筆頭の大変骨太な質問から、ちよつと瘦せつばちが大変けちな質問をいたしますけれども、私が思うのは、この独法改革で、確かに改革しなきゃいけない部分もあるんですけども、結構無理やり多くの法人、いろんな種類のものを一つに押し込めて類型化していったために、ちよつとばつちりを受けた部分があるというふうに感じているんですね。それが一番大きいのがやっぱり研究開発法人なんですよ。だから、今日は、これ大変私懸念がございまして、与党ではございませうけれども、少しけちな質問をしますので、しっかりと答えたいだいたいと思っております。

今回の法案の二条の一項では、効果的かつ効率的に行わせるために設立されるものを独法とするということ定義するとともに、三項で、国立研究開発法人というのは研究開発の最大化を確保することを目的とすると、こういう独法であるというふうに定義しているんですね。

研究開発の場合は、やはり最大の成果を求めるということ、当然ハイリスク・ハイリターンな研究にこれは懸けなきゃいけないわけですね。今までやはり成果の大きい研究というと、なかなかその研究成果というのは取れるのが難しい、大変リスクの高いものに挑戦しなきゃいけないというわけがあります。日本の今までの独法では、評価されるのが多くの場合論文の数ですとかあるいは特許の数ということで評価されてきたから、どうしても余り評価の低い論文を積み重ねたり、ほとんど利用されないような特許を積み重ねたりと、こういうことがずっと繰り返されてきたわけですね。

我々も研究の場にいますと、やっぱりどうなるか分からない、だけどこういう仮説に基づき成果として大きいものを狙っていくというのが研究の本質なんですけれども、私が思いますのは、この効果的かつ効率的に行わせるという設立の定義

と、それから研究開発の最大化の成果を確保するという目的が実は矛盾しているんじゃないか、そういう懸念があるんですけども、その点について政府の見解をお聞きしたいと思っております。

○政府参考人(市川健太君) 御答弁申し上げます。

通則法第二条第一項に定める効果的かつ効率的な事務の実施は、三分類された独法全てに適用される共通ルールでございまして、これは、的確な業務運営を通じて政策効果を最大化すべきこと、多くが税金を財源としていることを踏まえ無駄な経費使用を避けることなど、公法人の業務運営の在り方として当然の考え方を示したものでござい

ます。

うち、効率性という文言について、一部に、これは経費削減を意味する文言であり成果重視の研究開発法人にはそぐわないという批判があったことは承知しておりますが、効率性は、インプットを減らすだけではなく、一定のインプットに対するアウトプットを高めることでも効率性は達成できるものであり、懸念は当たらないものと考えております。

このように、研究開発成果の最大限の成果の確保は、効果的かつ効率的な業務運営と矛盾するものではなく、むしろ後者と相まって実現するものと考えております。

○古川俊治君 全体で見ても成果が生まれれば恐らく効果的だったという結果が後付けで言えるんだと思いますけれども、先が分からないで頑張っていくのがこれは研究開発の本質でございましてから、その意味ではどういったプロセスで研究を行ってきたか、それは、結果を求めずそのプロセスをよく見ていただきたいと、そこにおいて無駄があったかどうか、そういう検証をしていただきたいというふうに思っております。

今、実はこの国立研究開発法人とともに、報道によりまして、この上に特定という名前が付いたいわゆる特定国立研究開発法人というものが政府において議論をされたというふうに承知しております。

ます。この特定研究開発法人というのはどういう今検討状況になっているんでしょうか。あるいは、この国立研究開発法人と特定の付いた国立研究開発法人との違いはどのようなところにあるんでしょうか。

○副大臣(後藤田正純君) ただいま御指摘ござい

ました特定国立研究開発法人制度でございまして、これは、これまで政府そして総合科学技術会議等、関係者との間で濃密な議論を重ねてきた上で方向性を打ち出したものでございまして、科学技術イノベーションにより成長戦略を推進していく上での中核的なものと位置付けられ、極めて重要と私どもは考えております。

特定国立研究開発法人に係る法案の成立につきましては、何よりも国民の理解を得る必要があるという観点から、我々、科学技術会議の中で対象法人候補として決めました、当時、理化学研究所におきまして、今回STAP論文に関わる研究不正の調査、また再発防止等の検討につきまして丁寧かつ厳正に進められることが不可欠という観点、まさにその組織としての規律、そしてまた研究者としての規範、こういったものをしっかりともう一度見極める時期が必要だと、このような形で、当初の考えから一回ちよつと待ってみようという状況でございまして。

ただ、この理研の対応を今後見極めつつ、来年度からの制度のスタートに間に合うように我々は準備をしておりますし、引き続き検討してまいりたいと思っておりますし、産総研の問題につきましても、これはもう委員御承知のとおり、より応用に近い部分と理研のようにより基礎に近い部分、これはやっぱり両方しつかり、これは国家戦略として特定という名の付く国立研究は進めていくというのが政府全体の方向性でございまして、そういう点で理研の問題をしつかり国民に説明することができた上で、改めて応用のまさにトップ、そしてまた基礎のトップとしてこれをしつかり国家戦略の中で位置付けていきたいと、このように考えております。

○古川俊治君 具体的に、今制度設計をお考えになっている特定国立研究開発法人と国立研究開発法人の違いをお答えいただきたいんですけども。

○政府参考人(市川健太君) 御答弁申し上げます。

特定国立研究開発法人は国立研究開発法人の一部でございまして、この目的として研究開発の最大限の成果を確保する目的を有しているという点では共通でございまして。

その上で、特定国立研究開発法人制度を設ける趣旨は、現在の科学技術イノベーションの激しい国際競争の中で世界トップレベルの成果を創出しながらしのぎを削っている特定の国立研究開発法人については、国家戦略の観点から、主務大臣や総合科学技術・イノベーション会議のより緊密な関与を確保するとともに、国際競争を可能とする制度運用の緩和を図り、これを後押しすることが不可欠と認識されるためでございまして。

この同制度の対象法人につきましては、総合科学技術会議が三月に取りまとめた考え方においては、世界に対する影響の大きい我が国を代表する総合的な研究機関を選定すべきとされてお

り、世界トップレベルを標榜するにふさわしい極力少数の法人に限られることとなっております。

このように、特定国立研究開発法人は、国家戦略等の観点から、特別の取扱いを必要とする国立研究開発法人を対象に更なる特則を規定するものでございまして、その一部の研究開発法人を対象とする制度でございまして。

○古川俊治君 今おっしゃいました、国際的に非常にまた競争が激しい部分で本当に日本の核になるものをつくるんだと、そして、それは規制緩和をもつとしていくという話がございましたけれども、一般の国立研究開発法人もこれは非常に大事な研究をやっているんですよ。そして、これはやっぱり最大限の研究成果を確保しようとしたら、当然みんな特定の国立研究開発と同様に規制緩和をしていった方がいいわけでしょう。それは

最大限に確保するためにという、一般の国立研究開発法人も、これは同レベルにしたいじゃないですか。違いがあるということ自体がもう論理矛盾じゃないですか。

○政府参考人(市川健太君) 特定国立研究開発法人制度の、これは現在制度設計中でござい

ますが、その要素といたしましては、制度運用の緩和をするというだけではございまして、国家戦略の観点から、主務大臣や総合科学技術・イノベーション会議の関与をより深くするという要素がござい

ます。

そして、この後者の部分が特に必要な法人というものを今特定いたしました対象法人とするという流れになっているところでござい

ます。

○古川俊治君 ですから、一般の国立研究開発法人についても制度運用の緩和をして、そして総合科学技術・イノベーション会議の関与とそして主務大臣の関与をしつかりしていただく、これが大事なわけですね、研究開発を進める上では。だから、それは余り差を持って扱わないでいただきたいということをよく認識してください。これは法律に書いてあるわけだから、成果の最大化するということをですね。

それからもう一つ、これはもし副大臣にお答えいただけたらと思うんですが、ちよつと市川次長は答えられないと思いますけれども、この特定研究開発法人、先ほど伺いましたけれども、今理研とそれから産総研が候補に挙がっているということとでござい

ますけれども、将来、これは今研究開発を行っている国際競争の中でいろんな分野があつて、これ以外にも、かなり国際的にしのぎを削っている分野で国の成長に必ずや役立つ、そういう分野があるわけですから、他の国立研究開発法人も将来的にはその特定の類型に入れる余地があるんだというふうに考えるんですが、この点について、副大臣、どうお考えになるんでしょうか。

○副大臣(後藤田正純君) 御指摘の点でござい

ますが、これは総合科学技術会議でもそのような議

論もさせていただいておりまして、創設に当たつて、まず、先ほど来お話ししております、科学技術に関する総合的な研究機関であつて、現時点で世界トップレベルを標榜するにふさわしい実質、実績を備えるもの、これが特定研究の対象となり得るという考え方でございます。

その下で、総合科学技術会議の決定した基準に基づきまして理研と産総研が候補とされたわけでございますが、やはり総合的な研究機関としまして広範な分野で基礎から実用化までの研究開発を

行っているということで、いわゆる日本のフラッグシップのような形でその二つということではございますが、国際的なイノベーションハブとして位置付ける、また、総合科学技術・イノベーション会議が直接目標設定や評価について国家戦略の観点から関与することによって、幅広い分野で自在に異分野の融合を図ることが可能であるということの二つであったわけですが、今後につ

きまして、今後の選定に当たって考慮すべき要素、また、それに基づき選定される対象法人につきましましては、社会経済情勢、また科学技術イノベーション政策の動向、また研究成果及び活動状況その他の法の施行状況等を踏まえて今後必要に

応じて見直しを行うこととしたいと考えておりますが、これはやっぱり法律が必要でございますので、先ほど来のお話で、研究成果の最大化も国民に対する使命であります、やはりガバナンスということも、国民への説明責任、これも両方私と

もは負っているわけでございますので、それはしっかりと法律で定める、しかし新しいものが出てくることについては否定をしておりません。

○古川俊治君　独法がたくさんある中で理研と産総研だけが特別視されるというのは、ほかの独法

にいる研究者の大変に意識を阻害するので、是非
お考えいただきたいと思っております。

この本法の二十八条の二の第二項、そして二十八条の三では、総務大臣が中長期目標や評価に関する指針を定める際に、総合科学技術・イノベーション会議が作成する研究開発の指針の案、これ

を適切に反映する、それとともに、委員の意見を聴くことになっておりますけれども、この適切に反映するというのは具体的にどういうことなんでしょうか。

私がちよつと懸念しておりますのは、総務大臣がこの総合科学技術・イノベーション会議の案と違う指針を作成することがあるのかどうか、適切に反映するという文章で。それで、それはどういうような場合に両者が違ってくるのか、それを具体的に御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(福田朋美君) 昨年末の改革の基本方針の閣議決定を踏まえ、本法律案においては、研究開発の事務及び事業に関しては、その特殊性、専門性を鑑みつつ、独法制度の枠組みの中で位置付けるために、総合科学技術・イノベーション会議が作成する指針案の内容を総務大臣が定める指針に適切に反映させる旨を規定をいたしております。御指摘の二十八条の三でございます。

具体的には、総合科学技術・イノベーション会議が、イノベーションの創出や産業競争力の強化、国際水準等の観点を踏まえ、指針案を検討することとなるというふうに承知をいたしております。

総務大臣は、当該指針案に研究開発業務以外の要素も含めて、独立行政法人全体としての指針を策定することといたしております。

そして、どのように反映させるかということでもございますけれども、総合科学技術・イノベーション

シヨン会議により作成された目標、評価の指針案の内容は、研究開発の専門性の観点からは当然尊重されることとなるというふうに思っております。総務大臣と総合科学技術・イノベーション会議が共に相互の考え方への理解を深め、そのな

い状態としていくということになるかというふうに考えております。

○古川俊治君　もう一度だけ伺います。
 そごがないということは、一致するということ
 ですね。だから、総合科学技術会議の案がそのま
 まその中に取り入れられるということでしょうか。

でしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 総務大臣がこれを組み入れて独法全体としての指針を作る上では、独法通則法や昨年末の改革の基本方針の閣議決定との整合性など、総合的な検討が必要になると考えられます。総合科学技術・イノベーション会議により作成された指針の内容は、研究開発の専門性の観点から当然尊重されることになろうかというふうに思います。

全く一致するかどうかということに関しては、

全く一致するとは言うことはできない。しかし、相互に理解を含め、そのない状態としていくことが望ましいというふうに考えております。

○古川俊治君　ちよつと与党なのでこれ以上は質問いたしませんけれども、やっぱりこの点が非常に懸念されるわけです。どういうふうに評価されるか、これは専門性を持ったところが指針を作っていくことであれば、研究の実態を分

かっている、そういう組織がやっぱり研究開発に
ついては見ていくというのがある意味正しい見方
だと思います。

同様に、実は、三十五の四や三十五条の六にお
いては、主務大臣が、研究開発に関する審議会の

専門的な意見を聴いた上で、国立研究開発法人の
中長期目標を定めたり、行政評価を行ったりする
ことになっていきますけれども、それで、主務大臣
が作るもの、専門的な意見を聴いて作るものを総
務省のこの評価制度委員会が点検することになっ

ているんですね。これも、やっぱり専門的に、主務大臣が専門家の意見を聴いて評価しているというものを、これを点検するのが実は総務省の評価制度委員会がやるということで、こちらの専門性については大変疑わしいと思っています。

ども、この点はいかなんでしようか。

○国務大臣（稲田朋美君） 主務大臣が行う目標設

定、業績評価は、総務省が定める指針を踏まえ、専門的知見を活用しつつ法人が行うべき目標を適切に指示するとともに、業績評価を行うことに主眼が置かれております。

他方、総務省に置かれる独立行政法人評価制度委員会、はいわゆるお手盛りを防止して、目標設定、評価の客観性を確保するという観点から行うものであつて、法人が行つた実績を一から評価し直すというものではありません。目標、評価に係る指針は、総合科学技術・イノベーション会議が定める指針案を適切に反映するというふうになされておりました。御指摘のような危険性は生じないものというふうに考えております。

なお、指針と評価結果の整合性を点検するに当たっては、専門的な知見が必要であるというのとは、御指摘のとおりだというふうに思っております。この場合、独法評価制度委員会は、臨時委員、また専門委員を活用して適切に調査審議をすること、が期待をされているというふうに考えます。

○古川俊治君 これは大きな指針にその事例が合っているかどうかという個別の適用を見ていくところですね。ですから、その作業というのは専門性を持ってやらないと分からないはずですから、下部の実務でやってくださる専門委員というのをこれはしっかり活用していただくということと、が大事だと思いますので、いたずらにお金の方で効率性を考えたような評価にならないように是

非お願いをしたいと思っています。

それから、この独法の再就職依頼の問題、これは大愛国民にも大きな問題になったことでございますし、厳に、厳しく取り組んでいただくべきと、こういうふうに思っておりますけれども、実

は研究者の世界は特殊でございまして、人事交流というのが非常に大事なんです。まさに研究者の適材適所というのが、これは国の重要な成長戦略と私考えているんですね。特に研究というのは狭い世界で、その同じような業務をやっている

のつてほとんどいないという世界で、若い研究者にすればやっぱりトップにいる指導者の推薦状と

いうのがないとなかなかいいところに就職できない状態があるわけですね。

本法にある五十条の四の再就職依頼の規定については、やっぱり研究者の人事交流を妨げない、

そういう制度運用が望まれると思うんですけども、今この除外が一つ基礎研究というところに限定されているんですが、なぜ応用研究だと駄目なんでしょうか。基礎研究なら除外なんだけれども、このあつせん依頼規定の、なぜ応用研究は駄目なのか。あるいは、任期付きの研究者は規制除外なんですけれども、任期付きでない無期限に雇われている研究者だと駄目だと。これは事情はみんな同じで、少しでも自分に合った研究室に行きたいわけですよ。この差というのは、私は大変研究者にとっては不合理な差だと思うんですけども、この点についていかがでしょうか。

○政府参考人(市川健太君) 御答弁申し上げます。

五十条の四ではいわゆる再就職あつせん規制を規定しておりますが、同条第二項第一号においては、政令で定める円滑な再就職に特に配慮を要する業務に従事する役職員は再就職あつせん規制の適用除外としております。本号の規定においては基礎研究というのが挙げられているわけですが、政令が、これはあくまでも例示でございますが、政令により個別具体の業務を規定する際には、この再就職あつせん禁止の法律の趣旨や研究開発業務の特性や実態等を踏まえて判断していくものと考えております。

なお、ここで基礎研究というものを例示として使ったことは、これまでの科学技術基本計画などにおいて、特に基礎研究の抜本的強化の必要性、それから人材の交流確保ということがうたわれていたために、これを一つの例示として使ったものでございます。

○古川俊治君 それでは、基礎研究と応用研究の考え方、その範囲というのはよく実態を見て、それでしっかり考えていただきたいと思っております。

同時に、このあつせん、再就職依頼が禁止されている密接関係法人というやつですね。これには今明確な規定がないんですけども、もちろん私企業はそこに入っている、これは明らかなんです

すが、例えば国立大学法人とか学校法人である私立大学などというのは含まれるんでしょうか。

○政府参考人(市川健太君) 恐れ入ります。先ほどの御答弁の中で任期付研究者の話をちよつと御説明漏れてしまいました。

この五十条の四第二項第三号は任期付研究者を適用除外というふうにしておるわけでございますが、やはりこの任期付きという性格に鑑み、キャリアパス形成の促進を積極的に図るという必要性が高いということから、この任期付研究者は無条件で二項三号で除外しているものでございます。

任期付きでない研究者につきましては、一号に戻りまして、円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定める業務に従事しているというふうに分類されれば、そこでこの再就職あつせん規制の適用除外となるものでございます。

それから……

○古川俊治君 大学。

○政府参考人(市川健太君) 大学、失礼しました。

五十条の四第三項に密接関係法人等の定義があるわけですが、これは幅広い概念になっておりまして、営利企業等、これは営利企業及び営利企業以外の法人であつて、国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除くというものでございまして、そのうち、資本関係、取引関係等において密接な関係を有するとして政令で定めるものを密接関係法人等としていく予定でございます。このうち前段の営利企業等のところでございますが、これは御指摘のとおり広範な定義でございますので、私立大学、国立大学、ここに一旦含まれるということになるわけでございます。

○古川俊治君 もう一度。私も学校法人は営利企業ではないというふうに思いますが、私の質問は、国立大学法人と私立大学がその密接関係法人に含まれるのかどうかということをお聞きしているんですけども。

○政府参考人(市川健太君) 営利企業等は営利企

業以外の法人というものも含まれますので、こちらの方に含まれてきてしまいますということでございます。

それで、密接関係法人等というのは、そうした広範な定義である営利企業等のうち、資本関係、取引関係等において密接な関係を有するものとして政令で定めるものというふうになりますので、その政令で定めるところでどういう制約が掛かってくるかということでございます。

○古川俊治君 いずれにしても、任期のない研究者で応用研究をやっている人が独法にいて私立大学、国立大学に行けないという制度だと日本の研究開発の人事交流って終わっちゃうんですよ、本当に。ですから、その点は、この法律にかかわらず、できるような運用を必ずしていただきたいというふうに思います。

元々、この再就職の依頼等というところでございますけれども、まさに、例えば主務の研究者の推薦状というのが依頼に当たるのかどうか、その辺も考えてもらわないと、ただこの人を推薦しますという書き方なんですけど、そこをよく運用上は緩和をしていただきたいというふうに思います。

最後に、この法律の三条に、三項ですけれども、本法の運用に当たっては、独法の事務の事業の特性に十分配慮しろと書いてあるんですね。研究開発というのは不確実性で、大変専門的で長期的なビジョンを持たないといけないという特性があるんですけども、特にその専門性というところがほかの事務とはかなり違っていると思っております。

今現在、実は調達で非常に難しいことがあつて、やっぱり非常に専門性の高い物品の調達ということになりましたと、もうそこをやっているのがずっと長年付き合っている一社しかなくて、同じようなものであつても違う会社で作ると研究がなかなか進まないという実態があるんですけども、現在、国立大学法人では一千万円までの調達が可能でできるんですけども、独

法では実は百六十万円ではできないんですけどね。百六十万円というと、本当に細かい機材までこれは一般競争入札にしなきゃいけないということと、これは大変研究にちよつと支障が出ちゃうところが多いと思うんですけども、この点は研究開発の特性に応じた運用というのはできないんでしょうか。

○政府参考人(市川健太君) 御指摘の点は、昨年末、閣議決定を政府内で検討する際に非常に大きな論点になったところでございます。

まず、後段の随意契約ができる限度額から申し上げますが、これは、平成十九年六月の参議院決算委員会決議において、随意契約の限度額を国の基準よりも高くしている法人が数多く見受けられるということから、百一独立行政法人全てを対象に見直しを行うというふうに決議されたことを受けまして、独立行政法人整理合理化計画において、独立行政法人の限度額の基準を国と同額に設定するよう措置したところでございます。随契限度額についてはこのような背景があることから、今回の改革でも引き続き同額を維持することとしております。

しかしながら、前段で委員御指摘になりました、随契が本来可能であるにもかかわらず一般競争入札となり、円滑な事務の実施に支障を来しているという問題について解決を図っていかなければなりません。現在、現状を見ますと、独法を含む公共調達全般については随意契約をより競争性の高い契約へ移行する取組が進められてきておりまして、これは今後とも続けてまいります。

しかしながら、特殊な機器等で調達先が限定される場合や緊急な場合など、国の調達手続では随意契約を行うことが認められている場合であっても独法では一般競争入札が行われ、結果として国際競争上のマイナス要因になっているとの指摘があつたところでございます。

このため、昨年末の改革の基本方針の閣議決定では……

○委員長(水岡俊一君) 時間ですので、お答えを

簡単にしてください。

○政府参考人(市川健太君) はい。

総務省が随意契約が可能なケースを具体的に示し、各法人が随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化するという方針を示しておりまして、これによって公正性、透明性を確保しながら調達合理化を図るという見直しを行ってまいりたいと思います。

○古川俊治君 どうもありがとうございます。以上で質問を終了します。

○蓮舫君 民主党の蓮舫でございます。

今回の独法の改正案、政府は、制度本来の趣旨にのっとり法人の政策実施機能の最大化を図り、官の肥大化を防止、スリム化を図る観点から抜本的に見直す」と説明。これは私たちが行ってきた行革の姿勢と全く重なりますので、賛成します。

ただ、我々の政権のときに、当時、制度創設から独法は十年たっていて、組織の在り方、業務運営の両面で相当綻びが出ていて、それを改善しよう」と、まずは制度そのものを改正する前に全ての独法の事務事業を事業仕分等を使って洗い出して、公開で整理をした。その結果、政権交代前に比べて独法への政府からの支出、一割削減をした、あるいはため込んでいた埋蔵金二兆円も国庫にお戻しをいただきました。その上で、組織の統合、新たなガバナンスの構築、新しい制度の提案を行ってきました。

今回、政府は制度の在り方の見直しが前面に出ていますが、大臣の言うスリム化とは国からの財政支出の削減も併せて実現する意味でしょうか。○国務大臣(稲田朋美君) 民主党法案の中のもの、引き継げるものは全て引き継いでおります。そして、抜本的な改革というところでは一致をしております。ただ、今回の法案では、独法制度自体は意義のあるものであるということで、独法制度自体は廃止をせずに残して、本来の趣旨に戻るというところでございます。

それで、今御指摘のとおり、本来の趣旨に戻っ

て、法人の政策実施機能の最大化、官の肥大化防止、スリム化を図るという観点から、制度、組織、両面で抜本的に見直すこととしたものであります。本法案でも、運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課すこと、また、中期目標期間終了時に主務大臣が行う業務、組織の見直しについて第三者機関が厳格にチェックすることなどを盛り込んでおりまして、これは独立行政法人の肥大化防止、スリム化を図っていくものでございます。

このスリム化に国からの財政支出削減が含まれるかどうかというお尋ねでございますが、これは、業績評価に基づく業務改善、中期目標期間終了時の業務、組織の見直しなどを通じて、結果的に国からの財政支出が削減するということはあるというふうに考えております。

○蓮舫君 財政支出削減だけが目的になってはいけないと思うんですね。今回の独法の改革を得ることによって、国が行うよりも独立行政法人が行った方が効率的、最大効果を発揮するとなつた場合には、結果として独法に多くの事務事業を委託した方が国の支出を小さくして最大効果が出るので、相対的に財政支出が大きくなるということも私はあると思うんです。

いずれにせよ、独法がちゃんと国よりも機能する、これを目的にしっかりと見ていただきたいと思うんですが、確認しますが、現独法通則法における独法の定義というのはどうなっていますか。

○国務大臣(稲田朋美君) 現通則法においては、二条において定義が規定をされております。そして、その定義を申し上げますと、独立行政法人とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的、効果的に行わせることを目的とするというふうに定義がされているところでござい

ます。

○蓮舫君 ありがとうございます。今の目的は、「効率的かつ効果的に行わせること」となっているんですね。ただ、改正案を見ますと、効果的、効率的に行わせるためとなつて、そこから目的が離れました。そして、新たに類型化される三類型の独法の種類によって新たな目的がそれぞれ定義をされた。

それぞれの目的を簡単に教えてください。

○国務大臣(稲田朋美君) 改正法における三類型の目的という御質問だというふうに伺います。そして、三類型、中期目標管理法、そして国立研究開発法人、行政執行法人の三類型でございます。

中期目標管理法は、公共上の事務及び事業を中期的な目標、計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益の増進を推進することを目的としたしております。

国立研究開発法人は、研究開発を主要な業務とし、中長期的な目標、計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じて国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的としたしております。

行政執行法人は、国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる公共上の事務及び事業を単年度ごとの目標、計画に基づき行うことにより、正確かつ確実に執行することを目的としたしております。

○蓮舫君 三類型それぞれに新たな目的が定義をされました。我々は、中期目標行政法人と同じような法案の類型化を提案したんですが、我々の法案では、その定義そのものに、「一定の自主性及び自律性を発揮しつつ中期的な視点に立って効果的に執行することが求められるものを行うことを目的とする法人であつて」と、定義そのものに効果的執行というのを目的として入れ込みました。現政府案ではこれが削除されました。

確認ですが、全ての三類型の独立行政法人は、その目的規定の上に、効果的かつ効率的な執行、二条にある前文に係るんでしょか。

○国務大臣(稲田朋美君) 二条の前文は全ての独法に係る目的でございますので、今委員御指摘の効果的かつ効率的という目的は係るというふうに考えます。

○蓮舫君 私たちが政権にいたときに作った法案と現政府の法案、あるいは今回の政府案と民主党とみんなの党の政府案の違い、あるいは現政権下の行革推進会議がまとめた方針と現在政権下の閣議決定の違いを全部精査をしました。

まず、確認をしていますが、これまでの独法改革においても、いわゆる埋蔵金というのをどうするか、不要資産をため込んでしまつたというのをどうやって改善させるかという議論がありました。どんなに法人内部でこれまでは行革を行ったとしても、そのことによって予算削減を実現したとしても、翌年度の運営費交付金の減額にそれが直結されたんですね。だから、どんなに自己収入を上げても、行革をして削減しても、それが運営費交付金で切られてしまつとインセンティブがなかなか行革において働かなかつた、それを今回、法案ではどのようにしようとしていますか。

○国務大臣(稲田朋美君) 大変重要な指摘だというふうに思います。幾ら頑張つてもそれが運営費交付金から削除されるのであれば、頑張ろうとか効果的にやろうとかいうのは働かないというふうに思います。

そして、今回は、改革の基本方針の閣議決定において、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に自己収入の増加見込額を充てて行の新規事業の経費も要求できるとして、運営費交付金の要求に当たつてその分を減額しなくても済むように等の弾力化を図ることとしたしております。

これは、独法の運営費交付金が想定される自己収入額では賄えない費用を手当てするという性格なものであるため、従来の硬直的な取扱いでは自

己収入増加が交付金の減額要因ともなっており、先ほど委員が御指摘になったインセンティブに欠けるという批判があったことに対応して、自己収入増加が見込まれる場合に運営費交付金を減額要求することなく、自己収入の増加見込み分を新規の業務に充てて事業規模を増やすことが可能となるという工夫をしたところでございます。

○蓮舫君 賛成です。法人努力で自己収入を増やして、それまでの業務に充てていた運営費交付金が減額されなくなると、新たな利益分を新しい事業に投資をしていく、経営側の裁量が広がるんですね。この新規業務が効果を発揮して、更に自己収入の増加につながっていく場合、それまでの法人内での過去の事務事業というのは整理をされていきますし、新陳代謝が働いて、結果、国からの交付金の減額にも自然とつながっていく姿を私は支持したいと思えます。

ただ、法案の条文にはないので、これは何を

もって担保しますか。

○国務大臣(稲田朋美君) 御指摘の何をもって担保をするかということですが、これは昨年末の改革の基本方針で決定をしております。政府として意思決定をして閣議決定で担保をされているというふうに考えております。

○蓮舫君 今回の独法の改正、政府案の方針を決めた閣議決定は平成二十五年十二月二十四日です。その四日前の十二月二十日、行革推進会議が「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」をまとめています。行革推進会議の議長は総理ですから、この方針を受けて、政府として独立行政法人改革等に関する基本的な方針を閣議決定。

これ読み比べたんですが、一点、行革推進会議がまとめたものの文章から閣議決定になったときに文章が抜け落ちている箇所がありますが、御存じですか、大臣。

○国務大臣(稲田朋美君) 今御指摘の十二月二十日の基本方針と閣議決定のもの、私は基本的には同一だというふうに認識をいたしております。

○蓮舫君 よく読んでいたできたかったとこれは思うんですが、行革推進会議は、経営努力促進として、自己収入増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする、これ今確認しました。ところが、同時に、その後、後段にこう書かれていたんです。なお、実際の自己収入の額が見込みの額より減った場合には、法人の業務に対する国民のニーズが減少している可能性もあり、その原因を分析し、事務事業の見直しなど必要な経営改善を行うことは言うまでもない。これが丸々カットされています。

つまり、行革推進会議と閣議決定を比較して削除したのはここだけなんです。自己収入が減った場合の手当てをどうするか、何でこれ削除したんですか。

○国務大臣(稲田朋美君) 御指摘の点については、今委員がお読みになったことを聞いて、私は、それは当然のことだということで盛り込まなかったのではないかとこのように考えます。

○蓮舫君 当然と思うことは、閣議決定や法律条文で担保しないと骨抜きになるんです。行革大臣はそこをしっかりとチェックしなければいけない。細部は本当に細かいところに宿っちゃうんですよ。

つまり、自己収入が増えたときには運営費交付金を削減しないけれども、経営努力をしても経営努力をしなかったとしても自己収入が増えなかった場合には法人内部で見直してくださいねというのは、これ当然のことは、是非運用面で担保をする努力をしていただだけませんか。これ簡単です。行革推進会議で一度上書きすればいいと思います。行革大臣(稲田朋美君) 今委員の御指摘の点をもう一度私もチェックをして、検討してまいります。

○蓮舫君 ありがとうございます。次に、役員の任命について伺います。

ここは現政権と民主党と本当に大きく違う。今回衆議院で修正されて送付をされてきましたが、法人の長、監事の任命について、私たちの法案は原則公募としました。政府は原則公募を撤回した。

修正前の政府案ではどうなっていますか。

○国務大臣(稲田朋美君) 主務大臣は、前二項の規定により法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ公募、当該法人の長又は監事の権限の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう、候補者の推薦の求め、その他の適任と認める者を任命するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうになっておりました。

○蓮舫君 つまり、必要に応じ公募、候補者の推薦の求め、適任と認める者を任命と、並列になっちゃったんですね、公募が。今回の衆議院の修正でも公募の活用に努めなければならないということ、やはり並列になっているのは実は変わらないんです。これ、なぜ原則公募にできなかったんでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 公募の良さというのはあると思います。幅広くから募ることができるという意味、そして、その手続が非常に透明性が担保されていて国民がどう選んだかということが分かるという意味でいい面があると思います。

ただ、一方で、公募を実施したものの応募者に適任者が不在で再公募の追加措置を要した場合が約一割あり、書類や面接による選考では必ずしも十分に適格性を事前に把握できなかったという事例もござります。また、公募という方法では任命者は基本的に応募者の中からしか選ぶことができず、任命者自らの発意で主導的な人事になじみにくいという面もあります。

役員の任命に当たって最も重要なことは、主務大臣から与えられている政策目標の実現に向けて最適な人材を登用することであって、その方法には公募、推薦、多様な方法があり、その中で適材適所、最適な人材を確保するという選択は任命権

者の責任で行われるべきものであるという、そういう考えで、法人運営による重要な職である法人の長及び監事の任命に当たっては、原則公募という義務付けはせず適任者を得るための選択肢の一つと位置付けたということでございます。

○蓮舫君 例外一割のために原則を外すというのは、やはり今の説明では私は納得できない。

今回、独法の自主、自律性、裁量を広めます、自由度を広めます。そうすると、大事なものはやり情報公開ということになってきますので、透明性を担保させるというのが何よりも大事なんですね。

今大臣おっしゃった公募がなかなか応募者に適任者がいなかったという場合、これ、私が大臣のときもよくありました。再公募という話で、それは手間暇が掛かります。ただ、結果として、多様な人材の中から透明性を確保して適格者を見付けるとい、この手段は私はやっぱり有効性がとても高いと思っています。やり方だと思えます。原則公募にしておいて、応募者に適任者がいない場合には候補者の推薦を求めるとか、あるいは適任と認められる者を複数公募に推薦して、そしてそこからもう一度選んでいく。つまり、原則公募にしておけば運用面でいろんなことが可能になってくるんです。

政府案では、今、公募の手段を経ずに大臣の判断だけで任命が可能になるんです。大臣に近い、大臣に長く仕えた人が再就職先として独法の長、監事に任命された人ではないかと臆測を呼ばない仕組みはやっぱり要るんじゃないですか。

○国務大臣(稲田朋美君) 適材適所、本当に能力のある人になってもらうというのはすごく重要なことだと思います。そして、その選び方で公募の良さもあるし、大臣自らという場合もあるうかと思えます。ただ、今御指摘になった、それを国民にきちんと説明して透明性を確保していくということはとても重要なことだというふうに思います。

ですから、公募によれば透明性もおのずと確保

されているわけでございますので、公募によらない場合、そういった、どうやって透明性を確保していくかについては国会でも、衆議院でも御議論がありました。国会での御審議を通じて検討していきたいというふうに思います。

○蓮舫君 説明責任はもちろんなんですけれども、制度として透明性を担保するというのを外しては絶対いけないと思うんです。

私たちの法案では、法人の長、監事の任命は内閣の承認を得て主務大臣が任命としました。公募を得た上で主務大臣が決めたとしたのも内閣のチェックが入る。でも、現政権ではこの内閣の承認を得てを削除しました。なぜですか。

○国務大臣(稲田朋美君) やはり、それは主務大臣の政策目標を達成するためにどのような人材が必要かと、そしてその長、監事に適任者を確保する責任者は誰か、また権限者は誰かといえます。やはり政策責任者である主務大臣にあるというふうに思います。そのため、主務大臣の人事権を尊重して、内閣の意思決定である内閣承認を得ることはしないとしたものでございます。

ただ、現在も行っている法人の長の任命に係る閣議口頭了解というのは、それを各大臣にお知らせするという意味では必要ではないかと思えます。

○蓮舫君 大臣が全て行革の意識があつて立派な方だったらいんですよ。だけど、大臣によっては、時として善かれと思つて決めた人事が第三者あるいは国民から見たらお友達人事じゃないか、あるいは近い人の情実人事じゃないかと映ることがある。だから、閣議口頭だけでは、閣議口頭というのは、閣議でその場でできませんと口はなかなか出せないんです、制度として。だから、内閣の承認を得ると私たちの法案では定義付けたんです。そのことによって、行革担当大臣が、それは国民から見たら理解得られませんか、そこで歯止めを掛けるようにしたんですね。

是非、これ、もう法案変えられないでしようから、運用でこういうふうに行革担当大臣がどこか

で関われるように、私たちは運用でそれやってきました。大臣が決めた人事に対して行革担当大臣が、本当にこれは公募で適正なのか、大事なのか、国民から誤解を呼ばないかという運用をしてきました。それは考えていただけますか。

○国務大臣(稲田朋美君) そういう観点からのチェックは今もやっておりますし、それは行革担当大臣としてこれからもチェックすべきだというふうに思います。

○蓮舫君 次に、法案では公募が「必要に応じ」と、これ冠が付いていますね。この必要に応じは、平成二十一年九月二十九日の民主党政権下の閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」、この方針によるものでよろしいでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) そういうことでござい

ます。

○蓮舫君 この対応方針というのは、国民の天下りに対する厳しい批判を受けてまして、公正で透明な人事にするために公募を導入し、公募で公務員OBが選ばれた場合は問題としないとする内容です。それを引き継いで法案の必要に応じに当てはめてくださっているんですね。

ただ、その後、政権が替わったり、担当大臣が替わったり、あるいは考え方がその政権によって変わることによって、必要に応じに当てはまる閣議決定が新たにされた場合には、これは上書きされてしまいますよね。

○国務大臣(稲田朋美君) 現時点で、この法案における必要に応じの必要があるというふうな認識をいたしております。ただ、今後、政権交代等があった、また社会情勢の変化によってこの扱いを変えることがないのかという、それはあり得るというふうに思いますが、ただ、一旦閣議決定をしてずっとやってきているものを変えるには、それなりの国民に対する説明責任がなければならぬというふうに思います。

○蓮舫君 国民に対する説明責任があるという前提ならそれは変えられるということを考えると、

この必要に応じの民主党政権の考え方が今後変わる可能性があるから、その確実性を私はどこかでやっぱり担保してもらいたいと思うんです。

我々のときに公募を導入することによって、独立法役員に占める退職公務員の比率は政権交代前の三割から七％に低下しました。ここは堂々と優秀な国家公務員OBも就任をされているんですね。だから、やっぱり手段を透明にするということとは大事なことで、それが、法律に書いてあるものが不確実性があるのであれば、是非これは現政権の姿勢として、もう一度閣議決定してもらって担保をしてもらうということも考えていただけたら

○国務大臣(稲田朋美君) 私は、その必要性に応じの必要性の……

○蓮舫君 必要に応じ。

○国務大臣(稲田朋美君) 必要に応じの必要に民主党政権における閣議決定が当たるといふふうに考えておりますし、その閣議決定を変えるということとしてはおりませんので、当然引き継いだというふうに認識をいたしております。

○蓮舫君 大臣は引き継いでくださって有り難いんですが、大臣がずっと行革担当大臣、おられるという保証もないので、やはりそれはしっかりと私は何らかの政府決定で担保してもらいたいというのを、これは是非どこかでもう一度考えていただきたいと思ひます。

次に、役員報酬。自民党政権下です。平成十九年十二月二十四日の閣議決定、独法整理合理化計画で法人の長の報酬は国家公務員の事務次官以下とする。法人における一律の上限を定めてきました。これ、我々も引き継いだ。私たちの政権のときにも、平成二十二年の十二月七日に独法の事務・事業の見直しの基本方針を閣議決定して、給与水準を国家公務員と同等となるように努めてきました。今回、これ上限撤廃します。なぜでしょう

○国務大臣(稲田朋美君) 独法法人の役員報酬については、これまで独立行政法人整理合理化計画

において法人の長の報酬は事務次官以下とするとされて、これが各法人一律の上限となってきました。

しかし、先ほど来、研究開発法人の問題など、一律の上限を設けていることによって、かえって法人が必要な人材を確保できないおそれがあるのではないかと、独立行政法人の業務内容、法人規模など、それぞれの異なる特性から必要な人材を確保できないおそれがあるという指摘がなされてきました。

このため、昨年末の改革の基本方針では、現在の硬直的な仕組みを改め、法人の事務、業務の効率的、効果的な実施に必要な場合には、法人及び主務大臣が説明責任を果たした上で、法人の長の報酬を事務次官以上とすることも可能とするよう見直すということにいたしました。これを踏まえて、必要に応じ報酬を柔軟に設定できるよう、役員報酬の上限に関する規定を通則法上置かないということにしたものでございます。

○蓮舫君 私たちの法律案では、内閣総理大臣が定める額を超えてはならないと上限設定を求めたんです。それはなぜかという、たった一つ、独法の役員というのは公益を追求する立場です。かつ、税金でその運営がカバーされているので、国家公務員の給与を大きく超える支給が国民の理解を得るのはやっぱり難しいと思ひます。

ただ、今大臣も指摘したように、研究開発とかその法人の特殊性から、高額で優秀な方を招聘することによって業務の効率化、効果的運営を実現できて、それが結果として国の行う事務事業より費用対効果が高くなる場合もある、スリム化が行われる、それは否定をしません。ただ、そうした特殊事例の場合は、国民に納得いただける説明、情報公開をすれば事足りるので、むしろ原則上限を設定をして、特殊事例の場合だけ上限撤廃を別途設けるのをやればよかつたんじゃないですか。

○国務大臣(稲田朋美君) 意図しているところは同じです。ただ、今回は、報酬の上限を法定する

のではなくて、昨年末の改革の基本方針に基づいて、法人及び主務大臣が説明責任をしっかりと果たすという前提で報酬を柔軟に設定することが適当というふうに考えたところでございます。

○蓮舫君 柔軟な給与決定権というのは分かるんですが、じゃ、例えば、国会法で一般職の公務員は国会議員の歳費以下との上限規定があります。つまり、次官は国会議員よりも給与が低いことが定められています。行政執行法人、今回新たに設ける行政執行法人の役員は、特別職だけれども公務員です。そうすると、行政執行法人の役員給与はやはり国会議員よりも低いという上限設定を求めるべきではないでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 行政執行法人の役職員の報酬については、公務員型の独立行政法人である行政執行法人についても、その事務事業は多様であり、役職員の報酬、給与を一律の上限を設けるような画一的な取扱いを行うことは適当ではないというふうに考えておりますが、ただし、高い水準を設定しようとする法人は、高い報酬、給与を支給する必要性について十分な説明責任を果たす必要があります。

なお、行政執行法人は、国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務事業を行う法人でありますので、報酬、給与は国家公務員の給与を参酌して定めなければならないということになっております。参酌という言葉から、事務次官よりも高い報酬や国家公務員より高い給与水準について、国民の納得が得られるような必要性は現実的には想定しにくいというふうに考えております。

○蓮舫君 いや、上限を求めている、法人会計によって例外規定を設けるなら分かりやすいんですが、参酌というところでもうそこは自由に説明責任さえ果たせば高く報酬を設定することも可能になるんですね。

例えば、行政執行法人でいうと造幣局なんかもあります。これは、純正画一で偽造されない貨幣を合理的な価格で安定的かつ確実に供給する、こ

れ確実な執行を求められますよ。だけど、造幣局の最近の仕事を見てみると、随分と頑張っておられるんです。貨幣セット、金属工芸品の販売、国内外に販売できる丁寧な営業も行っていて、理事長の取組次第では自己収入を飛躍的に伸ばすことも可能なんですね、ここ。そうすると、そういう能力の高い人材を就任させて、財務省の事務次官よりも高い報酬設定が可能になるんですよ。公益を追求すると特段規定をされた行政執行法人の理事長が、こういうことも可能になる。だから、行政執行法人、国立研究開発法人、中期目標管理法、線引きをして細やかに私は対応するべきだと思います。

今回の独法の改革、先ほど来、大臣何度も言っていますけれども、業務内容を法人規模によって一律の規制を見直して特性に着目をしたと言っただけけれども、報酬に関しては一律の上限撤廃を取ってしまおうというのは、私はこれむしろ矛盾を起していると思いますが、いかがですか。

○国務大臣(稲田朋美君) ただ、先ほど申しましたように、行政執行法人については、報酬、給与は国家公務員の給与を参酌するという言葉を使っております。この意味するところは、やはり事務次官よりも高い給料を設定するというのは国民の納得は得られないというのが前提ということを想定をしているわけでございます。

なお、各主務大臣において十分な検証等が行われるようにするために、各法人の報酬、給与水準の公表様式等を総務省において統一的に整備する予定であり、きちんとした説明責任を果たす必要があるというふうに考えております。

○蓮舫君 大臣の言う前提の想定というのは私も理解はするんですけども、それは法律の条文に書き込むとか閣議決定に書き込まないと、なし崩し的に運用されるおそれがあるから、先ほど来こだわって私は指摘をしているんです。

今日、資料を付けさせていただきましたが、私たちと現政権の独法改革の違い、我々は平成二十四年一月二十日に独法の制度及び組織の見直しの

基本方針を閣議決定しました。その十一月後の平成二十五年十二月二十四日に現政権が新たな基本的な方針を閣議決定、それを受けて今回の法案ができていますんですが、我々の改革の方向として、独法の特性に着目をした類型化とか、あるいはガバナンスの強化、国の関与の強化、一貫性、実効性のある目標、評価の仕組みの構築、大きく変えたい部分はほとんど引き継いでいただきました。ありがたいでございます。評価をします。ただ、記述そのものが削除されている項目も実は多い。

不要財産はどのように考えていますか。

○国務大臣(稲田朋美君) 不要財産の処分については、民主党政権下で改正をされました通則法八条第三項に従うということでございます。

○蓮舫君 通則法八条第三項は、独法が主体的に積極的に業務見直しを行い、将来にわたりと、かなり広い時間軸で事務事業、業務実施の上で必要ない独法が認めた場合に限り不要財産を処分と規定、そして不要財産は遅滞なく国庫納付と規定をされているんですが、これだと独法が自ら長い時間軸の中で不要と認めないと返さなくても済みますよ。そうやって運用されてきてしまった。だから、仕分を行ったときにフォローアップを行って、独法にたまっていった二兆円もの埋蔵金を国庫にお戻しをいただいたんです。

外部の客観的視点を入れないと独法の自主的判断では国からの交付金、税金由来の財源をためてしまおうという実態を改善するためにも、我々の閣議決定では法人内部における不要資産の留保を防止する仕組みを構築するとしただけです。なぜ削除するんですか。

○国務大臣(稲田朋美君) もちろん、その運営費交付金で不要なもの、それは削減すべきだということに考えます。

それをどうやってチェックするかということでありまして、それは、例えば行政事業レビューなどもそうでしょうし、そういう対応するということは私は当然だろうというふうに思いま

す。

○蓮舫君 行政事業レビューで二重、三重にチェックするのは当たり前ですよ。独法の改革を行うのであれば、その改革を行う閣議決定の基本方針に、なぜ不要財産をため込まない仕組みをつくるかと我々が書いたものを削除をしたのか。これ、大きな私たちがの考え方の違いだと思います。

じゃ、もう一つ、不適切な支出をチェックする必要性はどうでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 平成二十四年一月の独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針の閣議決定において、今御指摘の不適切な支出をチェックするという記述があったことは承知をいたしております。独立行政法人が支出する会費等契約によらない支出については、政権交代後も、平成二十四年三月の独立行政法人が支出する会費の見直しについて等に基づいて、各法人、所管府省における見直し、点検や、各法人における支出の公表を引き続き実施をしているところでございます。

今後とも、各法人、所管府省において、会費の支出を含めた独立行政法人の不適切な支出については適切に見直しが行われることが重要であるというふうに考えております。

○蓮舫君 独法自体が見直しを図らせるために閣議決定に書き込んでおかなければいけないかった項目を現政権は削除をしました。

なぜ私たちがそれを書いたかというところ、例えば原子力村、人、金の持ちつ持たれつの構造が国民から大きな批判が起きました。日本原子力研究開発機構、独法の機構の職員が、関係省庁の国家公務員OBが再就職している公益法人等に、機構から、契約によらない、契約以外の金銭交付支出が判明しました。平成二十一年度半期だけで約二億です。これ、何に使われたか。支出内容は、独法や国からの天下り先がいた法人等への賛助会員の年会費ですよ。一か月で四百万円会費を払っている事例もありました。その会費が天下りの人件費

に回つていると疑われました。

だから、税金が独法を通じて天下り団体に会費で流れるなんということがあつてはいけないとして、私たちは、不要、過大な会費の支出を含め不適切な支出をチェックし、公表する仕組みを構築すると閣議決定したんです。何でもそれを削除したんですか。

○国務大臣(稲田朋美君) 先ほど申し上げましたとおり、平成二十四年三月の独立行政法人が支出する会費の見直しについて等に基づいて、各法人、所管府省における見直し、点検や、各法人における支出の公表を引き続き実施をしているところでございまして、閣議決定では言及されていないものの、引き続き実施をするということでございます。

○蓮舫君 民主党政権時代に決めたことを守っているからいいだろうというのは、それは一義的にはいいかなと思ふんですけど、担保されなきゃ駄目なんです、閣議決定なりなんなりで。わざわざ基本方針で担保される閣議決定内容から削除をしているのが私は全く理解できないし、それが現政権の行革に対する非常に甘い、緩い姿勢だと指摘せざるを得ないんです。

公務員OBの再就職先との取引状況はなぜ削除したんでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 公務員OBの再就職先との取引状況については、既に総務省における退職幹部公務員の再就職先の公表、各法人による契約金額や契約先等の情報公表が行われており、これらを参照して公務員OBの再就職先との取引状況を把握可能であることもあり、また法人の事務負担も考慮して開示の義務付けまでは見送ったところでございます。

ただ、本件については衆議院の附帯決議もございいます。関連法人の取引状況について、どのような取引状況の開示の方法が適当であるか、総務省と連携をして検討を進めてまいりたいというふうを考えております。

○蓮舫君 大臣、これ、もう一度ちよつと調べて

いただきたいと思います。

前々の問合せで事務方から聞いていますが、大臣が答弁している、既に公表されている情報で把握可能なもので義務付けを見送ったと。把握可能じゃありません、把握できません。つまり、再就職先、再就職者がいる法人と独立行政法人の取引の内容は、相当緻密に調べないと、情報公開前提で、分かりません。

JAEAの原子力村、これも納税者の理解は得られませんでした、都市再生機構、URの人、金のもたれ合いもこれもひどかった。我々が政権を担った直後、平成二十年度末の情報調べました。URの出資等でできた会社など、特定関連会社、関連会社、関連公益法人、それとURとの取引、UR関連法人全ての総売上高に占めるURに係る売上高は四九%、もう半分もたれ合っちゃっているんです。

随契約の割合は五割、額にして七百二十五億、役員への再就職者数は百二十一人、職員への再就職者数は百九十六人、税金が国から機構に流れた、機構から天下りのいる法人に流れた、お互い持ちつ持たれつの還流、随契約で民間が参入できない仕組みになつて、我々はこれを洗ってきた、この経緯は御存じですか。

○国務大臣(稲田朋美君) URに関しては、自公政権においても、平成十九年の独立行政法人整理合理化計画の閣議決定を踏まえて、関連会社との随契約を平成二十五年までに原則全て競争性のある契約方式へ移行させるとしたほか、平成二十一年には関係会社の剰余金の返納に着手しております。

今御指摘の民主党政権でございすけれども、平成二十一年の十一月の独立行政法人の契約状況の点検・見直しについての閣議決定を踏まえ、URにおける競争性のある契約方式への移行を二十二年度に前倒しで完了させることとしたほか、平成二十二年の十二月の独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の閣議決定を踏まえ、URに

納させるように要請をされたところでございす。

この結果、平成二十四年度には関連会社との関係の競争性のない随契約は、URが事務所として建物を賃貸借する契約六件一億円に限定され、また平成二十五年にはさきの百四十億円の利益剰余金の返納が実施されたところでございます。

○蓮舫君 資料二枚目に付けました。今どうなっているか調べました。

機構からの再就職者が減ったというんですが、特定関連会社の役員に占める天下りの割合、依然三七%です。関連会社へは四人に一人がまだ天下り。再就職だけならまだしも、併せて随契約、今大臣が堂々と答弁をされた平成二十年度末四九・五から〇・一%へ大きく下がって、一見すると競争入札、企画競争へと改革が進んだかのように見えるんですが、特定関連会社、関連会社、関連公益法人全体の総売上高に占めるURに係る売上高割合、URへの依存率は四九・一%から、直近で五一・四%に上がっているんですよ。これ、どういふふうに見えますか。

○国務大臣(稲田朋美君) まず、再就職の状況については、平成二十二年二月の衆議院予算委員会での冬柴国交大臣の国会答弁を受け、現在、機構から関係会社の再就職のあつせんは行っております。

この結果、機構の役員員であつた者の関係会社に再就職している役員数は、平成十八年度末、三百六人、二十八社から、二十四年度末、七十六人、二十五社に大きく減少しているところであります。

また、今回のUR改革において、昨年末の改革の基本方針の閣議決定において、URの契約の在り方について整理した上で平成三十年度までにその数を半減することとしたしております。

○蓮舫君 全く違う答弁するのやめてください。随契約がなくなつて競争に移つたけれども、URの関連団体がURへの依存率が高まつているのは何でなんですかという、改革を骨抜きにされて

いる可能性があるんですよ。

いいですか。専門性の高い業種であれば、随契約から一般競争入札にしても、元々請け負つていた専門性を持つ法人が請けるのは、これは理解ができます。じゃ、でもどういう業務をこの関連法人が持つていたかと調べると、団地の清掃業務、管理業務、駐車場管理、同業他社が多いような、いわゆる替わつてもおかしくないような業務内容ばかりなんです。それをまだ引き続き天下りがいる法人が請け負っているということは、例えば競争入札、企画入札にしたとしても、特定の条件を入れているんじゃないですか。過去にこの事業を請け負つた者だけが入札に参加できるとか、そういうところまで見ていかないと、実は改革の中身というのはチェックできないんです。

それを今回、私は、法律の改正でどういふふうに担保できるか、大臣、何か答えがありますか。○国務大臣(稲田朋美君) 割合が上昇しているところ、やはり一者応札のところだと思ひます。そして、競争入札しても、結果、一者応札となつてしまつていふことだといふふうに思ひます。

ただ、今委員が御指摘になつたように、なぜ一者応札になつていふかという点については厳しくチェックをしていかなければならないと思ひます。

○蓮舫君 これも我々の政権時に書いてあつたものが現政権の閣議決定では削除されているんです、是非これ、今検討するということなので、どうすればいいか。

それは、今回、法人、いわゆる調達改革によつて現政権は、随契約によることができれば場合を明確化するとしたんですが、そこに足りてくたさい。我々がやつてきた閣議決定、二十一年十一月、これは、競争入札が実質的な競争が確保されているかの検証もというのを加えているんです。私たちは、それを現政権はカットしているんです。是非それ加えていただけませんか。そうしたら簡単にチェックができるようになります。

○国務大臣(稲田朋美君) 今、随意契約によることができる具体的なケースを総務省が示して、各法人が会計規程等において明確化することによって調達に係る公正性、透明性を確保しつつ、調達の合理化を図るという見直しを行うこととしたところでございます。

○蓮舫君 もう一度後で議事録よく見ていただいで考えてください。全てを削除しちゃっているんですよ、大事なところが。

いいですか、先ほど埋蔵金の話しました。この税金由来で独法経由で関連会社に流れたお金で、関連会社の中でたまり金が我々が政権取ったときにあつたから、それを戻させました。今、それを戻させていると堂々と言いました。確かに、これを見ていると、七十六億円はこれからも戻すというふうになっているんですが、それを含めてもまだ四百四億円たまっているんです。だから、私たちは独法改革の基本方針の閣議決定の文言で、関連会社等との契約の透明性を高め、多額の不要額が認められる場合には返納させる取組を強化と書き込んだんですよ。それを現政権はこれ削除しています。いいんですか、削除して。

○国務大臣(稲田朋美君) 削除はしておりますけれども、当然のことだと思います。

○蓮舫君 それが行革への姿勢と受け止めました。

削除させちゃ駄目なんです。今までやってきた様々な問題、様々なトラブルを、せっかく行革を進めて法律を変えらるんであれば、担保される閣議決定の内容には魂を入れなきゃいけないでしょう。行革というのは細かいところに宿るんです。それを全部削除して、今までの方針を恐らく踏襲してくれるから大丈夫であろうという、そんな甘さで行革を担当するのは非常に残念です、私は。

何でURにここまでこだわったかというと、URは十三兆円もの負債を持っているんですよ。そんな借金を持っているのに返す計画がまだ具体的に立てられなくて、関連法人に、天下りがいると

ころに税金をばんばん流して金をためさせて、随意契約をなくしたと言いながらも依存率を高める、これは明らかにおかしいと思うんですが、これも政府の独法の基本方針を見ると、私たちが各独法について講ずべき措置としてURには、住宅・都市再生の事業による収益が本法人の有する多額の負債の返済に充てられる仕組みとするとわざわざ記載をしたんです。大変な戦いでした、これ書かせるのも、でも、現政権の独法の基本方針では、これ削除されました。何で削除するんですか。

○国務大臣(稲田朋美君) URに関しては、私が引き継いだときに、岡田行革担当大臣の基本的な方針というものがあつた。しかし、それは大変現実的に難しい、法律的にも問題を含んでおりました。

今回、URに関しては、今おっしゃったように十三兆円もの有利負債を抱える財務構造の健全化の問題、また民間との競合が否定視される都市のタワーマンションの民業補完の徹底を両立させて、金利上昇等のリスクが顕在化しても、URが今後真に担うべき役割を果たしていけるような改革を目指したんです。これは、平成二十四年の改革案とも基本的には共通をしているというふうに思います。

ただ、岡田さんのときになされたあの改革案は、非常に住民の反発もある、また、法律的にも果たして実現が可能であつたか、非常に不確かなものだったわけがあります。

今回、私の独法の改革では、UR改革について特出しをして、ワーキンググループを設けて、過去の改革案を全て検証して、改革の趣旨が確実に実行されるように丁寧に検討を行いました。その結果、今回の改革では、都心のマンション等はサブリースにより民間事業者運営を委ねた上、最終的な処分までの道筋を示し、それ以外の郊外の団地も、関係会社が担う管理業務のコストの大幅削減、収益性の低い団地の積極的な統廃合等により収支を大幅に改善させる、関係会社……

○委員長(水岡俊一君) 大臣、おまとめください。

○国務大臣(稲田朋美君) はい。

私が言いたいのは、そういう大きな改革の方向性を示して改革を着実に実行していくことがURの改革にとって非常に重要であつて、今回はURも国交省も最後のチャンスであるということとで今改革に取り組んでいるということをお願いしたかったというところでございます。

○蓮舫君 最後の改革といっても、この負債をつくったのは自民党政権じゃないですか。ずっとつくつていたものを我々の政権で洗おうって戦つたんですよ。

その上で、今大臣、岡田大臣から引き継いで道筋を示したと堂々と胸を張られるのであれば、本筋である独法改革の閣議決定の基本的方針から十三兆の債務に対する記述をばつさり落としたのは何でなんですか。道筋を示したというんだつたら、堂々と書き込めばいいじゃないですか。そして、どんなに大臣が替わろうと、どんなに内閣が替わろうと、それは担保されます。思っている、やっている、だから理解してくれというのが、政府の仕事はどこまで形にしないと引き継がれないんです。甘いなど改めて思わざるを得ない。

もう一つ確認します。

第二十八条、業務方法書を今回の法案では新たに作成する内容で、役員の職務の執行が法令に適合することを確保する体制整備、その他の事項を記載とあります。

今までいろいろ私は指摘をしてきました。様々な問題はここに記載されると理解をしてもよろしいですか。

○国務大臣(稲田朋美君) 二十八条の業務方法書は内からのガバナンス強化でありまして、法令遵守と内部体制の構築の義務が書かれております。そして、その中では、適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。その上で、その独法

個々人の特性に合わせた業務方法書というものが作られるというふうに考えます。

○蓮舫君 確認ですが、最近起こった厚労省所管のJEDD、高齢・障害・求職者雇用支援機構の問題なんです。これは、今言つた業務方法書の中でこういう官製談合が起きないように規定していただけますか。

○国務大臣(稲田朋美君) 今、抽象的な御提言でありますけれども、当たり前のことだというふうに考えます。

○蓮舫君 じゃ、具体的に指摘します。安倍内閣の補正予算、使い切れなかったんですよ、じゃあじゃあ組んで。だけれども、厚労省としては、それはしっかり使わないとやはり政権の意思に反することになるから、無理やりやったり企画立案をするんです。無理やり企画立案をする、その事務事業を担う人が手を挙げなくなる、不落になる可能性があつて、それを避けるために官製談合まがいのことが堂々と行われた。

短期集中特別訓練事業、天下り特殊法人に基金を組みました。その事業を誰も手を挙げないと困るので、JEDDに落としてくださいと、厚労省の職員がJEDDまで行って、額の入った仕様書を渡して落としてくださいと話をし、そしてその後、食事会、二次会にも行っている。これは補正予算が組まれる前日ですよ。こんなことをやって、それでさらに、実際に公募をするときには、厚労省の企画競争入札のインターネットの公示に全庁統一資格というのが先に入っていた。これが入っているとJEDDは落とせません。JEDDから電話があつた、そうしたら、一旦出した公募を厚労省は削除して、全庁統一資格という要件を切つて、そしてさらに公告をしている。こういう問題はなくなりますね。

○国務大臣(稲田朋美君) それは、今御指摘になった点は、委員も御質問です、私、厚労省で聞きながら、本当に同じような怒りを共有しております。言わば、違法行為まがいのことをやらな

い、これは当然のことだというふうに考えております。

○蓮舫君 怒りを覚えているんだったら、形にしてくださいよ。形にしないで、思っている、やっている、自己主張をされても、私は信頼したいんですけれども、それは人間関係の信頼であって、政権の担保にはならないですね。

今回、独立行政法人の自由度、裁量度を高めて経営努力をしていただいて、そしてスリム化を進めていくというんですが、それが他方で、やはり私は独法の気の緩みにならないかというのは、これはまだ私の中で疑念は消えていません。

法人の業務運営あるいは財務状況等の透明性を高めると言っているんですが、改革の基本方針で、法人は国民に対し説明という記述があるのが実に限られているんです。給与水準を高くした場合に国民の納得を得られる説明、予算見積りと執行実績の乖離が著しい場合の理由、この二つだけなんです。それ以外は、法人のいわゆる裁量、情報公開の思いによる部分がすごく多いんですね。

私たちは、細かいかもしれないけど、今までの過去の実績から問題があることをしっかりと担保をして、独法にそれは守ってくださいねとつくったものは、現政権はほとんどそれを削除している。例えば、役員年齢を引き上げるとか、公募は行わないとか、随意契約は横行できるとか、不要財産がため込まれるとか、関連会社や公務員OBが再就職する法人との不透明な契約が復活することが私は一番懸念をします。

民主党政権から改革を引き続き行くと、これは大臣が何度も答弁していますが、是非それは行革推進会議でもう一度御議論いただいて、我々の方向から現政権の閣議決定で落ちた部分はもう一回担保する必要があるのかを御議論をいただいて、その結果もう一度閣議決定をしていただくことがこの独法改革の更なる飛躍につながると思っていますので、約束していただきたいと思います。

○国務大臣(稲田朋美君) 今日、様々な観点から

御指摘をいただいたこと、それを仕組みとして担保するという点も検討していきたいというふうに考えます。

○蓮舫君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(水岡俊一君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開会

○委員長(水岡俊一君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、古川俊治君及び大野元裕君が委員を辞任され、その補欠として山下雄平君及び藤田幸久君が選任されました。

○委員長(水岡俊一君) 休憩前に引き続き、独立行政法人口通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人口通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○秋野公造君 公明党の秋野公造です。

お役に立てますよう質疑したいと思っております。総務省に伺います。国立病院機構について、平成十六年度の設立時、また第一期中期目標期間終了後の平成二十一年度においても、中期目標の下、公務員型とされた理由について伺いたいと思っております。

○政府参考人(讃岐建君) お答えいたします。

国立病院機構につきましては、難病、重症心身障害、筋ジストロフィー等、地方や民間では十分な対応が困難な患者の治療、処遇、また大規模災害など国家の危機管理の際の職員の派遣を確実に実施する必要があることから、現行の独立行政法人口通則法第二条第二項に言う「その業務の停滞が

国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるもの」として特定独立行政法人とすることを認めたものであり、平成二十一年度においてもその状況に変化はなかったものと承知しております。

○秋野公造君 確認ですが、ほかの特定独立行政法人についても同様の考え方により公務員型としたのでしょうか。

○政府参考人(讃岐建君) お答えいたします。

ほかの独立行政法人についても同様に独立行政法人口通則法第二条第二項に規定する「その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるもの」等の要件に該当するため、公務員型とされているものと認識しております。

○秋野公造君 ありがとうございます。

国立病院機構は、二五％の病棟を民間ではできない政策医療に充て、不採算部門を抱えながらも収益を上げ、その収益を中期目標の中で医療機器の更新や建て替えなど医療の向上に充てながら借金を減らしつつ、国民生活に大きな影響を及ぼす仕事をしてきました。今日はこれを前提に質疑をしたいと思っております。

内閣官房に伺います。今回の独法改革で法人を三つに分類するとしておりますが、その理由と考え方について伺いたいと思っております。

○政府参考人(長屋聡君) お答え申し上げます。

今回の独法制度見直しにおきましては、一律に同じ規律、共通ルールを適用することを改めまして、法人の業務の特性を踏まえ、最適な目標管理の期間の違いに着目した目標管理の仕組みを導入しております。法人を大きく三つに分類してございます。

まず第一に、中期目標管理法人でございますが、国民向けの様々なサービスを提供する法人として高い自主性、裁量を発揮した業務運営により高い成果を上げるため、三年から五年の目標管理を行う法人として位置付けております。

次に、国立研究開発法人でございますが、研究

開発を主要な業務とする法人として研究開発の成果を最大化するため、研究開発の長期性、専門性等の特性を踏まえ、五年から七年の中長期的な目標管理を行う法人として位置付けております。

それから、行政執行法人でございますが、国の業務と密接に関連した業務を担う法人として、国の相当な関与の下、正確かつ確実な業務執行を実現するため、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理を行う法人として位置付けております。

以上の三つに分類しているところでございます。

○秋野公造君 今のは業務と期間の関係について御説明いただいたのだと思いますが、では、なぜ法人の分類において中期目標管理法人は役職員の身分を非公務員としたのか。非公務員型と中期目標管理型がセットになっている理由について伺いたいと思っております。

○政府参考人(長屋聡君) 中期目標管理法人につきましては、主に国民向けにサービスを提供する業務を担いまして、三年から五年の中期的な期間において法人に一定の裁量権を与え、自主性を発揮した業務運営を行わせることで高い成果を上げることが目的としておるものでございます。

このように、法人が自主性と裁量を遺憾なく発揮した柔軟な業務運営を行うには、国の関与や法令上の制約を極力少なくし、財務、会計面における運用と同様、人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用を確保し、国民向けサービスの質の向上、成果の最大化といった政策実施機能の向上を図ることが必要でございます。このため、中期目標管理法人の役職員の身分を非公務員とするものでございます。

○秋野公造君 私は、国家公務員という身分が制約であるため決めている、国の関与を外して一定の裁量を与えたら成果を最大化されると決めていること自体、一律に定めること自体が立法趣旨と少し離れているのではないかと思っています。

法人の分類においては、行政執行法人が公務

員、そして単年度の目標管理をセットとした理由について伺いたいと思います。

○政府参考人(長屋聡君) 独法の中には、裁量を發揮して高い業績を上げることよりも、国の相対的な関与の下に国の行政事務と密接に関連した業務を正確、確実に執行することにより重きを置くべき法人が存在するところでございます。

これが行政執行法人でございますが、こうした正確、確実な業務の執行が求められ、その業務の停滞が国民生活や社会経済への安定に著しい支障を及ぼす業務を担う法人につきましては、国の予算管理と合わせた単年度の目標管理の枠組みの中、主務大臣からの指示、監督上の命令などの国の相当な関与の下に業務を正確かつ確実に執行することが必要であります。このため、行政執行法人につきましては、業務が争議行為により停滞することを回避し、正確かつ確実な業務の執行を確保するため、その役職員を厳しい服務規律が適用される国家公務員とするものとしていただいております。

○秋野公造君 今の御説明の中で、行政執行法人に対する国の相当な関与という言葉がありました。そうであれば、今回の独法改革の中で法人を廃止して業務を国に戻したものはありますでしょうか。

○政府参考人(長屋聡君) 昨年末の独法改革の基本方針の中では、法人を廃止して国に業務を移管するとしたものはございません。

ちなみに、国の相当な関与と申し上げましたが、これにつきましては、行政執行法人が行う個々の事務事業の内容や細部についての具体的な指示、具体の日時や場所を示した上での立入検査の指示、年度目標達成のための業務改善の命令などの監督上の命令などが挙げられるところでございます。

○秋野公造君 公務員型の行政執行法人は、単年度と一律に串を通されたことによって運営交付金のメリットがなくなってしまうのではないのでしょうか。

○政府参考人(長屋聡君) お答え申し上げます。独立行政法人の運営費交付金につきましては二

点のメリットがあるかと思えます。まず一点は、国から使途が特定されることなく法人が柔軟に執行できること、二つ目が、中期目標期間内であれば複数年度にわたって使用できることであるかと思えます。一方、中期目標期間終了時には個別法において使い残した運営費交付金も含めて精算し、次期目標期間に繰り越す額を除いて原則として国庫納付することとされております。

行政執行法人につきましては、単年度の目標管理を行うこととしているため、運営費交付金につきましても毎年度精算するということになりました。したがって、行政執行法人の運営費交付金は目標期間が一年となりますので、従来の中期目標期間内であれば複数年度にわたって使用できると、この点のメリットについては失われることとなりますが、国から使途が特定されることなく柔軟な予算執行ができるという点でのメリットは維持されることとなります。

なお、新制度の運用におきましては、合理的な理由がある場合には繰越しを認めるということとしておりますので、複数年度にわたって使用することができなくなるというデメリットにつきましても緩和されるものと考えております。

○秋野公造君 合理的な理由がある場合は繰越しができるということをするのであれば、中期目標管理のままでいいんじゃないかと私は思っています。

公務員型の行政法人にして、その運営交付金を複数年度にわたって使用できるという自由をなくしてまで得られるメリットとは一体何でしょうか。

○政府参考人(長屋聡君) お答え申し上げます。国の業務と密接に関連した業務を国の相当な関与の下、正確かつ確実に執行することを目的とする法人につきましては、財務規律の観点から、法人の自律的な裁量に乏しいことから単年度の財政措置とすることが適当であると、これまでの独法

改革に関する有識者会議の中でも検討がなされてきたものでございます。

なお、現行制度において原則非公務員型とする中、今回の独法改革で法人に三つの分類を設けることになりました。行政執行法人となる法人につきましては、財政規律、人事管理の面で制約を受けますけれども、引き続きその役職員につきましては国家公務員の身分を維持して、公務員型の独法として公的な業務に携わる位置付けを有すると、こういった意味合いを持つということと、これも一つのメリットと言えるのではないかと考えています。

○秋野公造君 公務員身分を残したことがメリットであるならば、ますます特定独立行政法人の仕組みのまま運用すればよかったんじゃないかと私は思います。

どうしても法人分類の検討に際して公務員型と中期目標管理をセットにしたこれまでの特定独立行政法人の分類を設けなかったのか、お答えをいただきたいと思っています。

○政府参考人(長屋聡君) お答え申し上げます。説明は先ほどのものと重複するかもしれませんが、独法制度の基本的な考え方につきましては、法人の高い自主性、裁量を發揮した業務運営によりまして、国民向けサービスの質の向上、成果の最大化を図るために、人事・給与面においても柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、役職員は可能な限り非公務員としてきたところでございます。

これまでの累次の閣議決定、総務省に置かれております政独委の指摘などにも基づいて進めてきたところでございます。

こうした方針につきましては今回の独法改革でも踏襲いたしまして、法人が自主性と裁量を遺憾なく發揮した柔軟な業務運営を行い、国民向けサービスの質の向上といった政策実施機能の向上を図る上で、国の関与や法令上の制約を極力少なくし、例えば民間、大学との人事交流の円滑化ですとか、柔軟な勤務形態や給与形態の採用といった人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用を確保

するために、中期目標管理を行う法人につきましては非公務員型としていただいております。

○秋野公造君 しかしながら、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものは、これまでも特定独立行政法人として仕組みがあつたわけでありまして、これをわざわざなくしてまでこのような改革を行ったというのはなかなか理解ができないところではあります。

今答弁の中に、公務員型の独法では民間や大学との人事交流は難しいとお話がありました。これ本当でしょうか。国の関与や法令の制約が減るとはどういうことか、教えていただきたいと思っております。

○政府参考人(長屋聡君) お答え申し上げます。

国家公務員を民間企業などに派遣する場合に、国と民間企業との間の人事交流に関する法律ですとか人事院規則など関係する法令に基づくことが必要となり、その面で一つの制約となり得るものでございます。

例えば、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づく場合には、派遣先や公募に応募した企業に限られ、また、派遣前二年間に所管関係にある企業と一定以上の契約のある企業への派遣はできないなどのいわゆる制約がございます。また、一度退職して一定期間民間企業に出向する場合においては、退職手当の計算上不利になり得る場合もございます。

非公務員型の独法につきましては、人事交流に関するルールは法人において決定することができ、国の関与や法令の制約がその点から減るということになろうかと思っております。

○秋野公造君 国家公務員法の質疑では、民間交流をどんどん進めていくという話だったと思いますが、そういう意味では、少し説得力がないようにも感じました。

今回の独法通則法の改正で主務大臣の権限を強化するというものになっておりますが、この法人を三つに類型化したことによってどのように主務

大臣の権限強化につながるのかをお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人長屋聡君 申し上げます。

中期目標管理法人、国立研究開発法人につきましては、法人の自主性に配慮いたしまして、主務大臣の関与は独法制度の中ではその自主性に配慮した上で限定するという基本的な考え方はございすけれども、今回の改革の中では、業績評価結果に基づく業務改善命令、違法行為等があった場合における是正改善命令などを行い得るようになってございます。

行政執行法人につきましては、単年度管理の下、国の業務と密接に関連した業務を正確かつ確実に執行することを基本としております関係上、主務大臣は年度目標の達成、あるいはその他通則法又は個別法の施行のために必要があると認めるときは監督上の命令として行うことができるとなっております。中期目標管理法人などと比べますと広範に命令を行うことが可能となっております。

○秋野公造君 これは類型化が直接関わって大臣の権限が強化されるということではなくて、全体の話だと思ひます。

大臣に伺ひたいと思ひます。

私は、今回の法改正で、現行の特定独立行政法人の中で国立病院機構だけが中期目標管理型と整理された結果、職員の身分が非公務員型となってしまうということ、国立病院機構が筋ジストロフィー、あるいは、ほかの設置主体ではなかなか提供が困難なセーフティーネット系の医療の提供を担ってきたという背景から考えると、特定独立行政法人の枠組みは残しておいてもよかつたのではないかと思ひます。

大臣に伺ひたいと思ひますが、この国立病院機構についてどのような認識をお持ちか、お答えいただけますかと思ひます。

○国務大臣(福田朋美君) 秋野委員御指摘のとおり、国立病院機構は、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれがある筋ジストロフィー、重

症心身障害など、セーフティーネット分野に関する専門的医療の確実な提供、災害や新興感染症の発生時にその全国ネットワークを生かして必要な災害医療を提供するなど、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に極めて重要な役割を果たしているというふうな認識をいたしております。

○秋野公造君 そういった意味では、先ほどの総務省の御答弁と余り変わらないところと思ひますが、まさか大臣は、国立病院機構が国民の生活に重大な影響を及ぼす業務ではないと御認識されたのではないということを確認しておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田朋美君) 国立病院機構が担っているセーフティーネット系の医療に関して、例えば先ほども言いました筋ジストロフィー患者については全国の病床数の九五%以上を機構が担っているなど、他の設置主体による代替性が低いことから、それらが機構において確実に停滞なく提供されなくなるなど国民に対して大きな影響を及ぼすというふうな認識をいたしております。

○秋野公造君 そういった意味では、何か問題があったから特定独立行政法人から移したのではなくて、やっぱり類型を三つに定めてしまったところから無理やり当てはめた部分もあつたのじゃないかと私は思ひます。

大臣にお約束をしていただきたいと思ひます。

職員の方公務員化後においても、国立病院機構がこれまでと同様に、セーフティーネット系の医療の提供などの役割を引き続き確実に果たしていくことが担保されるということが必要であると思ひますが、御見解を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田朋美君) 御指摘のように、国立病院機構が担っているセーフティーネット系の医療の提供などの役割は、今後とも確実に実施されることが必要であるというふうな認識をいたしております。

本年度から、機構の第三期中期計画においても引き続きセーフティーネット分野の医療を確実に提供するとともに、災害時の医療体制の整備を

行っていくことが明記されており、厚生労働大臣においては毎年度その実施状況を適切に評価されるものというふうな承知をいたしております。また、今後、厚生労働省において、機構に対し、今回の非公務員化後においても、政策医療や災害時医療の実施を万全に期す必要がある旨、周知徹底するとともに、非公務員化に当たって必要な対応が適切に行われるよう指導していくというふうな聞いております。

行革事務局といたしまして、セーフティーネット系医療を始めとする質の高い政策医療を提供するという国立病院機構の目的が円滑に達成されまうと、今後の取組もフォローアップしていきたいというふうな考えております。

○秋野公造君 国立病院機構のようなものは、もう二度とつくれないと思ひます。そういった意味では、セーフティーネットをしていただいているということ、あるいは、災害や様々な緊急のときにも、危機的なときにも様々な役割をこれまで果たしてきたものが、民間では絶対に役割を果たせないものがこれまでも役割を果たすことができるようにするということが重要だと思ひます。私も、この法改正をして本当に良かったと思ひる結果になるように力を尽くしてまいりたいと思ひます。

終わります。

○江口克彦君 みんなの党の江口克彦でございます。

独立行政法人制度は、導入して以来もう十三年も経過しているということになるわけでありませうけれども、これまでに課題を解決すべく多大な時間と努力を掛けて、また努力を掛けて検討された改革法案が二回国会提出されてきたものの、政治の波に巻き込まれていうか、ほとんど実質的な審査もなくいずれも廃案となりました。今回はその経緯を踏まえた集大成となるものでありますけれども、独法制度の本来の機能をより発揮できるものとなるように期待を込めて質問をさせていただきますというふうな思ひます。

まず、独立行政法人制度は、イギリスのエージェンシーを参考に、ニュー・パブリック・マネジメント、NPMの観点から創設されたわけですね。すなわちNPMというのとは、一つは徹底した競争原理の導入、それから二つ目は業績による評価、それから三つ目は政策の企画立案と実施、執行の分離を目指すものであり、また今般の改革も独法制度においてその趣旨を貫徹しようとするものであるというふうな私は理解しております。

これまでの独法制度の変遷を振り返りまして、NPMの観点から見てもどのような点で機能が不十分であつたのか、そしてそれを改善する必要があるとお考えなのか。その点について、大臣、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(福田朋美君) 今委員が御指摘になつたように、独法制度はNPMの手法を取り入れて、英国のエージェンシーを参考につくられたものであります。したがって、その思想は今も続いております。

ただ、十三年の間に、そういった当初の制度の趣旨とは違つた問題点も指摘をされております。例えば、一律の制度適用によつて政策実施機能が十分発揮されていない、また本来、自主的にPDCAサイクルを回して自律的に政策実施機能を強化していくという仕組みが必ずしも確立できていない、また法人の主体的な経営努力を促進するための自己収入の増加や経費節約へのインセンティブという機能が必ずしも果たされていないという問題点が指摘をされているところでございます。

これらを踏まえて、制度本来の趣旨に立ち戻つて、主務大臣の政策のPDCAサイクルが機能し、そして、企業的な、民間的な手法を活用したインセンティブの導入、研究開発法人など業務の特性を踏まえた法人の新たな分類を取り入れるなど、各法人が自主性、自律性を最大限発揮してより質の高い行政サービスを提供することを目指しているところでございます。

○江口克彦君 どうもありがとうございます。それでは、競争原理の徹底ということについ

て、また大臣にお伺いさせていただきたいと思
います。

独法の統廃合を進めるに際しても、NPMの効
果を最大限に、それを主眼とすべきではないか
というふうに思います。削減数ありきではなくて政
策実施の機能の強化を重視したと、そういうふう
なお話をされたと伺っておりますけれども、NPM
においては第一に競争原理を徹底するというこ
とは極めて私は重要だというふうに思っておりま
すけれども、実際に前回の自民党政権において
は、一つは官から民への原則、それから二つ目は
競争原理、それから三つ目は整合性原則の三原則
に基づいて策定された、いわゆる独法整理合理化
計画によって改革が進められたということであり
ました。

今般の改革においてもこうした要素は十分に考
慮されなければならないというふうに思うんです
けれども、それはもう十分に考慮していただいた
というふうに認識をしてよろしいでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 御指摘のとおりだと思
います。

平成十九年の独法整理合理化計画の策定に当
たっては、官から民へ、民間に委ねた場合には実
施されないおそれがある法人及び事務事業に限定
する、また競争原則、法人の業務独占は民間開放
できない法人及び事務事業に限定する、あと整合
性の原則からは公務員制度改革との整合性を確保
するというような原則が掲げられて改革が進めら
れたものです。

今回の見直しにおいても、独法制度本来の趣旨
にのっとって各法人の担う政策実施機能を向上さ
せるとともに、民でできることは民でという原則
の下、民間能力を最大限活用して官の肥大化防
止、スリム化を図ることを目的として、数合わせ
ではなく統廃合等を行うこととしたしております
。また、各法人の個々の事務事業についても同
様の考え方ののりとして、外部委託の活用などで
スリム化など適切な見直しを図ることとしたして
おります。

○江口克彦君 それでは次に、NPMの徹底に向
けた不断の検証が必要ではないかという観点から
御質問をさせていただきます。

今般の独法改革法案や昨年末の閣議決定に基づ
く独法の統廃合をもって今般の独法改革も一段落
付くこととなりますけれども、巨額の財政赤字を
抱える我が国において、小さな政府の実現を図る
ための改革というものは不断に行っていくべきこ
とではないかというふうに思うわけでありま
す。

今後、NPMをより進めるべく、常に社会情
勢や国民のニーズも踏まえて独法制度の見直しを
継続的に行っていくことが大事だと思
うんですけど、またそういうことを視野に入れて考
えて取り組んでいくべきだと思いますけれども、大
臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 行政改革そしてこの独
法改革について、不断の改革、そして見直しが必要
であるということは重要な視点だというふうに
思います。

今回の通則法でそれがどこに生かしているか
というのですが、中期目標管理法人及び研究開発
法人について、中期目標期間の終了時までに、主
務大臣が業務の継続や組織の存続の必要性など業
務及び組織全般にわたる見直しをすることにいた
しております。

さらに、主務大臣による見直しの結果は、独法
評価制度委員会が点検をし、主要な事務事業の改
廃の勧告ができることとしたしております。

また、社会情勢、国民のニーズの変化など、独
法を取り巻く環境の変化に合わせて改革も進めて
いくべきであるという御指摘ですが、それについ
ても、中期目標期間の最終年度を待たずに主務大
臣の政策判断の下で、目標の変更の指示による業
務の追加、法人の個別法改正による業務の見直し
や組織の変更を適切に行っていく、そして不断の
改革を社会情勢に合わせてやっていくということが
重要であろうかというふうに考えております。
○江口克彦君 見直しの継続的な取組、そして不
断の取組を是非強くお願いしておきたいというふ

うに思います。

次に、二法案、二つの法案によりまして、独法
の業績評価が従来の各府省評価委員会による評価
から主務大臣による評価へと変更されたわけだす
ね。そして、主務大臣に業務改善命令権が与えら
れて、そして評価結果のフィードバック機能が強
化されたということは、私は大いに期待できるの
ではないかというふうに思っておりますが、一方
で、重要なのは実際にどれだけ厳格な運用ができ
るかであると思ひます。

実際、大臣による評価とは、つまり独法の担当
官僚による評価にはかならないのではないだろう
かと思うわけでありま。身内意識からお手盛り
の評価が生じることがあらかじめ想定されるよう
な制度設計では、私は心もとないのではないかと
いうふうに思ひますけれども。

そこで、制度官庁である総務省は、第三者の立
場から各省庁を厳しくチェックする必要があること
と思うんですけども、他省庁に遠慮すること
なく厳格な運用がなされることを大いに期待して
いますけれども、総務省の見解をお聞きしたいと
いうふうに思ひます。

○大臣政務官(松本文明君) 今回の改正で、先生
御指摘のとおり、個々の独立行政法人の業績評価
を主務大臣が行うということになりました。総務
省は、各主務大臣の業績評価などを点検をする第
三者機関、第三者機関である評価制度委員会の事
務局を担うことになりました。御指摘のとおり、
この委員会が各省庁を厳しくチェックすべきであ
ると、こういう認識であります。

総務省、事務局として、この委員会の皆様の精
力的な調査審議をしっかりと事務方として支えてま
いりたいと考えております。

○江口克彦君 今厳しくチェックしていきたいと
いう、厳しくチェックしていただきたい、分かり
ました、厳しくチェックしますと言われるんです
けれども、ちよつともう具体的にどういうふう
に厳しくチェックされようとしているのか、お伺い
したいと思ひます。

○大臣政務官(松本文明君) 第三者機関、これは
十人から成る総理大臣の指名による独立行政法人
評価制度委員会というのが総務省の中に立ち上
ります。この評価制度委員会の皆さんにチェック
をお願いするということであつて、あくまでも
総務省は事務局、その委員会の皆さんの、委員
皆さんの活動をしっかりと支えるということであ
りますから、それを、何というんでしょうか、事務
方として委員の皆さんに、あせいこうせいと言
う権限はどこにもないんです。ないんですけれ
ども、事務局が豊富な資料と豊富な情報を提供す
ることによって、活発な委員の先生方の活動を支
えたい、こう考えております。

○江口克彦君 支えることは当然だと思ひますけ
れども、やっぱり厳しいチェックというのはとて
も重要ですし、またやっていかなきゃいけないこ
とです。それは国民の皆さんに対する対応だとい
うふうにも思ひますので、事務局だ事務局だとい
うことだけではなくて、やっぱりチェックの仕方
ということについては政務官としてそれなりのア
ドバイスなり、あるいはまた助言を是非してい
ただいて、この厳しいチェック、必ず実行してい
たきたいというふうにお願いしておきます。

それから次に、官製談合事件や天下りなど独法
における不祥事が後を絶たない、資料はともかく
といたしまして、それは単なる一部法人の特殊事
例ではなくて、ガバナンスが有効に利いていな
い、働かない独法制度そのものに要因があるの
ではないだろうかというふうに私は思ひますけれ
ども。

政府は独法において不祥事が生じる要因をどの
ように分析しておられるのか、大臣、お伺いた
いと思ひます。

○国務大臣(稲田朋美君) 独法における不祥事、
官製談合から不適切な契約など様々ありますが、
今御指摘になったように、それぞれの独法個々の
問題だけでなく、制度としてガバナンスを、内
からもそれから外からの監視の目も、内部からも
外部からも制度として強化をする必要があると

いうふうに分分析をいたしております。

その上で、今回の法改正において、例えば監事の権限強化という意味におきましては、監事の権限を法律上明確化をし、役員の不正行為等を監事から主務大臣及び法人の長への報告を義務付けております。また、中からのガバナンスという意味からは、業務方法書に法令遵守等内部統制の体制整備の記載を法律上義務付けております。また、役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任も導入をいたしております。また、非公務員型の法人にも役職員の再就職の規制を導入するということを法定しております。

それらのことにより、不祥事の未然防止に資するよう、法人内部のガバナンス強化を制度として図ることとしたしております。

○江口克彦君 今のお答えは私が次に御質問しようとしたことで、もう私の質問は要らないということですか。

私がお聞きしたのは、独法において不祥事が生じる要因は何ですかという、その次に不祥事の予防措置について伺いますという、それを事前に通知をさせていただいたんですけど、その次の私の質問を先答えられたら、私はどうしたらいいんでしょうか、大臣。

○国務大臣(稲田朋美君) 失礼いたしました。

要因の分析は、今申しましたように、単に法人の問題だけでなく制度の問題もあるというふうに分分析をしているところでございます。

○江口克彦君 蓮舫先生のように厳しく鋭く御質問を私させていただいているわけではないので、非常に丁寧に、また蓮舫委員とは別の角度からお尋ねをしているわけでございますから、その点は大変、ちゃんとやっぱり見て、質問を聞いていただいて、後から回ってくるペーパーを見て次々お答えになるんじゃないかと、私の質問をお聞きになつてからは是非お答えいただきたいというふうに思います。私は大臣をつるし上げようなんという気はございませんので。

先ほど不祥事の予防措置についてはお話を伺い

ましたので、その次ですよ、見ておいてください。ね。事前に出してある御質問のその次ですから。再就職規制の徹底というのはお分かりになりますか。大丈夫ですか。それについて御質問しますよ。大丈夫ですね。それでは、そのことについて大臣、御質問させていただきま。準備はよろしいでしょうか。

官製談合の事件などの不祥事の背景には、OBの再就職との関係もあるというふう指摘されているわけですよ。そのOBの再就職先、それから密接な関係にある企業等との取引など、不透明な運営があつてはならないわけです。今般の法案により、ようやく非国家公務員型の独立行政法人にも再就職規制が課せられることとなるわけでありますけれども、早急に対応する必要があるのではないだろうかというふうに思うわけであります。再就職規制の徹底を図る必要がありますが、十分な規制となっているのかどうか、大臣、伺いさせていただきます。

○国務大臣(稲田朋美君) 再就職規制についてのお尋ねでございます。

今回、五十条の四で再就職規制について導入をいたしております。過去において、独法のOBが再就職した企業と独法との間で談合が発生したことも踏まえ、非公務員型の独法に再就職規制を導入をすることにしたしております。

五十条の四でございますが、具体的には、再就職規制として、独法の役職員の退職者の再就職を資本関係や一定の規模の取引などがある営利企業等に対しあつせんすることを原則禁止、独法の役員、退職者の再就職を法令法人の内規への違反行為への見返りとして広く営利企業等に対しあつせんすることを禁止することとしたしております。また、五十条の五で、法令内規への違反行為の見返りとして、広く営利企業等に対し自己の求職活動を行うことを禁止をいたしております。

このような規定の導入により、法人の業務運営の公正性、適法性、透明性を高めることが可能であるというふうに考えております。

○江口克彦君 急ぎます。

国立研究開発法人は、研究成果の最大化を目的とするものでありまして、世界に冠たる科学技術立国としての地位を牽引するものとして、私はその役割には大いに期待を寄せておるものであります。研究成果の最大化という目的を達成するためには、他の類例にはない柔軟な運用ができる仕組み、例えば優秀な研究者の登用促進のために報酬の設定を自由化するなど、法人の長の裁量の領域を広げる必要があるのではないだろうかというふうに思っています。

そういう意味で、法制度上のそのような運用は可能となっているのかどうか、伺いたいというふうに思います。

○国務大臣(稲田朋美君) 法人の裁量の幅を広げ、説明責任を果たすことを前提に、柔軟な運用を可能とすることとしたしております。昨年末の閣議決定で、役職員の報酬、給与について、運用上これまで一律に法人の長の報酬は事務次官以下、職員の給与水準は国家公務員並みとしてきたものを、法人の研究開発業務の効果的、効率的な実施に必要な場合には、法人及び主務大臣が説明責任を果たした上で、法人の長の報酬を事務次官以上とすることや職員の給与水準を国家公務員以上とすることも可能としたしております。

そして、そのような運用が的確に行われるよう通則法の改正も行い、具体的には、新たに国立研究開発法人を類型化して中期目標期間を長期化するなど、研究開発の特性を踏まえた独自の規律を設ける、また、法の運用に当たって事務事業の特性に配慮すべきことを明記する、また、職員の給与の支給基準について職務の特性や雇用形態を考慮した見直しによって必要な人材を確保することができるといふふうに考えております。

○江口克彦君 最後に、国立研究開発独法のガバメントの在り方について質問させていただきま。理化学研究所のSTAP細胞事案によりまし

て、研究開発独法に対して厳しい視線が向けられることになりました。研究開発成果を追求する余り、組織のガバナンスが緩くなつては元も子もないわけであります。法人運営については、裁量を持たせつつ、適切なガバナンスが利く仕組みを構築する必要があると思ひますけれども、そのような法制上の担保はなされているのかどうか、大臣にお伺いして、私の質問を終わります。

○国務大臣(稲田朋美君) 今回、独法全体に共通する規律、ガバナンスという意味から、業務方法書に内部統制の体制整備についての記載を義務付ける一方で、監事の権限や役員の責任を強化するほか、主務大臣に業務改善命令の権限を付与する等の規定を設けております。これにより、法人の中からも外からもガバナンスを強化することとしたしております。また、研究開発法人や研究開発業務に係る特則も措置をしております。例えば総合科学技術・イノベーション会議が作成する指針案の中で研究開発業務の適正確保等の観点盛り込まれることが重要だといふふうに考えております。

このように、研究開発業務を含め独法の業務を適正に実施する体制については、目標、評価指針等でルール化し、その遵守をチェックする仕組みを整備したところであります。運用を柔軟とすると同時に、ガバナンスの強化ということも重要であると考えております。

○江口克彦君 どうもありがとうございます。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

独立行政法人制度がスタートして十年余りがたちました。この制度は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施される必要がある事務及び事業であつて、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある事業を効率的、効果的に行うとされてきました。

私も、それぞれの独立行政法人は、安全、安心の基準の研究ですとか医療や雇用など国民の命に関わる事業など、全体として大事な役割を担っていると、そう思っております。にもかかわらず、

様々な業務、事業を行っているそれぞれの独法を十把一からげにしたルールで管理しようとして一律に目標と計画を押し付け、人件費削減を強いるなど、評価でがんじがらめにしてきたのではないかとこの批判が強いものとなっております。これは私たちが言っているだけではなくて、昨年末に閣議決定された独法改革基本方針にも、自主性、自律性を最大限機能させるべきだとか、一律、硬直的な運用は見直すべきだという指摘がされております。

通告にはなかったんですが、まず基本的な問題ですので、大臣に、今後独法の運営に当たっては自主性、自律性を大事にすること、一律、硬直的な運用はしないということでもよろしいですか。

○国務大臣(稲田朋美君) まさに今回なぜ法改正をしたかといいますが、分類がなくて一律的な硬直的な運用がされてきた。今回、PDCAサイクルをきちんと回すことによって自律性、自主性を確保するというところでございますので、御指摘のとおりだというふうに思います。

○山下芳生君 そこで、お聞きしたいんですが、法案は独法を今言われたように中期目標管理法、それから国立研究開発法人、そして行政執行法人の三つに分類をしております。そして、その上で、総務大臣が目標、評価の指針を決める、そしてそれぞれの主務大臣が具体的な目標を決め、毎年の業績評価を行い、組織の見直しを進めるというふうになっております。

私は、問題は、この総務大臣などが決める評価指針の中身だと思えます。といいますが、特殊法人が独法化される際に、平成十五年四月十八日、行政改革推進事務局が独立行政法人の中期目標等の策定指針という指針を出しております。その中には独立行政法人の中期目標等の具体的な記載例というものがありまして、ちょっと紹介しますと、各事業年度の経費総額を対前年度比で平均〇%抑制するとか、人件費の割合を平成〇年度と比較して〇%とするとか、期初の常勤職員数〇〇〇人を期末までに〇〇〇人とすると、外部委託

の推進により〇〇事業における〇〇経費を〇%削減するとか、研修生等の養成期間を現行の〇年〇か月から〇年〇〇か月に短縮するとか、学理及び技術の教授に関する業務に非常勤講師を活用すること等により教育時間当たりのコストを〇%削減するなど、もう空欄にしてあとは全部埋めてもらえばどんな独法だってこれが目標になるんだという、しかも、これみんな人件費削減とか非正規化とか、そういうリストラに関わるようなことがずらっと一々こういうふうにならぬ目標書きなさいよというところがひな形みたいにあつて、押し付けられているんですね。

私は、一律の運用しないというのであれば、もうこんな指針は今後金輪際やるべきだ、そう思います。大臣、いかがですか。

○国務大臣(稲田朋美君) 総務大臣が指針を策定するその指針は、やはり事後的に評価が適正に行われるよう目標設定に際して具体的、明確に設定して、可能な限り定量的に設定すべき旨が盛り込まれることが必要であらうかというふうに思います。ただ、一方で、この指針の策定、運用に当たって、法人の業務の特性を踏まえた目標設定、業績評価となるよう柔軟、弾力的な対応が可能となるべきであらうかというふうに考えております。

また、昨年末の改革の基本方針の閣議決定において、主務大臣が指示する効率化目標については、画一的で硬直的な目標ではなく、法人ごとに適切な目標を設定するよう定めることとしており、一律で硬直的な目標にはならないのではないかとこのように考えております。

○山下芳生君 ですから、一律的、硬直的な目標にしないためにも、こんなひな形を一々〇%と空けておいてここに書き込めなんというの、もうまさに一律的、硬直的だと思えますよ。こういうことはもうやらないということを確認してよろしいですか。

○国務大臣(稲田朋美君) 総務大臣の指針でございいますので、そこはある程度具体的、明確に書か

なければならぬというふうには思いますけれども、それがどのような形ですか。また、いずれにいたしましても、主務大臣の目標設定、業績評価が柔軟で弾力性のあるようにすべきであるというふうに考えております。

○山下芳生君 なかなかしないとおっしゃらないところが私、非常に危惧するわけです。こんなことを繰り返していたら、幾ら口で一律にしないと言っても、もうこれ官僚が作るんだと思いますけれども、そうなるんじゃないですか。ここはよく目を光らせる必要があると思えます。こんなことをやっていたら、いつまでたっても自主的、自律的な独法の良さが、それぞれに合ったやばい仕事をしているからそれだけに合った評価があつてしかるべきなのに、こんな一々同じような数値目標を当てはめて目標にしろというもし基準が出てきたら、これはもう何も変わらないということですから、それはよろしいですね。

○副大臣(後藤田正純君) 今、稲田大臣の下で独法も担当させていただいておりますが、山本大臣の下でも科学技術を担当させていただいている立場でお答えをいたします。

まず、先ほど来御意見ございますが、一律管理ではなくて、今回三分類いたしました中での研究開発につきましては、総務大臣がその特性について知見がない場合に、総務大臣の求めに応じて総合科学技術・イノベーション会議が、研究開発の特性や国際的な水準等を踏まえまして、研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案を作成することとされているところでございます。

それと同時に、今個別企業の利益に資するというようなお話がございましたが、これは私どもはまた異なる見解でございます。先ほど委員もお話ありましたように、総合科学技術会議のまさに機能というのは内閣総理大臣及び内閣を補佐する知恵の場ということでございまして、平成十三年一月に内閣府設置法に基づいて重要政策に関する会議の一つとして設置されたものでございまして、先ほどお示しになった方は確かにおられますが、やはり国際競争に向かってしっかりと成長戦略を成し遂げていく、そしてまた国民生活の向上のためにしっかりと技術革新を生んでいく中では、やはり基礎、そしてまた応用、そして産業化という、そういうプロセスをしっかりとやっていかないと、きいけません。

○山下芳生君 次に、研究開発法人や研究業務に関わっては、内閣府の総合科学技術・イノベーション会議が目標と評価の基準案を作るとなっております。法案では、この総合科学技術・イノベーション会議とこの総合科学技術・イノベーションには経団連幹部でもある三菱電機、日立製作所、トヨタ自動車の経営者が任命されておられて、経団連の要求に基づいて政府が予算化した研究費についても、この具体的三社の利益に直結するような課題が選ばれているということを前回指摘させていただきました。

国民の税金で特定企業の利益に直結する研究開発を支援するこの総合科学技術・イノベーション会議が国立研究開発法人の目標と評価の基準案作りに関与することは、私は、日本の研究開発の在り方をゆがめ、本来の改革に逆行することになっちゃうんじゃないかと思いますが、この点いかが

ですか。

○副大臣(後藤田正純君) 今、稲田大臣の下で独法も担当させていただいておりますが、山本大臣の下でも科学技術を担当させていただいている立場でお答えをいたします。

まず、先ほど来御意見ございますが、一律管理ではなくて、今回三分類いたしました中での研究開発につきましては、総務大臣がその特性について知見がない場合に、総務大臣の求めに応じて総合科学技術・イノベーション会議が、研究開発の特性や国際的な水準等を踏まえまして、研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案を作成することとされているところでございます。

それと同時に、今個別企業の利益に資するというようなお話がございましたが、これは私どもはまた異なる見解でございます。先ほど委員もお話ありましたように、総合科学技術会議のまさに機能というのは内閣総理大臣及び内閣を補佐する知恵の場ということでございまして、平成十三年一月に内閣府設置法に基づいて重要政策に関する会議の一つとして設置されたものでございまして、先ほどお示しになった方は確かにおられますが、やはり国際競争に向かってしっかりと成長戦略を成し遂げていく、そしてまた国民生活の向上のためにしっかりと技術革新を生んでいく中では、やはり基礎、そしてまた応用、そして産業化という、そういうプロセスをしっかりとやっていかないと、きいけません。

その中において、産業界では確かに日立、トヨタ、三菱の方がおられますが、それと同時に、日本学術会議の大西会長もおられる、そしてまた東北大学の今、小谷先生というのが、いわゆる分子材料の専門家もおられます。また、元東北大学教授である原山優子さんが常勤でおられるとか、また大阪大学の総長であられる平野議員もおられる。そういう意味では、私どもは、しっかりと基礎研究、応用、そして産業化というバランスを取りながら、目的は国民生活にしっかりと直結する、また国際競争でしっかりと戦える体制を助言す

る場ということでございますので、先ほどの個別企業の利益に資する課題という御指摘は当たらないと考えております。

○山下芳生君 もう委員会でも、前回ですから、終わった話ですけど、残念ながら個別企業の利益に資するような課題が設定されてスタッフも選ばれているという事実がありますから、そのことをもう一度、それが今回、独法の目標や基準に関わってくるということで危惧したわけです。

ある研究独法で働く研究者の方、こう言っておられます。同じように高くてもスカイツリーと富士山は違うんだと、富士山の高さは裾野の広がりがあると。これ、さつき副大臣言われたことと共通することかもしれません。研究の種、シーズが様々、種々あることによつて先端の、先進の成果が生み出されるということだと思います。産業化だけを前のめりに走っても、やっぱり高い成果というのなかなか出ないだろうということですから、そういう産業界の、まさに個々の企業のトップがもうかなりのウェイトを占めているこの会議がそういう役割を担うというのは、大変危惧されるということを指摘しておきたいと思ひます。

ちよつと時間が過ぎております。一問飛ばしたいと思ひます。具体的な独法の問題について聞きます。

まず、国立大学法人についてですが、現行制度では、政策・独立行政法人評価委員会による勧告について、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないということになっております。

これは、発足に当たって、参議院文教科学委員会の附帯決議、その趣旨の大臣答弁などがあつてこういうことになっているんですが、今回、整備法案では、事務及び事業の改廃に関して委員会が文部科学大臣への勧告ができ、内容を公表し、大臣が講じた措置について報告を求めることができるかとされておりますが、この法案が通つた後、評価委員会の勧告について、これまでと同様に各大学

の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないということではよろしいんでしょうか。

○国務大臣(福田朋美君) 委員御指摘のとおり、平成十五年度国立大学法人に係る参議院文教科学委員会の附帯決議において、国立大学法人については、国立大学の教育研究の特性に十分配慮されることを決議をされて、これに沿つた運用が行われているというふうな承知をいたしております。

本法案成立後も、国立大学法人に係る参議院の附帯決議の趣旨に沿つた運用が引き続きなされるべきものと考えております。

○山下芳生君 私は、学問の自由、大学の自治という観点からこれは当然だと思ひますが、大学法人に対してそうであるように、教育研究に関わる独法全体にも本来私はそういう配慮がされてしかるべきではないかと、こう思ひます。

中期目標管理法人に仕分された独法の中には、国民にとつて大事な安全のための教育をする法人も少なくありません。効率性優先では安全は確保できないと思ひております。

具体的に聞きますが、昨年末の独法改革の基本的方針の閣議決定で、航空大学校について、民間におけるパイロット養成の規模拡大及び能力の向上を図り、将来的に民間において十分なパイロット養成が可能となった段階で、より多くの部分を民間に委ねていくなどとされております。

国交省に聞きますが、二つ聞きたいと思ひますが、一つは、航空大学校が果たしている役割についてどう評価されているか。二つ目に、パイロットの養成のより多くの部分をなぜ民間に委ねようとしているのか、お答えください。

○政府参考人(島村淳君) お答えいたします。航空会社のパイロットは民間事業者が事業を展開するために必要な人材であることに鑑み、可能な限り民間の能力を活用することは望ましいものの、安定的な供給の確保の観点から民間だけでは十分に対応できないため、航空大学校を通じた供

給が行われております。

昨年の閣議決定において、航空大学校については、将来的に民間の養成状況を踏まえた上でより多くの部分を民間に委ねるとしたものであり、一方的に航空大学校の規模を縮小することを決定したものではありません。

今後のパイロット需要の拡大に對しまして、引き続き航空大学校は我が国のパイロット養成の中心的な役割を担うものと認識をしております。

○山下芳生君 一方的に縮小というわけではないですとということなんです。

ただ、この独法改革議論の中でこんな議論があつたというように聞いたんです。高給取りのパイロットをなぜ国のお金で養成しなければならぬのか。これはいかげんものかと。今や航空輸送というのは国民の必要不可欠なものかと思ひます。しかも、もう最も高い安全性が確保されなければならぬ。高給取りのパイロットを何で民間でやらないんだという感じが議論を安易にして、それで民間に任せたらいいんだというのは、本来国民の安全に対する国の責任という点から見て、こんな議論は看過できないのではないかと私は思ひました。

それから、航空大学校は、毎年七十二人の定数で学生を養成していると聞きました。平均毎年五十六人、安定的に操縦士を供給しております。日本の大手航空会社を始め、試験を行う査察機長、それから航空行政に関わる人材も航空大学校が多量を出してあります。

そこで、聞きますが、パイロット養成を民間に委ねるといいますが、今民間の年間の養成状況はどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(島村淳君) 民間におきましては、各社の自社養成と私立大学において養成がされております。

自社養成につきましては、大手の航空会社においてのみ実施されており、平成二十二年以降、その規模は年間数十人規模となっておりますが、その養成規模は景気動向に左右されやすいという

特徴を持っております。

私立大学については年々その規模を拡大しておりますが、年間六十人から七十名程度の養成が行われております。今後、量の拡大と質の確保を図っていくことが課題と考えております。

○山下芳生君 資料の三枚目に今の御答弁をグラフ化されたものがありますので、配付しておきます。

自社養成というのが全日空、JALなどで自分の社内パイロットを養成する数字ですけれども、今もお話があつたように、凸凹があるわけですね、年によつて。当然これ経営状況によつて大きく変動しております。安定的な供給とは言えません。特に、一九八〇年代はほぼゼロになっております。

それから、二〇一〇年、JALの経営破綻が起ころ中で、会社の放漫経営に厳しく物を言つてきた労働組合の幹部、組合員などを狙ひ撃ちにした整理解雇がされたわけですが、その整理解雇を合法化するために、もうこれ以上パイロットは要らないんだというために、わざわざ副操縦士も含めて三百人以上のパイロットの訓練生の訓練が中止されるということもありまして、二〇一〇年以降、JALの養成はゼロというふうになっております。

一方、私立学校、右上ですけれども、パイロット養成学科を持つところがごく最近四校できたわけですが、これ学費が非常に高いんですね。四年間で一千三百万円から二千六百万円の学費が掛かる。したがつて、これ余りにも高過ぎて定員割れがあるということも聞きました。航空大学校は二年間で二百五十万円なんです。大学の教養課程二年修了した者に入学資格があるということですが、それまでの学費というのにはかなりませんが、それでも二年間で二百五十万円。四年間で二千万円ぐらい掛かる民間の養成学校とは全く違う経済的な負担でパイロットになれるわけですね。

パイロットというのは、瞬時に冷静な判断がで

きる能力、それから人格も求められます。操縦技術の素質なども求められます。お金のない人はもう元パイロットは志せないんだということでは、こういう適格な資質を持った人材の確保が危ぶまれるということにもなりかねません。

そういう点では、やはり航空大学校の今の果たしている役割というのは非常に大事だと。そういう中で、七年から十年パイロットの養成には掛かるといふに言われておりますが、これ民間に委ねて本当にそれが賄えると、そんなことが現実

に可能なのか、いかがでしょうか。

○政府参考人(島村淳君) お答えいたします。現状においても先ほど申し上げました自社養成や私立大学で一定数のパイロットは養成されておりますが、質、量両面で我が国のパイロットの需要を十分に賄える状況とはなっておりません。そのため、航空大学校は今後も我が国のパイロット養成の中心的な役割を担うものであり、直ちに全てを民間に委ねられるとは考えておりません。

将来的により多くの部分を民間に委ねる時期、範囲等の検討を行うに当たっては、今後、パイロットの需要増大を踏まえ、私立大学等からパイロットの供給量が大幅に増加し、需給を安定的に、かつ十分満たすだけの供給量が確保されていることや、私立大学等の出身者が機長や指導層のパイロットに任命される状況が安定的に継続していることなどを前提として、その時期や範囲の検討を行っていく必要があると認識しております。

○山下芳生君 そういう認識だったら、将来民間に委ねるみたいなことを安易に決める必要はないんじゃないかと私は思うんですが。

もう御存じのとおり、四月二十八日、格安航空会社ピーチが、新石垣空港から離陸して那覇空港に進入する際に低空に異常になっちゃって、航空法で言うところの地表又は水面への衝突、接触を回避するための緊急操作を行った事態、重大インシデントとして運輸安全委員会が調査をしております。このときのパイロットは採用一年のアルゼンチン人の方でしたが、管制の指示を勘違いし

た、さらに、この直後にもきちんと会社で報告しないで別便で操縦し続けていたということが明らかになっております。

ピーチやバニラなどいわゆる格安航空会社で今起こっているのは、パイロット不足による大幅減便であります。もうぎりぎりのそもそも人員しか配置していないことで、ほんの数人パイロットが病気になるたり退職すれば、たちまち大きな影響が出るということが今明らかになっているわけですが、我が国の操縦士の需要予測ということを言

われました。今どうなっているんですか。

○政府参考人(島村淳君) 今後の航空需要の増大や退職者を考慮した我が国のパイロットの需要予測によりますと、二〇二二年には六千七百名から七千三百名のパイロットが必要となります。この場合、今後一年当たり約二百人から三百人の新規パイロットの採用が必要になると見込まれております。さらに、二〇三〇年頃には大量退職者が見込まれることから、年間約四百名程度の新規パイロットの採用が必要になると見込まれております。

国土交通省では、パイロット不足への対応いたしまして、交通政策審議会の下に小委員会を設置して、パイロットの養成確保のための対策の検討を現在行っております。本年三月の中間取りまとめにおいて、航空大学校を安定的な供給源と確保しつつ、民間養成機関の供給能力の拡充等を図ることとしており、引き続き具体策の検討を進め、夏前までに取りまとめを行う予定としております。

○山下芳生君 資料三枚目にその需要予測のグラフを載せておきました。あつ、二枚目かな、二枚目ですね。これから退職者がうんと増える。特に二〇三〇年、うんと増えて、それから航空需要もうんと増える。両方で、これからパイロットの新規採用は今、年間二百人ぐらいですが、四百人ぐらい必要になるときに来るであろうと。ますますこれパイロットの養成は増えざるを得ないんですね。

そういう中で、航空大学校の役割は、私はこれ、民間に委ねるどころじゃなくて、もっと頑張ってもらわなければならぬというふうになるわけなんです。ところが、航空大学校の運営交付金が年々削減をされております。二〇〇一年三十億円あったものが昨年度には二十億円を切つて、その分、学生の負担や航空会社からの寄附で穴を埋めようとしていっていると聞きました。

この五年間だけでも、職員、教官が百十四人から十人減らされて百四人になったと。特に事務職員が減らされて、教官が様々な事務を担いながら学生の指導、搭乗訓練などを必死でこなしておられる。五分、十分のフライトの間の休憩時間にも電話機を握って、フライト前の学生へのブリーフィング、概要説明を行いながら午前午後ともフライトをされているというふうに聞きました。

そういう中で、残念ながら航空大学校での事故も発生しておりますが、この十年間の事故の状況を報告してください。

○政府参考人(島村淳君) 過去十年間に航空大学校においては三件の航空事故が発生しております。そのうち一件は死亡事故となっております。

○山下芳生君 独法化になってからそういう重大な事故が三件起こっているということなんです。これ、実際に教官の方に聞きました。予算が縮小され教官の確保も苦労しているけれども、しかし、山と海の迫る日本列島で、様々な気候変動のある日本の中で、航空大学校の役割をしっかりと自覚して頑張る必要があるということで、ある教官は、訓練機では、学生の技量を見極めつつ、しかし教官がすぐに学生の操縦桿を取り上げたのでは訓練にならないので、ぎりぎりの難しい判断をしながら指導することになる。国の安全運輸を支えるという使命がなければ命懸けのこのような仕事はやっていけないと思う。全体の予算の縮小の中で教官の確保が難しくなつて、年度当初、教員の欠員が出て、有期契約の教員もいるが、自分たちの仕事は航空の安全確保に必要な人材を育てて

いるのだということが、自負があるから何とかやっていけているという言葉でありました。

私、非常に大事な言葉だと思いますが、この個々の使命感と奮闘だけに委ねていたのでは、残念ながらまた事故が起こったり、必要な人材を、質の高い人材を供給するということの役割が細っていくのではないかと思います。

国交副大臣にも来ていただいておりますが、これ、むやみやたらに民間に委ねる、予算を削るというのではなくて、逆にこれは、これから日本再興戦略の中でも空港の機能強化、航空需要の増大というのを見ているわけですから、航空大学校の予算も人員体制も拡充すべきではないかと思

いますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(坂井学君) この組織や法人に対しても、当然のこと、お願いをすることでありますが、航空大学校につきましては業務の効率化をお願いをし、そしてまた行っていたべきながら約年間七十人という養成規模を維持してきたところでございます。

今後とも、これまでどおり、航空大学校はパイロットの安定的な供給源として中心的な役割を果たすとともに、私立大学などへの技術支援等も通じて、我が国全体のパイロット養成能力の拡充に寄与する必要があると認識をいたしております。大事だということ、こういう認識の下、国土交通省といたしましても、今御指摘いただきましたような現状でありますとか今の状況等をいろいろとヒアリングをしたり適切につかみながら、業務の適正な運営のために必要な体制を確保するよう努めてまいりたいと考えております。

○山下芳生君 時間参りましたので、最後に大臣に伺いたいと思います。

独法改革に関する有識者懇談会でも、企画立案部門、主務省と、執行部門、独法が長く分離されると、行政としての責任の所在が曖昧になり、執行現場での問題点が政策に反映されにくくなる。独法にしたからといって、もうずっと各省庁が現場のことを知らないままでは、これは現場の

政策を作る上でもまずいという指摘です。

私は、今日は、航空大学の現場が今どうなっているか、そこで教官が、職員がどういふ思いで頑張っているか、こういうことを申し上げました。やっぱりこういうことを、今度の法案の中にはとにかく主務官庁の大臣がトップダウンで縦の管理を強めるんだということがいっぱい書かれていますけれども、現場の状況をボトムアップで吸い上げてそれを政策に生かしていくということが極めて弱いと感じるんですが、そういうことが非常に大事であって、一律に硬直的に上から数値目標で削れ削れと言ふんじゃなくて、むしろボトムアップで吸い上げることこそ本当の改革になると思います。先ほどの航空大学の事例も踏まえて御所見いただきたいと思ひます。

○国務大臣(稲田朋美君) 法人の業務内容や業務実態等を十分把握するために、法人と恒常的な意思疎通を行うことは当然だと思ひます。

今般の改革において、主務大臣の政策意図を法人にきちんと把握させるとともに、業務内容や業務実態を踏まえた目標設定を行う旨を明確化するため、年末の改革の基本方針の閣議決定において、主務大臣が中期目標を定める際に法人と十分に意思疎通を図る旨を明記をしたところでございます。

○山下芳生君 終わります。

○浜田和幸君 新党改革・無所属の会の浜田です。

今回の通則法、やっぱり一番大きなゴールというのは、日本が持っている様々な研究、そういうものの成果をどういふ形で国内の成長産業につなげたり、あるいは世界の更なる発展のために提供するか、そのための効率の良い、そういう独法の在り方ということを目指して今様々な改革がなされようとしているんですけども、方向は私はすばらしいことだと思ふんですが、幾つか質問があるんですけどね。例えば、我が国は、科学技術立国、世界で一番イノベーションが行われる、そういう

国を目指すということを経理も繰り返しおっしゃっています。

そういう観点で、今回、独立行政法人の中で、特に国家戦略の観点から、世界と競う研究開発の推進ということで、二つの法人を特別に世界トップレベルの成果が期待されるということで、今回の法律とはまた別の法律で特別な措置を講ずると、こうなっているわけですね。

これは、百近くいる法人があつて、各々皆人材を鍛え様々な研究を積み重ねているんですが、その中で二つだけを選び出して、その二つ、選ばれたのが理化学研究所と産業技術総合研究所、この二つですね。なぜ、たくさんある研究法人の中でこの二つの研究所だけを世界トップレベルの研究成果が期待されるという具合な判断になったのか。ほかの百近くの研究機関の人たちからすると、何だ、俺たちは全然そういう評価がされてないというか、低いのかということになつて士気の問題にも関わってくると思ふんですけども、なぜこの二つだけが特別扱いされたのか。

特別扱いになると恐らく、特別な措置を講ずるといふことですから、予算面ですとか様々な特典があると思ふんですけども、一具体的なもの、どういふようなこの二つの法人に関しては特別な措置といふものが考えられようとしているのか。

山本大臣の下で後藤田副大臣がこの件を担当と聞いていますので、是非、副大臣の方から答弁をお願いしたいと思ひます。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

昨年の基本方針の閣議決定を受けまして、三月十二日に総合科学技術会議におきまして、特定研究開発法人として考慮すべき要素という中に、今まさに委員おっしゃった国家戦略上の重要性が高いこととか、やはり相対的に国際的な水準が実績、例えば論文の引用数とか、そういう客観基準が相当以上あるということと、あと同時に、私も最近いろんな研究機関の方とも実地で会うんですけど、もう委員も外国の経験長いんでお分か

りですが、やはり海外はいわゆるコンペティティブというよりはコラボラティブ、要するに協調というか、いろんなところの交流とかそういうものがある。こういうものがいろんな触媒として化学反応を生むという、これが現状でございまして、総科の考え方としても、研究開発のハブとして組織の垣根を越えた取組の状況が優れていること、まさに産業界、大学また海外研究機関など多様なセクターとの共同研究の状況、また研究人材の流動性の状況、また人材育成、また共用可能な研究開発プラットフォーム、インフラの整備、運営の状況、あと人材の多様性、若手、女性、民間経験者、研究支援人材等、こういったことも踏まえて勘案したときに、そして同時に総合的な研究機関であるという。そして、その中の二つが、いわゆる基礎に近い理研、そして応用に近い産総研という形でまず候補に挙げられたということでございます。

あまたある研究開発法人でございますが、大体三つぐらいに分かれると思ひます。一つには、研究開発を自ら実施する機関、例えば情報通信研究機構とか、また一方で、ファンディング機能を有する機関として例えば新エネルギー・産業技術総合開発機構とか、これは実際の技術開発は産学の研究機関に委託して実施するという、そういう機関でございますし、同時に、もう一つの分類としては、規制基準を策定する機関、これは建築研究所とか土木研究所とか、そのように研究開発法人の中でも三つぐらいに分かれる中でまず捉えていただきたいし、それぞれに特化した研究はしているんですけど、繰り返しになりますが、総合的な研究機関として、また国際的に見た、相対的に見た実績、そして先ほどの総科の示した人材交流、こういうものをやれているのがこの二つであろうということ、候補の二つとして総科として決めさせていただきますという経緯でございます。

○浜田和幸君 さっき私、二番目に、その二つ選ばれたところは、何というんですか、別の法律によって特別な措置ということが検討されているわ

けです。すなわち、その特別な措置の中身、これ予算面なのか、あるいは何か特例で、こういうことが特別な措置を講ずるといふ形になっているのか、そこをもし御教示いただければと思ひます。

○副大臣(後藤田正純君) おっしゃる点につきまして、いわゆる国立研究法人と特定研究法人の違いでございますが、今の段階で、まだ法案の段階ではございませんが検討しているところにつきましましては、やはり世界的な、また技術力として国際貢献、先ほど委員もおっしゃった国内の産業にも国民生活にも、そういうことも大事なんです。やはりガバナンスの強化という点も、例えばいわゆる体制整備等の基本方針の策定もすっかりしやすと。また、中期目標の設定とか評価終了時の見直しについても総科がしっかりと関与するということとか、また法人の長も時には解任をするとか、また状況に応じて主務大臣による的確な指示と主務大臣の関与もしっかりと強化するだとか、そういうマネジメントの問題もやりますが、一方で、裁量性の拡大という点で、国際的な頭脳循環に対応して国際競争力の高い研究者を獲得する、そういう環境を整備する措置も考えております。

一方で、イノベーションの基盤となります世界最高水準の研究開発成果を目指すための研究開発等の特性への配慮を法定化するなど、そういう考え方を基にこれから新しい法律を考えていこうという、今はまだそういう状況でございます。

○浜田和幸君 ということは、この今二つ、モデルケースで、理化学研究所と産業技術総合研究所、この潜在力、総合力、国際的な評価ということを総合的に判断して、更にもっともっと成果が得られるように、例えば海外の頭脳を呼び込む場合だつて、特例的に厚遇、例えば研究者の待遇面でもこの二つに関しては国内の一般的な基準よりはるかに言つてみれば優遇というようにも検討に値すると、こういう理解でよろしいんですかね。

○副大臣(後藤田正純君) おっしゃるとおりでござ

ございます。それで有為な人材をしつかり獲得して、またその人材を支持するそういう若手研究者も集まってくと、こういう仕組みをつくれればと思っております。

○浜田和幸君 分かりました。

そうすると、私は、この二つの法人に限定するというのが一つの方向かもしれませんが、百近くの様々な組織があつて、各々歴史があり、人材もあり、それなりの成果も上げているわけですから、まさに総合力ということを考えれば、こういった百の法人を、少し大きなテーマを国が指示をして、五十年後、百年後の日本や世界にどういう研究成果を提供できるのか、そういう道筋のために、この百の今の組織が様々やっているものをチーム・ジャパンとしてまとめ上げていく、そういうような発想が片っ方にないと、何か二つだけ選んで、こっちは優遇するけれどもほかはまあ適当にやれというようなことでは、研究者としてもやっぱりやる気がそがれたり、そういうせっかくの人材がもっともつと、おっしゃったシナジー効果とかそういうことを考えれば、もつと国が大きな方針の下で戦略を立てて、この百の組織の人たちをもつと有機的に、人材交流ができた研究結果が交換できるような、そういう方向を最終的に目指すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副大臣(後藤田正純君) 委員おっしゃる指摘は大変重要な視点でございまして、先ほど、三月に特定研究の考え方を示しましたが、最近、五月の二十三日に、総科といたしまして、科学技術イノベーション総合戦略二〇一四、この原案を作らせていただきました。その中に、まさに委員が御指摘になった重要な点をしっかりと明記させていただいております。

最後の部分でございしますが、大学や公的研究機関が我が国の研究力、人材力強化の中核的な拠点として必要な役割を果たすことができるよう、クロスポイントメント制度、これは両方に責任を、例えば今東大、阪大でも、理研と東大、理研

と阪大でそれぞれの業務割合を規定しながら相互に密接に関係性を持たせる、こういうことも既にやっておりますが、そういった活用を、セクターを超えた人材の活用と流動化の促進、また分野を超えた分野融合の推進、また魅力的なソフト、ハード両面での研究インフラの整備や国内外に開かれた施設、設備の共用等を進める、こういうことを、五月の、まさに総科の考え方として、委員がまさにおっしゃった指摘を明記をさせていただきました。

同時に、大学等も、いわゆる公的研究機関以外の大学等ともしっかり連携していただきたいし、私も女子医大へお邪魔したことがあるんですが、そこでも早稲田の工学部の方のまさに医療との融合があつたり、そこに文科系である一橋の方が入つてまさに触媒となつてカタライズするというところも拝見しましたし、先般も種子島に、JAXAに行つてまいりましたら、やはりJAXAで使うロケットの塗装技術、また断熱技術を住宅に応用しようというようなお話もあつて、これは物材機構と実はJAXAとがコラボできるんじゃないかと。やっぱりこういう環境を整えていくということ、委員のおっしゃるまさに御指摘を総合科学技術会議の五月の基本的な考え方に盛り込みさせていただきましたので、あとそれをしっかりと運用面で支えていきたいと思っております。

○浜田和幸君 ありがとうございます。そういう方向は極めて重要だと思つております。

それで、今検討されている組織の見直しの中で、法人の統合、これ今の案を見せていただく、例えば項目別に、健康長寿社会の実現という項目で、国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所、これを一つにしますよとか、あるいは、攻めの農業の実現という項目の下で、農業・食品産業技術総合研究機構と農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、種苗管理センター、四つを一つにするとか、水産業の健全な発展という項目で水産大学校と水産総合研究センターを一つにしますという、いろんなテーマを設けて、その中で既存の

研究所、組織を統廃合する。

ただ、私は思つてますね。この健康長寿というテーマとか、水産業とか、攻めの農業とか、ある意味ではみんな関わつていますよね、一つ根つこのところでは同じということ。逆に、さっき副大臣がおっしゃつたようなシナジー効果ということを考えれば、これも項目を余り縦割りにしないで、やっぱりここの健康長寿、日本が世界に誇る健康長寿大国であれば、それを支える農業とか水産業、そういったところ、あるいは医療の分野、そういうものを、もつともつと大きな方向の中でそのシナジー効果が得られるような方向を目指せば統廃合ももつともつとスムーズに有効的に進むんじゃないかと思つてますけれども、そういう発想はないんでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 今回、統廃合は数合わせではなくて、やはり政策機能、独法のそれぞれの政策機能の強化という観点に着目して統廃合を議論の上、決めてきたところです。また、委員が御指摘のシナジー効果、それぞれがいろんなくくりとか大きな目標の下で協力をしていくということは非常に重要な観点だというふうに思っております。それは、統廃合をやらない場合であつても、必要があれば所管府省の枠を超えて法人間で業務の連携を深化させていくという、そういう方向性で考えていくべきではないかというふうに思っています。

○浜田和幸君 是非、既存の研究機関の間もお互いに情報交換したり人材交流するということは当然重要なことだと思つていますが、一定の方向をきちんと国家戦略に基づいて示して、そこに人材を結集する、効果的な予算と人材の配分ということもこれからは極めて重要だと思つてますね。

それとの関連で、PDC Aサイクルの議論の中で、総務大臣が目標設定をして総合科学技術・イノベーション会議が指針を策定すると、そういう評価、研究に関する審議会を設けるということが述べられているんですけれども、その中に外国人の委員任命も可とするという部分があるんです。

す。これはやっぱり日本が国際競争を勝ち抜くためには、海外でどういうような研究が行われている、その進捗状況を照らして、日本が遅れているところはそれなりにキャッチアップ、しかし、もうこれだけ差が開いているのであれば、わざわざ日本がやるよりかはという判断もあると思つてますね。

そういうような審議会の中において、外国人に、委員に任命も可と書いてあるんですけれども、どういう形で外国の委員を任命するのか、そのプロセス、その方法、海外からどういう形で人材を呼び込もうとしているのか、その辺りについての今の検討状況についてお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(長屋隆彦君) 運用面につきましては、これからまた施行に向けて具体的にそれぞれ、また任命権はそれぞれの主務大臣にもございまして、まず法律の中では五分の一を超えない範囲、さらにその代表者等にはさせないという枠を決めた上で、どのように運用していくかというのはこれから検討されていくものと考えております。

○浜田和幸君 五分の一以下とか代表にはしないとか、やっぱり開かれた日本、研究とかイノベーションとか、やっぱりある意味で国際交流、これも必要だと思つてますね。

ですから、是非福田大臣も、後藤田副大臣にも、そういう日本の持っている潜在的な力を海外と融合することでもっと大きな成果が得られるということだつてあるでしょうから、海外での研究の動向に対しての情報収集、あるいは人材交流といったことについても是非前向きに御検討いただきたいと思います。

次の質問は、業務ガバナンスについてです。今回の提案の中で、法人の事務とか事業の特性に応じたガバナンスの高度化ということが指摘されていますよね。その中で法人が行う幾つかの業務が分類されていて、金融ですとか人材育成ですとか文化振興、公共事業、助成給付とかいろいろ

とあるんですけども、こういうテーマというのは、別にそれを特化した組織でなくても、全て、何というか、百の法人がみんな各々、自分のところの組織を運営するに当たっては、金融的な発想も必要だし、文化的な面も、人材育成もみんな必要だと思ふんですね。ですから、何か全ての法人に対してやっぱり新たな刺激というか、新たな研究に向けての刺激を与える意味では、特定の業務だけじゃなくて、全てのこれは組織にとつてこういう金融面ですとか人材育成の面とか、そういうものは生かすべきではないかと思ふんですね。

ですから、金融業務に関しては金融に直結するような法人にのみ何かそういうことを、ガバナンスを求めるといふような立て付けになっているように見えるんですけども、実際はどうなんでしょう。是非ともつとつと広い観点で、全ての組織が、今は六つの観点からガバナンスの高度化ということが必要とされているわけですから、そういうことをつとつと柔軟に生かす、あるいはそれを加速をさせるような、そういう指導というか対応が必要ではないかと思ふんですけども、稲田大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(稲田朋美君) 昨年末のこの基本方針の閣議決定において、今御指摘のとおり、六つの業務類型を示して、それぞれの特性に応じたガバナンスの制度、運用の見直しについて記載がされています。しかし、それは何もこれ以外の、金融に書かれていることがほかのところに適用されないというものでは決してなく、応用できるものも十分あるかというふうに思っております。

金融業務を行う法人などが実施するリスクの管理の手法を金融業務以外で資金運用を行っている法人にも適用ができるということもございまして、人材育成業務を行う法人が実施する就職率等の定量的な目標設定の手法を人材育成業務以外の業務を行っている法人の内部の職員研修で参考にできるとか、様々な利用ができるかというふうに思っています。他の業務を行う法人にも御指摘のとおり応用すべきだというふうに思いますし、各法人が

法人の様々な取組を参考にしながら業務を改善していくことが重要であろうかというふうに考えます。

○浜田和幸君 おっしゃるとおりだと思うんですけども、それが今現状ではなかなか徹底していないがゆえに恐らくこういう個別の指摘がなされていると思ふんですね。

実際に、そういう観点で今の独立行政法人がきちんと期待された成果を上げているのかどうか。このPDCAサイクルの中で、第三者機関のチェックをこれから入れるということが、評価制度委員会を設置する、様々な目標がちゃんと達成されたかどうかというように内閣総理大臣が指名した委員の下でチェックするということになっているんですが、どういう基準でもつてこの第三者機関のチェック、また、第三者機関に想定されているチェックする人たちのものはどういう方法で選ばれるのか、その辺りについての現在の検討状況が分かれば、お教えください。

○政府参考人(長屋聡君) これにつきまして、施行までの間の準備期間の中でやっていくことになりましても、その委員十名というものの、幅広く各法人のチェックをするということで、かつ客観性を持ちながら厳格にチェックできるような有能な人材を集める必要があるということでも、また格の高い内閣総理大臣任命ということでもございまして、その任命権者の下で慎重かつきちつと人選を進めていくと、そういうことになろうかと思ひます。

○浜田和幸君 是非そういうきちんとチェックのできる人材、公平な立場、公正な立場からチェックできる人をつかりと確保していただきたいと思ひます。

最後に、大臣にお伺いしたいんですけども、安倍総理が日本を世界で最もイノベーションに適した国にするんだと、要するに、世界中の頭脳や企業や研究機関がもつとつと日本にやってきて、そういう研究がしやすい環境。その受皿として例えば連携する可能性がこの百の法人にあると

思ふんですね。

要するに、彼らが単独でやってくるというよりは、日本でこういう様々な独立行政法人がいろいろな研究や対応をやっている、そういうところと一体化する、協力することによってイノベーションがもつとつと国際的に通用するようなものに発展していくと思ふんですけども、外国からのそういう投資とか企業がイノベーションというこ

とで入ってくるために、この百の法人をどういう形でもつとつと国際化させていくのか、その辺りについて基本的なお考えがあれば、是非お聞かせいただきたいと思います。

実際には、特許の申請件数なんか見ても、フランス、韓国、中国、ドイツ、アメリカ、その更に後塵を拝しているのが日本の状況なんです。それから、外国から見ると、何か日本ってまだまだそういった意味で研究のパートナーを組む相手としては心もとないんじゃないかという感じがするんですね。

ですから、イノベーション立国、世界で最もイノベーションが進んでいる国にするというのであれば、その辺りについても国としての大きな方針というものを示し、その方針の下でこの百の組織の有機的な統廃合や効率のいい研究支援策というものが必要になると思ふんです。

最後に、是非大臣のお考えをお聞かせください。

○委員長(水岡俊一君) 時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

て、研究開発法人がその大きな役割を果たすことを期待されているというふうに思います。

○浜田和幸君 終わります。

○山本太郎君 相変わらず政党要件を満たしておりません。新党ひとりひとり、山本太郎と申しします。

前回、少し時間切れで質問できませんでした。日米間の協定つながりで、少しだけ日米原子力協定について質問させていただきます。外務省、お伺いします。

現行の日米原子力協定第十六条で、発効の日から三十年間効力を有し、いずれ一方の当事国政府も、六か月前に他方の当事国政府に対して文書による通告を与えることにより、最初の三十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができるという旨が記されています。

現行協定の発効日は一九八八年七月十七日ですから、今から四年後、二〇一八年一月十六日以降、いつでも文書通告すれば、その六か月後、半年後に日米原子力協定は終了するというところでよろしいですね。

○政府参考人(廣瀬行成君) 今御指摘いただいたように、日米原子力協定は「六箇月前に他方の当事国政府に対して文書による通告を与えることにより、最初の三十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる」となっております。この有効期間は二〇一八年の七月十六日までとなっておりますので、その半年前以降は終了させるための通告を行うことができるというふうになっております。

○山本太郎君 原子力協定を終了してしまうとどうなるんですか。協定が終了したら何ができなくなるのか、簡潔に説明してください。

○政府参考人(廣瀬行成君) 日米原子力協定は、平和的利用、それから不拡散を法的に確保しつつ、両国間において幅広い分野において原子力協力を進めるための枠組みでございます。この原子力協定の下で、両国間におきましては、濃縮ウランを始めとする核物質や原子力関連資機材の移転、

研究開発分野における協力などが行われております。

現時点におきまして、二〇一八年七月以降の原子力協定の扱いにつきまして、米国と協議を行っているものではありません。したがって、仮に日米原子力協定が終了した場合の具体的な影響について予断することは差し控えたいと思っております。米原子力協定の差し控えたいと思っております。米原子力協定の差し控えたいと思っております。米原子力協定の差し控えたいと思っております。

○山本太郎君 本日にたつぷりと時間を使って差し控えるということをお願いしたいので、ありとどうございまして。

では、本日の議題の方に移りたいと思います。独立行政法人通則法改正案なんですけれども、本日は四つの独立行政法人について質問させていただきますけれども、私の質疑のために四つの独立行政法人から責任者の方々に参考人としておいていただきます。誠にありがとうございます。また、水岡委員長、そして向筆頭理事を始め、理事の先輩方、また委員各位の先生方に御配慮いただきまして、本日にありがとうございます。まず、日本学生支援機構にお伺いしたいと思います。

平成二十六年予算では、無利子の奨学金が四十五万二千人、有利子の奨学金が九十五万七千人で、有利子奨学金が倍以上ということなんですけれども、私、奨学金は元々そうであったように、全て無利子とすべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○参考人(甲野正道君) お答え申し上げます。奨学金は全て無利子で行うべきかというお尋ねかと思えます。日本学生支援機構の有利子奨学金制度は、昭和五十九年度に無利子奨学金の補完措

置として導入されたものでございます。私ども、日本学生支援機構といたしましては、無利子奨学金がより望ましいと考えているところでございます。

○山本太郎君 奨学金の返還についてなんですけれども、元本に利息が付いて、遅れば延滞金が発生する、間違いありませんか。

○参考人(甲野正道君) はい。延滞が生じた場合でございますけれども、有利子奨学金につきましてはもちろん利息が付いているわけでございますけれども、延滞した場合の延滞金は、その元金に対して利息とともに延滞金が発生するというところでございます。

○山本太郎君 延滞金が発生した場合なんですけれども、それ以後の返還、支払は延滞金、利息、元本、この充当順序で間違いないですか。

○参考人(甲野正道君) お答えいたします。当機構の奨学金の返還金の充当順位についてのお尋ねかと思いますが、これにつきましては、民法四百九十一条に準じまして業務方法書において定めているところでございまして、先生がただいまおっしゃりましたとおり、延滞金、利息、そして元本の順で充当することとしております。

○山本太郎君 民法第何条とか出てくると、ちょっと怖いですがね。延滞金、利息、元本。学生が教育を受けるためにお金を借りているのに、普通に借金するのと同じレベルで民法が適用されるというのがすごく不思議だなと思うんです。延滞金、利息、元本、この地獄の支払サイクルが奨学金を返還する者にとって元本を減らせない原因になっていると、奨学金返済の長期化につながっていると思えます。払っても払っても元本に届かないんだよね、どんどん膨らんでいく。

返還金は奨学金の原資になる、返してももらったお金が奨学金の原資になるんですよというふうな機構から説明受けたんですよ。平成二十四年の延滞金収入四十三億一千九百万円、すごいお金ですね、これ、延滞金の収入ですよ。これサビサと呼ばれる債権回収会社に流れるんですよ、こ

のお金。平成二十四年の利息収入三百十七億六千七百万円、これはすごいですね、金融機関に流れるんですね、これ。

これ、学生って金融商品になっちゃっているんじゃないですか。言われてもしようがない。元本から返還していきけるようにすべきだと思うんですけど、どう思われますか。

○参考人(甲野正道君) 元本から返済すべきかどうか、返還金の充当の順位につきましては、現在、文部科学省におきまして、学生の経済的支援の充実を図るための検討が行われているところでございまして、真に困窮している奨学金の返還者への救済措置も充実すべく、より効果的な支援の在り方についての議論がそこで行われているというふうな承知をしているところでございまして、私どもも注視をしているところでございます。

○山本太郎君 奨学金っていったら、何か給付されるものというイメージがあったんですよ。少なくとも無利子で借りられるんじゃないかというイメージだったんですけど、日本の奨学金制度って学生ローンだったんだということに気付いたんですよ。

OECD加盟国三十四か国中三十二か国には返済必要がない給付型の奨学金があると、十七か国は授業料が無料だって。日本って先進国って言われていたんだけど、教育の分野においてはどんな感じなんですかね、これって。教育を受けた学生に学費を貸し付けて利子を取り、遅れれば延滞金も取り、払えなければ差押えまである、本人が無理なら保証人から取るから取りつづける、これ、これ本当に学生支援じゃなくてサラ金じゃないかなって思っちゃうんですよ。

確かに、学生支援機構……(発言する者あり)そうですかね、言い過ぎではないと思うんですけども。確かに、学生支援機構、給与所得者に対して、本人年収が三百万円以下であれば五年間の支払猶予が与えられるという処置を学生支援機構はやってきているんですよ。この五年間の支払猶予というのを十年間まで猶予するよというふう

に変えていただいたんですよ。これはすごく大きいんじゃないかなと思うんですよ。延長をしてくれるということは苦しんでいる若者にとって朗報じゃないかって。でも、これって根本的な解決とはなっていないんじゃないんですか。

例えば、年収三百万円以下であっても、十年まで猶予されたとしても、十一年目からは返済義務が発生しますよね。でも、十一年目になって年収三百万円以上になつていなきゃ今までどおりなんですよ。返還猶予の条件として年収三百万円以下というのが基準になっているということは、その年収は返還が困難であるから年間三百万円以下という設定になっているわけですよ。これ、非正規雇用というのが進む中で、低賃金、これ長期化している、労働の流動化も進むよ、労働の商品化が進むよ、加速していくよという中で、五年たつても十年たつても年収三百万円以下という現実、この中に生きる若者ってすごく多数いる、苦しんでいる現実というのを知っていただきたいんですよ。

返還の猶予だけ延長しても何ら解決にはならないと。五年、十年という年限ではなく、本人年収を返還猶予の基準とすることが合理的じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○参考人(甲野正道君) 私どもの奨学金の取組の一つとして御紹介をさせていただきたいものがございますけれども、平成二十四年度からでございますが、貸与時におきまして低所得の世帯、年収三百万円以下の学生等につきましては、貸与が終了いたしました後、その後、収入が、所得金額が年収三百万円以上になるまでの間は、願い出により返還が無期限に猶予されます所得連動返還型無利子奨学金制度を導入したところでございます。

したがって、この制度を適用していただきますと、十年という年限を超えなくても、年収が三百万円以下ということでありましたら返還が猶予されるということになっております。

○山本太郎君 すばらしい制度が始まったんですね。これ、じゃ、全員に適用されるんですよ、こ

年収三百万以下であれば、希望すれば。だとしたら、もうここで質問終わりになります、救われる人が多くなるのであれば。

○参考人(甲野正道君) 全員ということではございませんが、無利子の奨学金を貸与を受けた方のおおむねですけれども三割程度ということで考えているところでございます。

○山本太郎君 分かりました、無利子の話ですね。有利子の話を僕、ごめんなさい、中心にやらせていただいていたんです。

社会に出るときに何百万円という借金を背負っちゃった。返済を考えるばかりに就職をちよつと焦っちゃった。挙げ句にブラック企業に就職しちゃって、低賃金で長時間労働だった。社会に出たのはいけれども、でも異性と出会ったよ。でも、その異性も同じようなシチュエーションで、結婚なんて考えられなくて、出産なんて考えられるかなって、とても無理じゃないかと思うんですよ。まるで悪い冗談のような現実が今本当に多くの若者たちの間で広がっている。苦しんでいる人たちの声というのにもたくさん聞きます。

秋の臨時国会、二〇一三年十月十五日、所信表明演説において安倍総理、「若者が活躍し、女性が輝く社会をつくり上げること、これこそが私の成長戦略です。いよいよ日本の新しい成長の幕開けです。」力強くおっしゃったんですけれども、このままでは若者の未来の幕、開きようがないんですよ。どうかどうか奨学金問題でがんじがらめの若者たちを本当の意味で支援する機構として機能していただきたい。無利子じゃなく、有利子で今首が回らなくなっている人たちに、ここに對してもっと光を当てていただきたい。五年、十年という期限で区切るのではなく、その人の本人年収で考えていただきたいということをお願いしたいなと思います。

済みません、ありがとうございます。続いて、医薬品医療機器総合機構、PMDAにお伺いいたします。

子宮頸がん予防ワクチン、HPVワクチンの副反応被害の救済について、PMDAの取組状況について簡潔に説明いただけますか。

○参考人(近藤達也君) 任意接種の子宮頸がんワクチンに關します救済給付につきまして、四月の末の段階で、請求者が子宮頸がんワクチンを原因として請求している件数は四十七件。支給、不支給の決定件数は二十二件。その内訳は、支給が十六件、不支給が六件であります。また、アナフィラキシーショック、それからギラン・バレー症候群、因果関係が明確なものにつきましては、かつ適正に使用され、入院相当の医療が実施されたものにつきましては支給決定をしておるところでございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

平成二十五年五月十日、厚生労働省医薬食品局安全対策課及び健康局結核感染症課が機構に對して、PMDAに對して依頼したHPVワクチンの安全性に關する調査についての平成二十五年十二月十日の調査結果報告書には、HPVワクチン接種後に広範囲にわたる疼痛を来した症例において、疼痛の発生する機序、病態ですね、が解明されていない部分が多い現状では、個別の症例におけるHPVワクチンとの因果関係をいづれの症例においても完全に否定することはできない。また、総合評価のところに、HPVワクチン接種後に広範囲にわたる疼痛を来した個々の症例について、多領域の専門家の判断の下実施された診断や診療の結果として収集される情報には、今後、特に注視し、得られた情報に基づいて、添付文書改訂等の安全対策の必要性について検討する必要があると書いてあります。それに間違いありませんか。

○参考人(近藤達也君) まず、因果関係についてでございますけれども、HPVに關する昨年十二月の報告書では、国内の報告症例について、当時調査した情報からは広範囲にわたる疼痛とワクチン接種との因果関係に關して確定的な結論を導くことは困難と判断しているものであります。

それから、安全対策の必要性並びにその対策についてでございますけれども、昨年十二月の報告書におきまして、接種後に広範囲の疼痛を来した一例一例の症例につきまして、複数領域の専門家の診断などの情報を注視いたしまして、得られた情報に基づいて添付文書改訂などの安全対策について検討する必要がある旨記載しておるところでございます。

具体的には、この記載については、国内の報告症例において、疼痛については個別の症例のワクチン接種との因果関係に關して確定的な結論を導くことはできなかったこと、並びに海外を含む公表文献においても広範囲にわたる疼痛やそれを引き起こす疾患についてHPVワクチン接種によるリスク上昇がある結果を得られていないこと、これらを踏まえて総合的に判断したものでございします。

PMDAといましては、このほか国内で新たに得られた臨床的な情報や内外の疫学調査で得られた情報など、今後とも追加的な情報に基づいて新たな評価を行うことが必要であると判断しております。さらに、PMDAは、今後ともHPVワクチンに關する内外の副反応報告を含む情報の収集、整理を担当する科学的に中立公正な評価機関という立場にあり、HPVワクチンの安全性確保には全力を挙げてまいりたいと思っております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

厚生労働省健康局にお伺いします。この調査結果報告書に心身の反応という言葉は一切出てきていませんけれども、副反応検討部会では副反応の原因として心身の反応と言っています。厚生労働省、これはこのPMDAの報告書、無視したということですか。

○政府参考人(佐藤敏信君) お答えをいたします。厚生労働省の厚生科学審議会の下に置かれております副反応検討部会でございますけれども、この副反応検討部会は、ただいま御質問のありまし

たPMDAの報告書はもとより、副反応検討部会として独自に調査をいたしまして、その過程ではいろんな方、医師などの参考人からの御発表をいただいたりということ、時間を掛けて議論いただいているというものでございます。

因果関係のあるなしにかかわらず、一定の期間内に症状を来した方は二千三百二十例ということで集まっております。そうした方の中から医学的に重篤と考えられるものないしは因果関係があるもの、こういった形で分類をしてやっていきますと、その中の一部には心身の反応と思われるものもあったというふうに理解するわけであります。

つまり、PMDAで行われた調査とは別個にもう少し広めの調査をきちつとやって、その中には一部そういう方もいらっしゃるということでございますので、矛盾はしないし無視もしてはいないということになると思います。

○山本太郎君 この調査報告書の意見、十分反映されたというふうにお感じになりますか。理事長の率直な意見、お聞かせください。

○参考人(近藤達也君) 今、佐藤先生がお話しいただいたように、一例一例をよくよく見ることが重要でございます。その内容が本当に影響を受けているかどうか見た上で、我々は見ているわけでございます。直接私が見ているわけじゃないんですけど、その中で、十分これはこれからまだまだ見ていかなきゃならない、我々としてれば、安全対策という意味でも、よく一人一人の患者さんのその後のことをしっかり見ていかなきゃいけないなと思っております。

○山本太郎君 やはり、このワクチンを接種した三百万人を超える少女たちの追跡調査というのがすごく重要なんじゃないかなと思うんですけど、参考人、どう思われますか。

○参考人(近藤達也君) そういう情報はほとんど私どもの方に入れていただくようにしております。それに基づいて安全対策を講じるわけで、臨床科の先生方にはしっかりとそれをフォローして

いただきたいなと思っております。
○山本太郎君 ありがとうございます。
次に、放射線医学総合研究所にお伺いいたします。

長期低線量被ばく影響プロジェクトというものが放医研にあるとお伺いしたんですけれども、内部被曝の研究も行われているということでしょうか。

○参考人(明石真言君) ただいまのお尋ねの長期にわたる低線量影響プロジェクトでございますが、この中では内部被曝については調査研究を行っております。これでは、マウスとかラットに非常に低い線量率で連続的若しくは分割して照射をすることで外部被曝の影響を見ているというのがこのプロジェクトでございます。

内部被曝につきましては、マウスにブルトニウムとかそれからウラン等を投与してその影響、それから、若しくはそれをどうやって体の外に排出するかというような研究を行っております。

○山本太郎君 済みません、もう時間がちよつと迫ってきたので、ショートバージョンでちよつとお聞きしたいんですけれども、これ、放医研として、この長期の低線量被曝、人体には全く影響がない、そう言えますか。言える言えない、時間がないので、ごめんなさい、こんな勝手なこと言つて、二択で言つていただけると非常に助かります。

○参考人(明石真言君) 現在の状況では健康影響は見ることができないだろうと私は考えております。

○山本太郎君 影響はない。
○参考人(明石真言君) ない。
○委員長(水岡俊一君) 明石参考人、もう一度。
○参考人(明石真言君) 影響はないと考えております。

○山本太郎君 放医研の見解としては人体には全く影響がない、低線量被曝はということですか。
○参考人(明石真言君) 現在の環境等から観測される線量では影響はないというふうに考えております。

ます。
○山本太郎君 お聞きしているのは内部被曝についてなんですけれども、内部被曝というのは個人差がありますよね。それぞれのライフスタイルによつてどれぐらいのものを取り入れるのかからない、どういう場所で空気を吸い込むかからない。これ、食べることも、空気を吸うことも止めることできないですものね。

内部被曝の調査をマウスで、ブルトニウム、そのほかのもので少量をやつてみる。マウスに対してはほとんどが外部という形で実験をされている放医研、内部被曝に対しての研究はされていない。けれども、長期低線量被曝によつて人体には影響がないということを宣言できてしまうんですか。

○参考人(明石真言君) 現在、今そのデータを取つているところで、現在までの結果で影響は見られていないということでありまして、今後のまだデータの集積は必要だと考えております。

○山本太郎君 直ちに影響はないということをお伝えしたかったということですか。それ、お願いします。どういうことですか。

○参考人(明石真言君) 現在までの結果では直ちに影響は出ないということでございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。やつと意味が分かりました。
ちよつと被曝の話とかいろいろありますと、気が皆さん落ち込んでますよね。次、明るい話題ですので、御心配しないでください。

新エネルギー・産業技術総合開発機構、NEDOにお伺いします。

私、水素エネルギーに力を注ぐべきだということとを自分自身の選挙でも訴えてまいりました。今回のエネルギー基本計画には原発再稼働が明記されていたので、そこはちよつと自分の中でお話にならなかったんですけれども、この中にも、エネルギー計画、一点いいところがあったんです。水素社会の実現というすばらしい提案が盛り込まれていました。

NEDOの方にお伺いしたいんですけれども、どのような取組をしているのか。ごめんなさい、あと三十秒しかないです。三十秒でお願いします。申し訳ありません。

○参考人(古川一夫君) 水素は様々なエネルギーからつくり出すことができる、利用段階におきましてCO₂を排出しないということで、エネルギー供給源の多様化とか環境負荷を低減するということが有力なエネルギー源の一つだと考えております。

私どもNEDOは、二〇〇〇年より固体高分子型の燃料電池の開発を取り組んでまいりまして、エネファームという家庭用の燃料コージェネシステムを実用化いたしました。現在、七万五千台が導入されております。また、来年から一般販売されます燃料電池自動車につきましては、車両の低コスト化並びに水素を提供する水素ステーションにつきまして、機器の低コスト化や規制の見直し等、材料のデータの取得を始め、積極的に進めているところでございます。

この四月に閣議決定されましたエネルギー基本計画において、水素社会を実現していくために技術的、コスト面、制度面、インフラ面での課題を克服する多様な技術開発や低コストを推進していくこととしており、NEDOとしても引き続き水素社会の実現に向けて必要な技術開発を積極的に推進してまいります。

○山本太郎君 ありがとうございます。皆さん、ありがとうございます。終わらせていただきます。

○委員長(水岡俊一君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(水岡俊一君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取する

ことに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(水岡俊一君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(水岡俊一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時十分散会

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

平成二十六年六月十三日印刷

平成二十六年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C

第百八十六回国 参議院内閣委員会 會議録第十八号(その二)

〔本号(その一)参照〕

〔小字は衆議院修正〕

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

独立行政法人通則法の一部を改正する法律

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「独立行政法人評価委員会(第十二条)」を「独立行政法人評価制度委員会(第十二条—第十二条

の八)に、
「第一節 業務(第二十七条—第二十八条)」を「第一節 通則(第二十七条—第二十八条)」に、
「第二節 中期目標等(第二十九条—第三十五条)」を「第二節 中期目標管理法人(第二十九条—第三十五条)」に、
「第三節 国立研究開発法人(第三十五条)」を「第三節 行政執行法人(第三十五条)」に改め

る。

「第三十五条の三」に、「第一節 特定独立行政法人(第五十一条—第六十条)」を「第三十五条の四」に、
「第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人(第六十一条—第六十

九—第三十五条の十二)」を「第一節 中期目標管理法人及び国立研究開発法人(第五十条の二—第五十条の十一)」に改め

る。
「第二節 行政執行法人(第五十一条—第六十三条)」を「第二節 行政執行法人(第五十一条—第六十三条)」に改め

る。

「第二条第一項中「ゆだねたを」を「委ねた」に、
「を効率的かつ効果的に行わせることを目的」とを「以下この条において「公共上の事務等」という。」を効果的かつ効果的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人」に改め、
同条第二項を次のように改める。
2 この法律において「中期目標管理法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立つて執行することが求められるもの(国立研究開発法人が行うものを除く。)を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人とし

て、個別法で定めるものをいう。
第二条に次の二項を加える。
3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立つて執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発(以下「研究開発」という。)に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じて国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。
4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行

政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

第三条の見出し中「自主性」を「自主性等」に改め、同条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第三項中「当たっては」の下に「独立行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、独立行政法人の事務及び事業の特性並びに」を加える。

第四条に次の一項を加える。
2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

第五条中「第二条第一項」を「第二条第二項、第三項又は第四項」に改める。
第十条中「独立行政法人」の下に「又は国立研究開発法人」を加える。

第一章第二節を次のように改める。
第二節 独立行政法人評価制度委員会(設置)
第十二条 総務省に、独立行政法人評価制度委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第十二条の二 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 第二十八条の二第二項の規定により、総務大臣に意見を述べること。
二 第二十九条第三項、第三十二条第五項、第三十五条第三項、第三十五条の四第三項、第三十五条の六第八項、第三十五条の七第四項又は第三十五条の十一第七項の規定により、

主務大臣に意見を述べること。
三 第三十五条第四項又は第三十五条の七第五項の規定により、主務大臣に勧告をすること。
四 第三十五条の二(第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、内閣総理大臣に対し、意見を具申すること。

五 独立行政法人の業務運営に係る評価(次号において「評価」という。)の制度に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、総務大臣に意見を述べること。
六 評価の実施に関する重要事項を調査審議し、評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べること。
七 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 委員会は、前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
(組織)
第十二条の三 委員会は、委員十人以上で組織する。
2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。(委員等の任命)
第十二条の四 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第十二条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十二条の六 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第十二条の七 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条の八 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならぬ。

第十九条第五項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をする。

ることができる。

6 監事は、独立行政法人が次に掲げる書類を主務大臣に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 この法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他主務省令で定める書類

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人(独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

第十九条の次に次の一条を加える。

(法人の長等への報告義務)

第十九条の二 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

第二十条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、前二項の規定により法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募(当該法人の長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う

○以下の項において同じ。

○の活用)に努めなければならない。

候補者の募集をいう。○、候補者の推薦の求めない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ

めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十一条の見出しを「(中期目標管理法の役員(任期))」に改め、同条第一項を次のように改める。

中期目標管理法の長(任期は、任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(次項において単に「中期目標の期間」という。)の末日までとする。

第二十一条第二項中「役員を」を「中期目標管理法の役員(任期は、任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(次項において単に「中期目標の期間」という。)の末日までとする。」と改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

2 中期目標管理法の監事の任期は、各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日(第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。以下同じ。)までとする。ただし、補欠の中期目標管理法の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 中期目標管理法の役員(中期目標管理法の長及び監事を除く。以下この項において同じ。)の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の中期目標管理法の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十一条の次に次の四項を加える。

(国立研究開発法人の役員の任期)

第二十一条の二 国立研究開発法人の長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む当該国立研究開発法人の第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項及び次項において単に「中長期目標の期間」という。)の末日までとする。ただし、中長期目標の期間が六年又は七年の場合であつて、より適切と認める者を任命するため主務大臣が特に必要があるときは、中長期目標の期間の初日(以下この項及び次項において単に「初日」という。)以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期は、任命の日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までとすること

一 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

三 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

四 国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の国立研究開発法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 国立研究開発法人の役員(国立研究開発法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。)の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の国立研究開発法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 国立研究開発法人の役員は、再任されることができる。

(行政執行法人の役員の任期)

第二十一条の三 行政執行法人の長の任期は、任

二 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

2 前項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定により国立研究開発法人の長となるべき者としてより適切と認める者を指名するため特に必要がある場合であつて、中長期目標の期間が六年以上七年以下のときは、同条第二項の規定によりその成立の時に任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期は、任命の日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までとすることができる。

一 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が六年を超え七年未満の場合 初日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日

三 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

四 国立研究開発法人の監事の任期は、各国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の国立研究開発法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 国立研究開発法人の役員(国立研究開発法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。)の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の国立研究開発法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 国立研究開発法人の役員は、再任されることができる。

(行政執行法人の役員の任期)

第二十一条の三 行政執行法人の長の任期は、任

二 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が六年を超え七年未満の場合 初日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日

三 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

四 国立研究開発法人の監事の任期は、各国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の国立研究開発法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 国立研究開発法人の役員(国立研究開発法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。)の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の国立研究開発法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 国立研究開発法人の役員は、再任されることができる。

(行政執行法人の役員の任期)

第二十一条の三 行政執行法人の長の任期は、任

二 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が六年を超え七年未満の場合 初日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日

三 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

四 国立研究開発法人の監事の任期は、各国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の国立研究開発法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 国立研究開発法人の役員(国立研究開発法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。)の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の国立研究開発法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 国立研究開発法人の役員は、再任されることができる。

(行政執行法人の役員の任期)

第二十一条の三 行政執行法人の長の任期は、任

二 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が六年を超え七年未満の場合 初日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日

三 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

四 国立研究開発法人の監事の任期は、各国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の国立研究開発法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 国立研究開発法人の役員(国立研究開発法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。)の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の国立研究開発法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 国立研究開発法人の役員は、再任されることができる。

(行政執行法人の役員の任期)

第二十一条の三 行政執行法人の長の任期は、任

二 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が六年を超え七年未満の場合 初日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日

三 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

四 国立研究開発法人の監事の任期は、各国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の国立研究開発法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 国立研究開発法人の役員(国立研究開発法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。)の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の国立研究開発法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 国立研究開発法人の役員は、再任されることができる。

(行政執行法人の役員の任期)

第二十一条の三 行政執行法人の長の任期は、任

二 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が六年を超え七年未満の場合 初日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日

三 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

四 国立研究開発法人の監事の任期は、各国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の国立研究開発法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 国立研究開発法人の役員(国立研究開発法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。)の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の国立研究開発法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 国立研究開発法人の役員は、再任されることができる。

(行政執行法人の役員の任期)

第二十一条の三 行政執行法人の長の任期は、任

二 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が六年を超え七年未満の場合 初日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日

三 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

四 国立研究開発法人の監事の任期は、各国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の国立研究開発法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 国立研究開発法人の役員(国立研究開発法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。)の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の国立研究開発法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 国立研究開発法人の役員は、再任されることができる。

(行政執行法人の役員の任期)

第二十一条の三 行政執行法人の長の任期は、任

二 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

命の日から、当該任命の日から年を単位として個別法で定める期間を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日までとする。ただし、補欠の行政執行法人の長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 行政執行法人の監事の任期は、各行政執行法人の長の任期（補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の行政執行法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 行政執行法人の役員（行政執行法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の行政執行法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 行政執行法人の役員は、再任されることができ。

（役員の忠実義務）
第二十一条の四 独立行政法人の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び当該独立行政法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該独立行政法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員の報告義務）
第二十一条の五 独立行政法人の役員（監事を除く。）は、当該独立行政法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。
（役員等の損害賠償責任）
第二十五条の二 独立行政法人の役員又は会計監査人第四項において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（役員等の損害賠償責任）
第二十五条の二 独立行政法人の役員又は会計監査人第四項において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

う。

2 前項の責任は、主務大臣の承認がなければ、免除することができない。

3 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、総務大臣に協議しなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、独立行政法人は、第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として主務大臣の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 通則

第二十八条第二項を次のように改める。

2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

第二十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、第三章第一節中同条の次に次の三条を加える。

（評価等の指針の策定）

第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中長期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを

変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中長期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

（研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の作成）

第二十八条の三 総合科学技術・イノベーション会議は、総務大臣の求めに応じ、研究開発の事務及び事業の特性を踏まえ、前条第一項の指針のうち、研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案を作成する。

（評価結果の取扱い等）

第二十八条の四 独立行政法人は、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項の評価の結果を、第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 中期目標管理法

第二十九条第一項中「独立行政法人」を「中期目標管理法に改め、同条第二項中「について」の下に「具体的に」を加え、第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 業務運営の効率化に関する事項

第二十九条第三項中「評価委員会」を「委員会」に

改める。

第三十条第一項中「独立行政法人」を「中期目標管理法に改め、「以下」の下に「この節において」を加え、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

第三十条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の二を第五号とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「独立行政法人」を「中期目標管理法に改め、同項を同条第四項とする。

第三十一条中「独立行政法人」を「中期目標管理法に改める。

第三十二条から第三十四条までを次のように改める。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表

しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対して、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

5 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第三十三条及び第三十四条 削除

第三十五条第一項中「独立行政法人の中期目標」を「第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標」に、「において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方を」までに、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性に、「組織及び業務」を「業務及び組織」に改め、「に基づき」の下に「業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 主務大臣は、前項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知する

とともに、公表しなければならない。

3 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

第三十五条に次の三項を加える。

4 前項の場合において、委員会は、中期目標管理法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。

5 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

6 委員会は、第四項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

第三章第三十五条の次に次の二条及び二節を加える。

(内閣総理大臣への意見具申)

第三十五条の二 委員会は、前条第四項の規定により勧告をした場合において特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告をした事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六十条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(違法行為等の是正等)

第三十五条の三 主務大臣は、中期目標管理法人若しくはその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとき、又は中期目標管理法を放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 国立研究開発法人

(中長期目標)

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下

の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中長期目標」という。)を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中長期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業(軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。)に関する事項について、あらかじめ、審議会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。)を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。

6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会の代表者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

(中長期計画)

第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画(以下この節において「中長期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中長期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

四 短期借入金金の限度額

五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 剰余金の使途

八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をした中長期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中長期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 国立研究開発法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中長期計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価)

第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる

第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる

事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績
- 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績

- 国立研究開発法人は、前項の規定による評価のほか、中長期目標の期間の初日以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第一項ただし書の規定により定められた場合又は第十四条第二項の規定によりその成立の時において任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第二項の規定により定められた場合には、それらの国立研究開発法人の長（以下この項において「最初の国立研究開発法人の長」という。）の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 国立研究開発法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する末日を含む事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び

当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 第一項又は第二項の評価は、第一項第一号、第二号若しくは第三号に定める事項又は第二項に規定する業務の実績について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中長期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

- 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ううとするときは、研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。

- 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立研究開発法人に對して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に對しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

- 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 主務大臣は、第一項又は第二項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該国立研究開発法人に對し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- （中長期目標の期間の終了時の検討）
第三十五条の七 主務大臣は、前条第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中長期目標の期間の終了時まで、当該国立研究開発法人の業務の

継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の必要の措置を講ずるものとする。

- 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。

- 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

- 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

- 前項の場合において、委員会は、国立研究開発法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。

- 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

- 委員会は、第五項の勧告をしたときは、主務大臣に對し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

（業務運営に関する規定の準用）

- 第三十五条の八 第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の三の規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第三十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と、「中期計画」とあるのは「同項の中長期計画」と、同条第二項中「前条第一項の認可を受けた」とあるのは「第三十五条の五第一項の認可を受けた」と、同条第三項中「前条第一項の認可を受けた」とあるのは「第三十五条の五第一項の認可を受けた」と、同条第四項中「前条第一項」とあるのは「第三十五条の二」中「前条第四項」とあるのは「第三十五条の七第五項」と読み替えるものとする。

第四節 行政執行法人

（年度目標）

- 第三十五条の九 主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標（以下「年度目標」という。）を定め、これを当該行政執行法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 国民に對して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 業務運営の効率化に関する事項
- 財務内容の改善に関する事項
- その他業務運営に関する重要事項

- 前項の年度目標には、同項各号に掲げる事項に關し中期的な観点から参考となるべき事項についても記載するものとする。

（事業計画）

- 第三十五条の十 行政執行法人は、各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、年度目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該年度目標を達成するための計画（以下この条において「事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 行政執行法人の最初の事業年度の事業計画については、前項中「各事業年度」とあるのは「その成立後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 国民に對して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画

及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に關する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 その他主務省令で定める業務運営に關する事項

4 主務大臣は、第一項の認可をした事業計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その事業計画を変更すべきことを命ずることができ

5 行政執行法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に關する評価)第三十五条の十一 行政執行法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

2 行政執行法人は、前項の規定による評価のほか、三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間の最後の事業年度の終了後、当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に關する事項の実施状況について、主務大臣の評価を受けなければならない。

3 行政執行法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 行政執行法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する事業年度の終了後三月以内に、

同項に規定する事項の実施状況及び当該事項の実施状況について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

5 第一項又は第二項の評価は、第一項に規定する業務の実績又は第二項に規定する事項の実施状況について総合的な評定を付して、行わなければならない。

6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該行政執行法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項の評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

7 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

(監督命令)第三十五条の十二 主務大臣は、年度目標を達成するためその他この法律又は個別法を施行するため特に必要があると認めるときは、行政執行法人に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

第三十八条第二項中「これに」の下に「主務省令で定めるところにより作成したを加え、」を添え、を削り、「監事の意見(次条)を監査報告(次条第一項)に、」監事及び会計監査人の意見を「監査報告及び会計監査報告」に、「付けなければならない」を「添付しなければならない」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項を」前項に、「監事の意見を記載した書面を」監査報告に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができ

一時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるもの)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるものとする公告の方法をいう。次項において同じ。

5 独立行政法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

第三十九条中「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

第三十九条に次の四項を加える。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員(監事を除く)及び職員に対し、会計に關する報告を求めることができ

一 会計帳簿又はこれに關する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに關する資料が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものを

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人に対して会計に關する報告を求め、又は独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができ

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、

同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人の役員又は職員

三 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人から公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ)又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

第三十九条の次に次の一条を加える。

(監事に対する報告)

第三十九条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員(監事を除く)の職務の執行に關し不正の行為又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に關する報告を求めることができ

第四十一条の見出し中「資格」を「資格等」に改め、同条第一項中「公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

第四十一条に次の一項を加える。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることできない。
一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者

二 監査の対象となる独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

第四十二条中「の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時」を「についての財務諸表承認日」に改める。

第四十四条第一項中「うめ」を「埋め」に改め、同条第三項中「独立行政法人」を「中期目標管理法人及び国立研究開発法人」に改め、「一部を」の下に「中期計画」を加え、「受けた中期計画」を「受けた同項の中期計画」に、「以下単に『中期計画』という」を「以下同じ」に、「同条第二項第六号を」同条第二項第七号又は中長期計画(第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ)の第三十五条の五第二項第七号に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第四十五条第一項中「独立行政法人は、」の下に「中期目標管理法人の」を、「第三十条第二項第四号」の下に、「国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画(第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ)の第三十五条の十第三項第四号」を加え、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第四十六条に次の一項を加える。

2 独立行政法人は、業務運営に当たっては、前項の規定による交付金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるもの

であることに留意し、法令の規定及び中期目標管理法人の中期計画、国立研究開発法人の中長期計画又は行政執行法人の事業計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

第四十六条の二第二項ただし書及び第二項ただし書中「ただし」の下に「中期目標管理法人の」を加え、「第三十条第二項第五号」の下に、「国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合」を加え、「その計画」を「これらの計画」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第四十六条の三第一項ただし書中「ただし」の下に「中期目標管理法人の」を加え、「第三十条第二項第四号の二」を「第三十条第二項第五号」に改め、「場合」の下に、「国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合」を加え、「その計画」を「これらの計画」に改め、同条第六項を削る。

第四十八条第一項ただし書中「ただし」の下に「中期目標管理法人の」を加え、「第三十条第二項第五号」を「第三十条第二項第六号」に改め、「場合」の下に、「国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号の計画を定めた場合」を加え、「その計画」を「これらの計画」に改め、同条第二項を削る。

第五章第二節の節名を削る。
第六十一条から第六十三条までを次のように改める。

第六十一条から第六十三条まで 削除
第五章第一節の節名及び第五十一条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第五十二条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)」を「報酬等」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第三項中「給与」を「給与等を参酌し、かつ」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「中期計画の第三十条第二項第三号」を「事業計画の第三十五条の十第三項第三号」に改める。

第五十三条を削る。
第五十四条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第五十三条とする。
第五十四条の二第一項中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十五条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
第五十七条第一項及び第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第三項中「昭和二十五年法律第九十五号」を削り、「国家公務員の給与」の下に「を参酌し、かつ」を加え、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「中期計画の第三十条第二項第三号」を「事業計画の第三十五条の十第三項第三号」に改める。

第五十八条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
第五十九条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項中「第二項第二項」を「第二項第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第三項中「第五十七条第二項」を「平成十一年法律第三十三号」第五十七条第二項に、「第二項第二項に規定する特定独立行政法人は」を「第二項第四項に規定する行政執行法人は」と、「同法」とあるのは「国家公務員災害補償法」に改め、同条第四項中「第二項第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二項第四項に規定する行政執行法人」に改める。

第六十条第一項及び第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第五十四条

の二第二項」を「第五十四条第一項」に改める。
第五章中第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 中期目標管理法人及び国立研究開発法人

(役員の報酬等)
第五十条の二 中期目標管理法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 中期目標管理法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)、民間企業の役員の報酬等、当該中期目標管理法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。
(役員の兼職禁止)
第五十条の三 中期目標管理法人の役員(非常勤の者を除く)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(他の中期目標管理法人役員についての依頼等の規制)
第五十条の四 中期目標管理法人の役員又は職員(非常勤の者を除く。以下「中期目標管理法人役員」という。)は、密接関係法人等に対し、当該中期目標管理法人の他の中期目標管理法人役員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人の中期目標管理法人役員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の中期目標管理法人役員若しくは当該中期目標管理法人役員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の中期目標管理法人役員をその離職後に、若しくは

は当該中期目標管理法人役職員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものに従事し、若しくは従事していた他の中期目標管理法人役職員又はこれらの業務に従事していた中期目標管理法人役職員であつた者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

二 退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

三 大学その他の教育研究機関の研究者であつた者であつて任期(十年以内に限る。)を定めて専ら研究に従事する職員として採用された他の中期目標管理法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

四 第三十二条第一項の評価(同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。)の結果に基づき中期目標管理法人の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、当該中期目標管理法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として主務大臣が指定したものの以外の地位に就いたことがない他の中期目標管理法人役職員が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の中期目標管理法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

五 第三十五条第一項の規定による措置であつて政令で定める人数以上の中期目標管理法人役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該中期目標管理法人役職員の離職後の就職の援助のための措置に

関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の中期目標管理法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

3 前二項の「密接関係法人等」とは、営利企業等(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項において「営利企業」という。))及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)のうち、資本関係、取引関係等において当該中期目標管理法人と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等とその業務が中期目標管理法人の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち総務大臣が定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、中期目標管理法人役職員が当該中期目標管理法人の長の要請に応じ、引き続き当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となつた場合に、中期目標管理法人役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている営利企業等に限定する。をいう。

5 第二項第二号の「退職手当通算予定役職員」とは、中期目標管理法人の長の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人等(前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる中期目標管理法人役職員であつて、当該退職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続き採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

6 第一項の規定によるもののほか、中期目標管理法人の役員又は職員は、この法律、個別法若しくは他の法令若しくは当該中期目標管理法人が定める業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為(以下「法令等違反行為」という。)をすること若しくはしたことがない当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことにし、営利企業等に対し、当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は当該中期目標管理法人の役員若しくは職員であつた者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

(法令等違反行為に関する在職中の求職の規制) 第五十条の五 中期目標管理法人の役員又は職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたことがない当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことにし、営利企業等に対し、当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は依頼してはならない。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出) 第五十条の六 中期目標管理法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該中期目標管理法人の長にその旨を届け出なければならない。

一 中期目標管理法人役職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者(以下この条において「再就職者」という。)が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該中期目標管理法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法(平成五年法律第百十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(当該中期目標管理法人の業務に係るものに限る。次号において

「契約等事務」という。)であつて離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該中期目標管理法人の役員又は管理若しくは監督の地位として主務省令で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該中期目標管理法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、当該中期目標管理法人と営利企業等当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)との間の契約であつて当該中期目標管理法人においてその締結について自らが決定したものの又は当該中期目標管理法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに係る法令等違反行為の要求又は依頼(中期目標管理法人の長への届出)

第五十条の七 中期目標管理法人役職員(第五十条の四第五項に規定する退職手当通算予定役職員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、中期目標管理法人の長に政令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた中期目標管理法人の長は、当該中期目標管理法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った中期目標管理法人役職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。(中期目標管理法人の長がとるべき措置等) 第五十条の八 中期目標管理法人の長は、当該中期目標管理法人の役員又は職員が第五十条の四から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該中期目標管理法人における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 第五十条の六の規定による届出を受けた中期目標管理法人の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3 中期目標管理法人の長は、毎年度、第五十条の六の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

(政令への委任)

第五十条の九 第五十条の四から前条までの規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(職員の給与等)

第五十条の十 中期目標管理法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 中期目標管理法人は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。

(国立研究開発法人への準用)

第五十条の十一 第五十条の二から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第五十条の四第二項第四号中「第三十二条第一項」とあるのは、第三十五条の六第一項と、「中期目標の期間」とあるのは、中長期目標の期間と、同項第五号中「第三十五条第一項」とあるのは、第三十五条の七第一項と読み替えるものとする。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条 削除

第六十七条中第四号を第七号とし、第三号の二

第一部 内閣委員会会議録第十八号(その二)

を第六号とし、第三号を第五号とし、同条第二号中「第三十条第一項」の下に、「第三十五条の五第一項、第三十五条の十第一項」を加え、「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第三十五条の四第一項の規定により中長期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三 第三十五条の九第一項の規定により年度目標を定め、又は変更しようとするとき。

第六十八条中、「主務省」を削る。

第六十九条第一号中「第五十四条第三項」を「第五十三条第三項」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「第五十四条の二第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条第五号中「第五十四条の二第三項」を「第五十四条第三項」に改める。

第六十九条の二中「第五十四条第一項」を「第五十三条第一項」に改める。

第七十一条第九号中「第六十条第一項又は第六十五条第二項」を「第五十条の八第三項(第五十条の十一において準用する場合を含む。又は第六十条第一項)に改め、同条を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に、「若しくは監事の意見を記載した書面」を「又は監査報告」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号中「第三十三条」を「第三十二条第二項、第三十五条の六第三項若しくは第四項又は第三十五条の十一第三項若しくは第四項」に、「事業報告書」を「報告書」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号中「第三十条第四項」を「第三十条第三項、第三十二条第六項、第三十五条の三(第三十五条の八において準用する場合を含む。)、第三十五条の五第三項、第三十五条の六第九項、第三十五条の十第四項又は第三十五条の十二」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第十九条第五項若しくは第六項又は第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

第七十一条に次の一項を加える。

2 独立行政法人の子法人の役員が第十九条第七

項又は第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

附則

附則 第四十四条第一項中「第四十五条第五項」を「第四十五条第四項」に改める。

項又は第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

附則

附則 第四十四条第一項中「第四十五条第五項」を「第四十五条第四項」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定並びに附則第九条、第十二条及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為等)

第二条 この法律による改正後の独立行政法人通則法(以下「新法」という。)第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第二項及び第二項、第二十八号の三、第二十九号、第三十五号の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九号第三項及び第三十五号の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。))とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九号第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

第三条 独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二十八条第三項に規定する研究開発に関し高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者)をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。

2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。

3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

第四条 この法律の公布の日から施行日の前日ま

の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五條の八において読み替えて準用する第三十一條第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五條の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八條第二項の規定により第三十五條の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

(業績評価等に関する経過措置)

第十一條 新法第三十二條の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

2 新法第三十五條の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

3 新法第三十五條の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

4 新法第三十五條の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正前の第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」

とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九條の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五條の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合に、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第十二條 旧法第三十五條の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第十三條 旧法第二條第二項に規定する特定独立行政法人の役員であつた者に係る旧法第五十四條第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四條 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(小字は衆議院修正)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律目次

第一章 内閣官房等関係(第一條―第二十一條)

第二章 内閣府関係(第二十二條―第三十二條)

第三章 総務省関係(第三十三條―第五十四條)

第四章 法務省関係(第五十五條―第五十九條)

第五章 外務省関係(第六十條―第六十一條)

第六章 財務省関係(第六十二條―第六十九條)

第七章 文部科学省関係(第七十條―第九十九條)

第八章 厚生労働省関係(第一百條―第一百三十六條)

第九章 農林水産省関係(第一百三十七條―第一百六十條)

第十章 経済産業省関係(第一百六十一條―第一百七十六條)

第十一章 国土交通省関係(第一百七十七條―第二百二二條)

第十二章 環境省関係(第二百二三條―第二百六六條)

第十三章 防衛省関係(第二百七十七條―第二百八十七條)

附則

第一章 内閣官房等関係

(内閣法の一部改正)

第一條 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項第八号中「第五十四條の二第一項」を「第五十四條第一項」に改める。

(国家公務員法の一部改正)

第二條 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十七号中「第二條第二項」を「第二條第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第六十六條の二第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項第二号中「第五十四條の二第一項」を「第五十四條第一項」に改める。

に改める。

「第六十六條の三第二項第二号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

「第六十六條の四第一項、第三項、第四項並びに第五項第二号及び第四号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第九項中「第五十四條の二第一項」を「第五十四條第一項」に改める。

「第六十六條の二十四第一項第一号及び第六十六條の二十七中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

「第六十八條の六第三項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

「第六十九條第十七号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第十八号中「第五十四條の二第一項」を「第五十四條第一項」に改める。

「第六十二條第三号中「第五十四條の二第一項」を「第五十四條第一項」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三條 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條の七第三項中「第二條第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二條第四項に規定する行政執行法人」に、「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

第十一條の八第三項、第十二條第四項、第十二條の二第三項及び第十四條第二項中「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第四條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第二條第二項」を「第二條第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第四條第三項第五号、第五條第一項及び第二十六條第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第二十二項の表第三條第一項の項中「第二條第二項」を「第二條第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同表第四條第三項第五号の項中欄中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同項下欄中「独立行政法人通則法」を「独立行政法人通則法の一部を改正する法律平成二十六年法律第 号」による改正前の独立行政法人通則法」に改め、同表第五條第一項の項及び第二十六條第二項の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第五條 国家公務員退職手当法昭和二十八年法律第百八十二号の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第二條第二項」を「第二條第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第七條第四項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第七條の二第一項、第八條の二第一項並びに第十條第四項及び第五項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)第四十五條の規定による改正後の」及び「以下「改正後の法」という。」を削り、「改正後の法の」を「同法の」に改め、同條第二項中「改正後の法の規定にかかわらず、改正後の法」を「国家公務員災害補償法の規定にか

わらず、同法」に改める。

附則第九條中「改正後の法」を「国家公務員災害補償法」に改める。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第七條 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律平成六年法律第三十三号の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第三号中「第二條第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二條第四項に規定する行政執行法人」に、「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第八條 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号二中「第二條第二項」を「第二條第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(国家公務員倫理法の一部改正)

第九條 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第五号中「第二條第二項」を「第二條第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同條第三項第四号、第四項第三号及び第七項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第五條第四項及び第五項、第六條第一項並びに第三十九條第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第四十一條の見出しを「(行政執行法人の職員に関する特例)」に改め、同條第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同條第二項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第十條 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「第二條第二項」を「第二條第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同項第二号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十二條第一項及び第十四條第四項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)

第十一條 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二條第二項」を「第二條第四項」に改める。

一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十

「六 剰余金の使途

法律第百一十号」を加え、七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」に、「六 剰余金の使途

省令で定める業務運営に関する事項」に、「六 剰余金の使途

「七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」に改める。

第二十五條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を、「前項」に、「から第一項」を「から前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とする。

二 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十二條第一項

(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部改正)

第十二條 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法平成十七年法律第百一十号の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三條の二 機構は、通則法第二條第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八條を次のように改める。

(理事の任期)

第八條 理事の任期は、二年とする。

第十四條第四項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」の下に「(平成十七年

第三十四條中「主務省」及び「総務省」を削る。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

る法律(平成十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「独立行政法人通則法」を「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正前の独立行政法人通則法」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第十五条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第三号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第九条の見出し中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十条の表第三条第三項第三号の項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律及び国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

一 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第八条第二項

二 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)第九条第二項(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の見出しを「(行政執行法人等の役員への準用)」に改め、同条中「特定独立行政法人」を「独立行政法人通則法(平成十一年法

律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人」に、「又は役員であった」を「若しくは役員であった者又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正前の独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった」に、「附則第七条及び第十二条第一項」を「及び附則第七条に」、「附則第十二条第二項」を「附則第十二条第一項中「第一条」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第一条」と、同条第二項」に改める。

(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第五条のうち国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十九条第一項の改正規定及び同法附則第二十条の二第四項の表第九十九条第一項の改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第十八条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十四条に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第十九条のうち法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十四条第四項を同条第五項とし、同項の前に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第二十条のうち判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第百二十一号)第八条に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十七条のうち自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に一節を加える改正規定(第六十五条の二第一項及び第六十五条の十一第三項第一号に係る部分に限る。)中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(健康・医療戦略推進法の一部改正)

第二十条 健康・医療戦略推進法(平成二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十九条(見出しを含む。)中「独立行政法人日本医療研究開発機構」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改める。

第二十一条第四号中「独立行政法人日本医療研究開発機構」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改める。

(国会議員の配偶者同行休業に関する法律の一部改正)

第二十一条 国会議員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第二章 内閣府関係

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第二十二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項第五号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第二十四条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(国立公文書館法の一部改正)

第二十五条 国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(行政執行法人)」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十条を次のように改める。

(館長及び理事の任期等)

第十条 通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、四年とする。

2 理事の任期は、二年とする。

第十二条第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度」を「毎事業年度」に、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「翌事業年度に係る通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」に、「当該次の中期目標の期間」を「翌事業年度」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、内閣府」を削る。

(内閣府設置法の一部改正)

第二十六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項の表官民競争入札等監理委員会

の項の次に次のように加える。

日本医療研究開発機構審議会
国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第
号)

第三十七条第三項の表独立行政法人評価委員
会の項を削る。

(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職
員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に
関する法律の一部改正)

第二十七条 入札談合等関与行為の排除及び防止
並びに職員による入札等の公正を害すべき行為
の処罰に関する法律(平成十四年法律第百一号)
の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「特定独立行政法人」を「行政
執行法人」に、「第二項第二項に規定する特定
独立行政法人」を「第二項第四項に規定する行政
執行法人」に改め、同項ただし書中「特定独立行政
法人」を「行政執行法人」に改める。

(独立行政法人国民生活センター法の一部改正)
第二十八條 独立行政法人国民生活センター法
(平成十四年法律第百二十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三條の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三條の二 センターは、通則法第二條第二項
に規定する中期目標管理法とする。

第八條を次のように改める。

(理事の任期)

第八條 理事の任期は、二年とする。

第四十三條第二項中「、あらかじめ、内閣府
の独立行政法人評価委員会の意見を聴く」とも
に「を」を削る。

第四十五條中「主務省」及び「内閣府」を削
る。

(独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部
改正)

第二十九條 独立行政法人北方領土問題対策協会
法(平成十四年法律第百三十二号)の一部を次の
ように改正する。

目次中「第十九條」を「第十七條」に、「第二十
條」を「第十八條」に改める。

第三條の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三條の二 協会は、通則法第二條第二項に規
定する中期目標管理法とする。

第八條を次のように改める。

(理事の任期)

第八條 理事の任期は、二年とする。

第十條第五項中「の認可を受けて、理事長」を
削る。

第十三條第二項中「、あらかじめ、内閣府の
独立行政法人評価委員会の意見を聴く」とも
に「を」を削り、同條第四項中「第三項及び第四
項」及び「第三項」に改める。

第十四條第三項中「、あらかじめ、内閣府及
び農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見
を聴く」とともに「を」を削る。

第十六條第二項を削り、同條第三項を同條第
二項とする。

第十七條及び第十八條を削り、第十九條を第
十七條とする。

第六章中第二十條を第十八條とする。

(食品安全基本法の一部改正)

第三十條 食品安全基本法(平成十五年法律第四
十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項中「独立行政法人医薬基
盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人
医薬基盤・健康・栄養研究所法」に、「又は独立
行政法人農林水産消費安全技術センター法」(平
成十一年法律第百八十三号)第十二條第一項、
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
法」を、「国立研究開発法人農業・食品産業技術
総合研究機構法」に、「独立行政法人農業環境技
術研究所法」を「国立研究開発法人農業環境技術

研究所法」に、「独立行政法人水産総合研究セン
ター法」を「国立研究開発法人水産総合研究セン
ター法」に改め、「要請の下に」又は「独立行政法
人農林水産消費安全技術センター法」(平成十一
年法律第百八十三号)第十二條の規定による命
令を加える。

(食品表示法の一部改正)

第三十一條 食品表示法(平成二十五年法律第七
十号)の一部を次のように改正する。

第八條第七項中「独立行政法人医薬基盤・健
康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基
盤・健康・栄養研究所」に改める。

附則第十二條の二(見出しを含む)中「独立行政
法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立
研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」
に改める。

(独立行政法人日本医療研究開発機構法の一部
改正)
第三十二條 独立行政法人日本医療研究開発機構
法(平成二十六年法律第 号)の一部を次の
ように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法
人日本医療研究開発機構」を「国立研究開発法人
日本医療研究開発機構」に改め、同條の次に次
の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三條の二 機構は、通則法第二條第三項に規
定する国立研究開発法人とする。

第十條を次のように改める。

(理事の任期)

第十條 理事の任期は、当該理事について理事
長が定める期間(その末日が通則法第二十一
條の二第一項の規定による理事長の任期の末
日以前であるものに限る。)とする。

機構法」に改める。

第十七條第一項中「、中期目標の期間」を「
、通則法第三十五條の四第二項第一号に規定する
中長期目標の期間(以下この項において「中長期
目標の期間」という。))」に、「当該中期目標の期
間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中期目
標の期間」を「次の中長期目標の期間」に、「第三
十條第一項」を「第三十五條の五第一項」に、「中
期計画」を「中長期計画」に改め、同條第二項中
「、あらかじめ、内閣府、文部科学省、厚生労
働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員
会の意見を聴く」とともに「を」を削る。

第十八條第三項を削り、同條第四項を同條第
三項とする。

第十九條を次のように改める。

(日本医療研究開発機構審議会)
第十九條 内閣府に、日本医療研究開発機構審
議会(次項及び第三項において「審議会」とい
う。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 主務大臣の諮問に応じて機構の行う研究
開発の事務及び事業に関する事項を調査審
議すること。

二 前号に掲げる事項に関し、主務大臣に意
見を述べること。
3 前項に規定するもののほか、審議会の組織
及び運営に関し必要な事項は、政令で定め
る。

第二十條の見出し中「中期目標等」を「中長期
目標等」に改め、同條第一項中「第二十九條第一
項」を「第三十五條の四第一項」に、「中期目標」
を「中長期目標」に改め、同條第二項中「第三十
五條第一項」を「第三十五條の七第一項」に改め
る。

附則第三條の見出し中「独立行政法人医薬基
盤研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健
康・栄養研究所」に改め、同條第一項中「現に独
立行政法人医薬基盤研究所」を「現に国立研究開

め、同条第十六項中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、同条第十七項中「独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構」に改め、同条第二十一項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条第二十二項中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に、「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に改め、同条第二十三項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

(行政書士法の一部改正)
第四十一条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。
第二条第六号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。
第二条の二第五号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)
第四十二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。
第九十六条第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の八十五の項中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。
(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第四十四条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」(平成十一年法律第六十二号)に改める。
第六条第一項中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。
(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第四十五条 次に掲げる法律の規定中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条第一号ハ
二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)第五条第一号ハ
三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第十四条第二号ハ
四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第十四条第二号ハ
(総務省設置法の一部改正)

第四十六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 地方財政審議会(第九条―第十七条)」を「第二款の二 独立行政法人評価制度委員会(第十七条の二)」に、「第五款 電波監理審議会(第二十条)」を「第五款 電波監理審議会(第二十条・第二十一条)」に改める。
第四条第十九号イ中「第十七号の規定による評価に関連する場合に限る。」を削る。
第八条第二項中「国地方係争処理委員会」を「独立行政法人評価制度委員会」に、「電波監理審議会」を「電波監理審議会」に改める。
「国地方係争処理委員会」を「独立行政法人評価制度委員会」に改める。

第三章第二節第二款の次に次の一款を加える。
第二款の二 独立行政法人評価制度委員会
第十七条の二 独立行政法人評価制度委員会については、独立行政法人通則法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
第三章第二節第六款の款名を削る。
第二十一条を次のように改める。
第二十一条 削除
(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正)

第四十七条 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
国立研究開発法人情報通信研究機構法
第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(国立研究開発法人)
第四条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。
第十一条を次のように改める。
(理事の任期)
第十一条 理事の任期は、二年とする。
第十七条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会(債務保証勘定に係る承認については総務省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会)の意見を聴くとともに」を削る。
第十九条中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。
第二十二條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。
第二十三条を次のように改める。
第二十三条 削除
(独立行政法人統計センター法の一部改正)

第四十八条 独立行政法人統計センター法(平成十一年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
第四条の見出しを「(行政執行法人)」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
第九条を次のように改める。
(理事長及び理事の任期等)
第九条 通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、四年とする。
2 理事の任期は、二年とする。

第九条 通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、四年とする。
2 理事の任期は、二年とする。

第十一條の見出し中「要求」を「命令」に改め、同条第一項中「とることを求める」を「とるべきことを命ずる」に改め、同条第二項を削る。

第十三条第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度を「毎事業年度」に、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「翌事業年度に係る通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」に、「当該次の中期目標の期間」を「翌事業年度」に改め、同条第二項中「あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「主務省」及び「総務省」を削る。

第十六条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十一條の規定による総務大臣の命令に違反したとき。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）
第四十九条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十条第五項第一号中「特定独立行政法人（を）「行政執行法人」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。

（独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の一部改正）
第五十条 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）
第五十一条 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のよう

に改正する。

第百三条第一項中「特定独立行政法人（を）「行政執行法人」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。

第百十一条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正）
第五十二条 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に、「前條の規定による改正後の独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）」に改める。

附則第七條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「機構」とあるのは、「国立研究開発法人情報通信研究機構」とする。

（地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部改正）
第五十三条 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第

号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三章第六節の次に一節を加える改正規定（第三十八條の二第一項に係る部分に限る。）中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第五十四条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第

号）の一部を次のように改正する。

第五十七條を次のように改める。
（総務省設置法の一部改正）

目次中「第二款の二 独立行政法人評価制度委員会（第十七條の二）」を「第二款の二 行政不服審査会（第十七條の二）」に改める。

法人評価制度委員会（第十七條の三）」に改める。

第八章第二項中「独立行政法人評価制度委員会」を「行政不服審査会」に改める。

第三章第二節第二款の二中第十七條の二を第十七條の三とする。

第三章第二節第二款の二を同節第二款の三とし、同節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二 行政不服審査会
第十七條の二 行政不服審査会については、行政不服審査法（平成二十六年法律第

号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第百二十七條（見出しを含む。）中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第二百一十一條中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第四章 法務省関係
（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）
第五十五条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第八条第二項及び第十四條第四項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（総合法律支援法の一部改正）
第五十六条 総合法律支援法（平成十六年法律第

第五十七條 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

「第二款の二 行政不服審査会（第十七條の二）」を「第二款の三 独立行政

法人評価制度委員会（第十七條の二）」に改める。

「行政不服審査会」に改める。

七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八條」を「第二十八條の二」に、「第四十二條」を「第四十二條の二」に、「第四十七條」を「第四十七條の四」に改める。

第二十三條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第二十三條中第七項を第十一項とし、第四項から第六項までを四項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の四項を加える。

4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は支援センターの業務及び財産の状況の調査をすることができ。

5 監事は、支援センターがこの法律又は準用通則法（第四十八條において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）をいう。以下同じ。）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の法務省令で定める書類を法務大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、支援センターの子法人（支援センターがその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(理事長等への報告義務)

第二十三条の二 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、法務大臣に報告しなければならない。

2 法務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。

第二十四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募(理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示

○以下この項において「候補者」という。○「候補者」は、公募によらない場合であっても、選

して行う候補者の募集をいう。○「候補者」は、公募によらない場合であっても、選の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十五条を次のように改める。

(理事の任期)

第二十五条 理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十六条第一項中(第四十八条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)をいう。以下同じ。を削る。

第三章第二節第一款中第二十八条の次に次の

一条を加える。

(日本司法支援センター評価委員会の意見の申出)

第二十八条の二 法務大臣は、準用通則法第五

十条の二第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬及び退職手当(次項において「報酬等」という。)の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、法務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第二十九条第四項を次のように改める。

4 第二十五条ただし書、第二十六条第二項、第二十七条及び第二十八条並びに準用通則法第二十一条第四項の規定は、委員について準用する。

第三十四条第二項に次の一号を加える。

五 役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律又は他の法令に適合することを確保するための体制その他支援センターの業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

第四十条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 業務運営の効率化に関する事項

第四十一条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

第四十一条第二項第六号中「この号において」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第四十一条の二 支援センターは、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価

を受けなければならない。

一次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 支援センターは、前項の評価を受けようとするときは、法務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、支援センター(同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行った場合にあつては、支援センター)及び独立行政法人評価制度委員会第六項及び次条において「評価制度委員会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、支援センターに対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。

6 評価制度委員会は、第四項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

第四十二条第一項中「法務大臣は」の下に「前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価が行われたときは」を加え、「において」を「までに」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

第四十二条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 評価制度委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、支援センターの中期目標の期間の終了時まで、その主要な事務及び事業の改廃に関し、法務大臣に勧告することができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

第四十二条に次の一項を加える。

7 評価制度委員会は、第五項の勧告をしたときは、法務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

第三章第三節第二款中第四十二条の次に次の一条を加える。

(違法行為等の是正)

第四十二条の二 法務大臣は、支援センター又

はその役員若しくは職員が、この法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、支援センターに対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 支援センターは、前項の規定による法務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を法務大臣に報告しなければならない。

第四十四条第二項中「これに」の下に「法務省令で定めるところにより作成した」を加え、「を添え」を削り、「監事及び会計監査人の意見を付加しなければ」を「監査報告及び会計監査報告を添付しなければ」に改め、同条第四項中「監事及び会計監査人の意見を記載した書面」を「監査報告及び会計監査報告」に改め、同条に次の二項を加える。

5 支援センターは、第一項の附属明細書その他法務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げの方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるもの）をとる公告の方法をいう。次項において同じ。

6 支援センターが前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第四項の法務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

第三章第四節中第四十七条の次に次の三条を加える。

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十七条の二 支援センターは、不要財産で

あつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、法務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。

2 支援センターは、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、法務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で法務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。

3 支援センターは、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて法務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 支援センターが第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、支援センターの資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として法務大臣が定める金額については、支援センターに

対する政府からの出資はなかつたものとし、支援センターは、その額により資本金を減少するものとする。

5 法務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（不要財産に係る地方公共団体の払戻し）

第四十七条の三 支援センターは、不要財産であつて、地方公共団体からの出資に係るもの（以下この条において「地方公共団体の出資に係る不要財産」という。）については、法務大臣の認可を受けて、当該地方公共団体の出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、法務省令で定めるところにより、当該地方公共団体の出資に係る不要財産に係る出資額として法務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、支援センターに対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 支援センターは、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る地方公共団体の出資に係る不要財産又は当該請求に係る地方公共団体の出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で法務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の

規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち法務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 支援センターが前項の規定による払戻しをしたときは、支援センターの資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、支援センターに対する出資者からの出資はなかつたものとし、支援センターは、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかつたとき又は同項の規定による地方公共団体の出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、支援センターは、払戻しの請求をされなかつた持分については、払戻しをしないものとする。

6 法務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（財産の処分等の制限）

第四十七条の四 支援センターは、不要財産以外の重要な財産であつて法務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、法務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第四十一条第二項第七号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 法務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四十八条の表以外の部分中「第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条から第三十四条まで」を「第二十一条第一項、第二項及び第四項、第二十一条の四から第二十五条まで、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二、第二十一条第二項、第二十六条、第二十八条の四、第三十一条」に、「から第五十条まで、第

第三十九条第二項第
二号

総務省令

法務省令

五十条の八第三項及び 第五十条の九		
----------------------	--	--

に、「第四十六条の三第一項若しくは第四十八条第一項」を「第四十七条の三第一項又は第四十

第五十四条中第十号を削り、第九号を第十一号とし、第八号を削り、第七号を第十号とし、

同条第六号中「若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面」を、「監査報告又は会計監査報告」に改め、同号を同条第九号とし、同号の前に次の二号を加える。

七 第四十一条の二第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

八 第四十二条の二第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十三条第四項若しくは第五項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

第五十四条に次の一項を加える。

2 支援センターの子法人の役員が第二十三条第六項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法

律の一部改正）

第五十七条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十条第二項中「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

（旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部改正）

第五十八条 旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「この法律の規定」の下に「（第五条の規定を除く。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合における総合法律支援法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三条第二項に次の表を加える。

第十二条	この法律
第十九条第二項第二号	この法律
第二十三条第五項	この法律又は準用通則法（第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）をいう。以下同じ。）

第二十三条の二第一項	この法律	この法律、旧震災特例法
第二十九条第八項第一号	同じ。	同じ。及び東日本大震災法律援助契約弁護士等（旧震災特例法第三条第一項第一号に規定する東日本大震災法律援助契約弁護士等をいう。以下同じ。）
第三十条第二項	前項の業務	前項の業務及び東日本大震災法律援助事業（旧震災特例法第三条第一項に規定する東日本大震災法律援助事業をいう。以下同じ。）
第三十条第三項	前二項の業務	前二項の業務又は東日本大震災法律援助事業
第三十一条	業務は	業務並びに東日本大震災法律援助事業は
第三十二条第一項	各業務	各業務並びに東日本大震災法律援助事業
第三十二条第五項	業務	業務及び東日本大震災法律援助事業
第三十三条第一項	契約弁護士等	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等
第三十三条第二項	又は第二項の業務及び契約弁護士等	若しくは第二項の業務又は東日本大震災法律援助事業並びに契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第三十四条第二項第五号	この法律	この法律、旧震災特例法
第三十五条第一項	業務 契約弁護士等	業務及び東日本大震災法律援助事業 契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等

第三十五条第二項	契約弁護士等	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第四十二条の二第一項	この法律	この法律、旧震災特例法
第四十二条の二第二項	前項	旧震災特例法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する前項
第四十六条第一項	以外の業務	以外の業務並びに東日本大震災法律援助事業
第四十八条の表第三 条第三項の項	個別法 総合法律支援法(平成十六 年法律第七十四号)	及び個別法 、総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)及び旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(平成二十四年法律第六号)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法(以下「旧震災特例法」という。)
第四十八条の表第三 十九条の二第一項の 項	総合法律支援法(同法第四 十八条において準用するこ の法律の規定を含む。)	総合法律支援法(同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。)、旧震災特例法
第四十八条の表第五 十条の項	及び総合法律支援法	、総合法律支援法(旧震災特例法附則第三 条第二項の規定により読み替えて適用 する場合を含む。)及び旧震災特例法
第四十八条の表第五 十条の四第六項の項	総合法律支援法(同法第四 十八条において準用するこ の法律の規定を含む。)	総合法律支援法(同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。)、旧震災特例法
第四十八条の表第六 十四条第一項の項	総合法律支援法(同法第四 十八条において準用するこ の法律の規定を含む。)	総合法律支援法(同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。及び旧震災特例法
第四十九条第一号	又は第四十七条の四第一項	若しくは第四十七条の四第一項又は旧震災特例法第四条第一項若しくは第二項
第五十四条第一項第 一号	この法律	この法律(旧震災特例法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、旧震災特例法

附則第三条第三項中「並びに第五条(同条の表第十九条第二項第二号の項、第四十九条第一号の項及び第五十四条第一号の項に係る部分に限る。)」を削り、同項に後段として次のように加える。
この場合における総合法律支援法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
附則第三条第三項に次の表を加える。

第五十四条第一項第 四号	若しくは第五項	、同条第五項(旧震災特例法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第五十四条第一項第 五号	業務以外	業務及び東日本大震災法律援助事業以外
第五十四条第一項第 八号	第四十二条の二第二項	第四十二条の二第二項(旧震災特例法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

附則第三条第四項中「この法律は」及び「の」の規定にかかわらず、同項を削り、「その効力を有する」を「従前の例による」に改める。
(裁判官の配偶者同行休業に関する法律の一部改正)
第五十九条 裁判官の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第七條第二項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律を」行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。
第五章 外務省関係
第六十條 独立行政法人国際協力機構法(平成十

四年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十六条中「第六号」を「第七号」に改める。

第二十八条第一項中「監事の意見を付して」を「監査報告を添付して」に改め、同条第二項中「監事の意見を記載した書面」を「監査報告」に改める。

第三十条第一項中「監事の意見を付して」を「監査報告を添付して」に改め、同条第四項中「監事の意見を記載した書面」を「監査報告」に改める。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に、「補てん」を「補填」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

第三十三条第一項中「第三十一条第五項」を「第三十一条第四項」に改める。

第四十二条第四項第二号中「第七号」を「第八号」に改める。

第四十三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(独立行政法人国際交流基金法の一部改正)

第六十一条 独立行政法人国際交流基金法(平成十四年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 基金は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九条を次のように改める。

(理事の任期)

第九条 理事の任期は、四年とする。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条第一項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補填」に改める。

第十九条中、「主務省及び」、「外務省」を削る。

第六章 財務省関係

(国家公務員宿舎法の一部改正)

第六十二条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六十三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

第三条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項第二号中「及び独立行政法人国立病院機構」を削る。

第八条第一項、第十二条第一項及び第三十七条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九十九条第一項第一号及び第三号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第三項中「独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」を「若しくは独立行政法人国立印刷局」に改め、同条第五項中「特定

独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「(特定独立行政法人を(行政執行法人)に改め、同条第六項及び第七項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二百二条第一項及び第四項、第二百二十二条並びに第二百二十四条の二第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二百二十四条の三の見出し中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「及び独立行政法人国立病院機構」とあるのは「を国立ハンセン病療養所」とあるのは「国立ハンセン病療養所」に、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第四条第一項」を「第三条の二」に、「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

人森林総合研究所」に、「同条第五項から」を「同条第三項中」若しくは独立行政法人国立印刷局」とあるのは「独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」と、同条第五項から」に改める。

附則第十四条の三第五項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第二十條の三第四項の表第八条第一項の項及び第三十七條第一項の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同表第九十九條第三項の項中「独立行政法人国立病院機構」を「独立行政法人国立印刷局」に改め、同表第二百二條第一項及び第四項の項及び第二百二十二條の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

別表第三独立行政法人産業技術総合研究所の項及び独立行政法人情報通信研究機構の項を次のように改める。

国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第百三十三号)
国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)

別表第三独立行政法人物質・材料研究機構の項、独立行政法人放射線医学総合研究所の項及び独立行政法人放射線医学総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七十三号)
国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第百七十四号)
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百七十六号)

別表第三独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の項、独立行政法人農業生物資源研究所の項、独立行政法人農業環境技術研究所の項、独立行政法人国際農林水産業研究センターの項、独立行政法人森林総合研究所の項及び独立行政法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)
-------------------------	---

国立研究開発法人農業生物資源研究所		国立研究開発法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)
国立研究開発法人農業環境技術研究所		国立研究開発法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター		国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第九十七号)
国立研究開発法人森林総合研究所		国立研究開発法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)
国立研究開発法人水産総合研究センター		国立研究開発法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第九十九号)
別表第三 独立行政法人土木研究所の項及び独立行政法人建築研究所の項を次のように改める。		
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)	
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六号)	
別表第三 独立行政法人海上技術安全研究所の項、独立行政法人港湾空港技術研究所の項及び独立行政法人電子航法研究所の項を次のように改める。		
国立研究開発法人海上技術安全研究所	国立研究開発法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八号)	
国立研究開発法人港湾空港技術研究所	国立研究開発法人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九号)	
国立研究開発法人電子航法研究所	国立研究開発法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号)	
別表第三 独立行政法人国立環境研究所の項を次のように改める。		
国立研究開発法人国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)	
別表第三 中		
独立行政法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う法人に関する法律(平成二十年法律第九号)	
独立行政法人国立循環器病研究センター		
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター		
独立行政法人国立国際医療研究センター		
独立行政法人国立成育医療研究センター	を	
独立行政法人国立長寿医療研究センター		
独立行政法人国立がん研究センター		
独立行政法人国立循環器病研究センター		
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	を	
独立行政法人国立国際医療研究センター		
独立行政法人国立成育医療研究センター		
独立行政法人国立長寿医療研究センター		
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法(平成十一年法律第九十一号)	
立研究開発第九十三		
に改める。		
四年法律		
(印紙税法の一部改正) 第六十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。 別表第三 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)第十四条第一項		
第一号から第七号まで(業務の範囲)の業務、特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成二十二年法律第三十五号)第六条第一項第一号(機構による特定通信・放送開業事業の推進)の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第		

を「とるべきことを命ずる」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「財務大臣の要請又はを削る。」

第二十一条中、「主務省」及び「財務省」を削る。

第二十三条に次の一号を加える。

三 第二十条第一項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六十九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第二号口及び同条第三項第一号イ中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同号ハ及び同項第二号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条第五項第一号イ中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同号ロ中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第八十八条第一項第一号ホ中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改め、同条第二項第一号ホ中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に、「第二十一条第三項」を「第二十一条第二項」に改める。

第九十九条第一項第一号ホ中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に、「第十三条第三項

の」を「第十三条第二項の」に改め、同条第二項第一号リ中「第七十五条第三項」を「第七十五条第二項」に、「第十七条第三項」を「第十七条第二項」に改める。

第一百十一条第三項第一号リ及び同条第四項第一号ホ中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改め、同条第六項第一号ハ中「独立行政法人福祉医療機構法」を「独立行政法人福祉医療機構法」に、「独立行政法人地域医療機能推進機構法」を「独立行政法人地域医療機能推進機構法」に改める。

第十六条第二項に改める。

附則第十九条中「第十七条第三項」を「第十七条第二項」に改める。

附則第五十八条第二号二中「第十五条第三項」を「第十五条第二項」に改める。

第七章 文部科学省関係
(教育公務員特例法の一部改正)

第七十条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「及び特定独立行政法人」を「及び行政執行法人」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に、「指定特定独立行政法人(行政執行法人)」に、「指定特定独立行政法人」を「指定特定独立行政法人」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部改正)
第七十一条 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「独立行政法人理化学研究所」

を「国立研究開発法人理化学研究所」に改め、同条第五項中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第七条の見出しを「(国立研究開発法人理化学研究所法及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の特例)」に改め、同条第一項中「独立行政法人理化学研究所法」を「国立研究開発法人理化学研究所法」に改め、同条第二項中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改める。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)
第七十二条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九條 削除
第十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

第十一条第四項を第八項とし、第三項の次に次の四項を加える。

4 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は事業団の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。

5 監事は、事業団がこの法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業団の子法人(事業団がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の

状況の調査をすることが出来る。

7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

第十一条の次に次の一条を加える。

(理事長等への報告義務)

第十一条の二 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

第十二条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 文部科学大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募(理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他の必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同○の活用を要しない。公募によらない場合であっても、透明性を確保し、その他の適任と認める者を任命するた

めに必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十三条第一項中「役員」を「理事長及び理事」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第十三条の次に次の二条を加える。

(役員の忠実義務)

第十三条の二 事業団の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする文部科学大臣の処分及び事業団が定める助成業務方法

ずれかにより公告することができる。

一時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて文部科学省令で定めるもの)をとる公告の方法をいう。次項において同じ。

5 事業団が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の文部科学省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。
(会計監査人の監査)

第三十二条の二 独立行政法人通則法第三十九条から第四十三条までの規定は、事業団について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「財務諸表」とあるのは「財務諸表(日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項に規定する財務諸表をいう。第四十一条第三項第一号において同じ。)」と、「事業報告書」とあるのは「業務報告書」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「会計監査報告」とあるのは「会計監査報告書」と、同条第二項第二号中「総務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「子法人」とあるのは「子法人(日本私立学校振興・共済事業団法第十一条第六項に規定する子法人をいう。以下同じ。)」と、同法第三十九条の二第一項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、同法第四十条及び第四十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第四十二条中「財務諸表承認日」とあるのは「財務諸表承認日(日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。)」と読み替えるものとする。

第三十七條第七項を削り、同条中第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十八條第二項を削る。

第三十八條の二中「をいう」の下に「。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする」を加え、「第五項まで」を「第四項まで」に改め、「第二項ただし書中」の下に「中期目標管理法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」とを加え、「第三十條第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」を「第三十條第二項第五号」とあるのは「同条第二項第五号」に、「同条第五項中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」を、「国立研究開発法人の中長期計画において第三十五條の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五條の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画」とあるのは「であつて、その計画」に改める。

第四十條第一項中「第五十二條及び第五十三條」を「第五十條の二」に、「同法第五十二條第一項及び第二項中「特定独立行政法人」を「同条第一項及び第二項中「中期目標管理法」に、「当該特定独立行政法人」を「当該中期目標管理法」に、「同条第二項及び同法第五十三條」を「同条第二項」に改め、「同法第五十二條第三項中「実績及び中期計画の第三十條第二項第三号の件費の見積り」とあるのは「実績」と、同法第五十三條中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」とを削り、同条第二項中「第六十三條」を「第五十條の十」に、「特定独立行政法人以外の独立行政法人」を「中

期目標管理法」に改め、「とあり、並びに同条第三項中「当該独立行政法人」を削り、「同条第二項」を「同項」に改め、「文部科学大臣」との下に、「同条第三項中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員との給与等、当該中期目標管理法の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように」とを加える。

第四十條中「第六十五條」を「第三十五條の三」に、「独立行政法人」を「中期目標管理法」に、「同条第一項中「当該独立行政法人」を「当該中期目標管理法」に改め、「同項中」を削る。

第四十六條第一号中「第十項」を「第九項」に、「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改める。第四十八條第十一号中「第六十五條第二項」を「第三十五條の三」に、「報告をせず、又は虚偽の報告をした」を「文部科学大臣の命令に違反した」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同条第八号中「第三十二條第四項」を「第三十二條第三項」に、「若しくは監事の意見を記載

した書面」を「監査報告書又は会計監査報告書」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第三十三條」を「第三十二條第二項」に、「事業報告書」を「報告書」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第三十條第四項」を「第三十條第三項又は第三十二條第六項」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第十一條第四項若しくは第五項又は第三十二條の二において準用する独立行政法人通則法第三十九條第三項の規定による調査を妨げたとき。

六 第二十一條の二において準用する独立行政法人通則法第五十條の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十八條に次の一項を加える。
2 事業団の子法人の役員が第十一条第六項又は第三十二條の二において準用する独立行政法人通則法第三十九條第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

(文部科学省設置法の一部改正)
第七十三條 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三款 削除
第四款 国立大学法人評価委員会(第十八條)を「第三款 国立大学法人評価委員会(第八款 独立行政法人評価委員会(第二十條)」に改める。
第四款第二十七号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、同条第六十二号中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改める。
第六款第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等本省に置かれるものは、国立大学法人評価委員会とする。

第三章第二節第四款から第六款までを削る。

第三章第二節第三款を次のように改める。

第三款 国立大学法人評価委員会

第八条 国立大学法人評価委員会については、国立大学法人法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第九条から第二十条まで 削除

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法の一部改正）

第七十四条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法）

第三条の二 研究所は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十三条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人大学入試センター法の一部改正）

第七十五条 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法）

第三条の二 センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十五条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十六条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人国立青少年教育振興機構法の一部改正）

第七十六条 独立行政法人国立青少年教育振興機構

構法（平成十一年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法）

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十二条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条第二項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補填」に改め、同条第四項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人国立女性教育会館法の一部改正）

第七十七条 独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法）

第三条の二 会館は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十二条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人国立科学博物館法の一部改正）

第七十八条 独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法）

第三条の二 科学博物館は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十三条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人物質・材料研究機構法の一部改正）

第七十九条 独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人物質・材料研究機構」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第四条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第九条を次のように改める。

（理事の任期）

第九条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十二条中「独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）」に改める。

第十六条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あ

らかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十七条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人防災科学技術研究所法の一部改正）

第八十条 独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人防災科学技術研究所」を「国立研究開発法人防災科学技術研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第四条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第九条を次のように改める。

（理事の任期）

第九条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十二条中「独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）」に改める。

第十六条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十七条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正）

第八十一条 独立行政法人放射線医学総合研究所

法(平成十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所
法

第一条から第三条までの規定中「国立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

第十一条中「国立行政法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第七十六号)」に改める。

第十五条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

(独立行政法人国立美術館法の一部改正)

第八十二条 独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 国立美術館は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、四年とする。

第十二条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「第三十条第二項第四号の二」を「第三十条第二項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に、「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

第十四条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

(独立行政法人国立文化財機構法の一部改正)

第八十三条 独立行政法人国立文化財機構法(平成十一年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、四年とする。

第十三条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「第三十条第二項第四号の二」を「第三十条第二項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に、「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

第十五条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

(独立行政法人教員研修センター法の一部改正)

第八十四条 独立行政法人教員研修センター法(平成十二年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 センターは、通則法第二条第二項

に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十一条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十二条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

(独立行政法人科学技術振興機構法の一部改正)

第八十五条 独立行政法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人科学技術振興機構法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第四条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十二条を次のように改める。

(理事の任期)

第十二条 理事の任期は、二年とする。

第十五条中「独立行政法人科学技術振興機構法」を「国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第五十八号)」に改める。

第二十条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十三条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

附則第五条の二第三項中「第四号」を「第七号」に改める。

附則第五条の四の見出しを「中長期目標及び中長期計画」に改め、同条第一項中「第二十九条第一項」を「第三十五条の四第一項」に、「中期目標」を「中長期目標」に改め、同条第二項中「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改める。

(独立行政法人日本学術振興会法の一部改正)

第八十六条 独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 振興会は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第十条を次のように改める。

(理事の任期)

第十条 理事の任期は、二年とする。

第十四条第三項中「第二十一条第一項ただし書及び第二項」を「第二十一条第三項ただし書及び第四項」に改める。

第十八条第三項中「第四号」を「第七号」に改める。

第二十条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十二條中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

(独立行政法人理化学研究所法の一部改正)

第八十七条 独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人理化学研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十一條を次のように改める。

(理事の任期)

第十一條 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

第十三条中「独立行政法人理化学研究所法」を「国立研究開発法人理化学研究所法(平成十四年法律第六十号)」に改める。

第十七條第一項中「中期目標の期間」を、

通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)に、「当該中期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中期目標の期間」を「次の中長期目標の期間」に、「第三十條第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十八條第三項中「あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十條中「主務省」及び「文部科学省」を削る。

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正)

第八十八條 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法

第一條、第三條及び第四條中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(国立研究開発法人)

第四條の二 機構は、通則法第二條第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十二條を次のように改める。

(副理事長及び理事の任期)

第十二條 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

第十五條中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)」に改める。

第十九條第一項中「中期目標」を「通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標(次項及び次条において「中長期目標」といい、)に改め、同条第二項中「中期目標」を「中長期目標」に改める。

第二十條中「中期目標」を「中長期目標」に改める。

第二十三條第一項中「中期目標の期間」を「通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)に、「当該中期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中期目標の期間」を「次の中長期目標の期間」に、「第三十條第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十六條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 削除

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)

第八十九條 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。

(中期目標管理法)

第三條の二 センターは、通則法第二條第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九條第三項中「第二十條第四項」を「第二十条第五項」に改める。

第十條を次のように改める。

(理事の任期)

第十條 理事の任期は、二年とする。

第十三條第三項中「第二十條第四項」を「第二十条第五項」に改める。

第二十四條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第二十五條第二項を削る。

第二十六條第二項を削る。

第二十七條第二項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補填」に改める。

第三十五條第二号中「第二十五條第一項又は第二十六條第一項」を「第二十五條又は第二十六條」に改める。

第三十六條中「主務省」及び「文部科学省」を削る。

附則第八條の四第二項中「第四項」を「第三項」に改める。

附則第八條の六第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第八條の七第二項を削る。

(中期目標管理法)

第三條の二 振興会は、通則法第二條第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九條を次のように改める。

(理事の任期)

第九條 理事の任期は、四年とする。

第十三條第三項中「第二十一条第一項ただし書及び第二項」を「第二十一条第三項ただし書及び第四項」に改める。

第十五條第二項中「あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十六條第二項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補填」に改める。

第十八條中「主務省」及び「文部科学省」を削る。

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

第九十一條 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。

(中期目標管理法)

第三條の二 機構は、通則法第二條第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九條を次のように改める。

(理事の任期)

第九條 理事の任期は、二年とする。

第十一條を次のように改める。

(理事の任期)

第十一條 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

第十三条中「独立行政法人理化学研究所法」を「国立研究開発法人理化学研究所法(平成十四年法律第六十号)」に改める。

第十七條第一項中「中期目標の期間」を、

通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)に、「当該中期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中期目標の期間」を「次の中長期目標の期間」に、「第三十條第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十八條第三項中「あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十條中「主務省」及び「文部科学省」を削る。

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正)

第八十八條 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法

第一條、第三條及び第四條中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(国立研究開発法人)

第四條の二 機構は、通則法第二條第三項に規定する国立研究開発法人とする。

を削る。

(独立行政法人海洋研究開発機構法の一部改正)
第九十二条 独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

国立研究開発法人海洋研究開発機構法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第四条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十二条を次のように改める。

(理事の任期)

第十二条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

第十四条中「独立行政法人海洋研究開発機構法」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)」に改める。

第十八条第一項中「中期目標の期間」を「通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)(に、「当該中期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中長期目標の期間」を「次の中長期目標の期間」に、「第三十條第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十一条中「主務省」及び「文部科学省」を削る。

(国立大学法人法の一部改正)

第九十三条 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十一条」を「第三十一条の四」

に、「第三十五条」を「第三十四条の二」に改める。

第七条第八項中「第四十八条第一項本文」を「第四十八条本文」に改める。

第十一条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第十一条中第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5 監事は、いつでも、役員(監事を除く)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人(国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

第十一条の次に次の一条を加える。

(学長等への報告義務)

第十一条の二 監事は、役員(監事を除く)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

第十五条第三項中「二年」を「その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までに」に改める。

第二十二條中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十五条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第二十五条中第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5 監事は、いつでも、役員(監事を除く)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は大学共同利用機関法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、大学共同利用機関法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、大学共同利用機関法人の子法人(大学共同利用機関法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(機構長等への報告義務)

第二十五条の二 監事は、役員(監事を除く)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を機構長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

第三十條第三項を削る。

第三章中第三十一条の次に次の三条を加える。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。

3 国立大学法人等は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価にあつては、当該事業年度に

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条の四 文部科学大臣は、評価委員会が第三十一条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標

第三十四条第二項を削る。
第五章中第三十五条の前に次の一条を加える。

人等がと、「中期目標管理法に」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法に役職員」とあるのは国立大学法人等役職員に改め、同条の表第十五条第二項、第十六条及び第二十四条から第二十六条までの項中「及び第二十四条から第二十六条まで」を「第二十四条、第二十五条及び第二十六条」に改め、同項の次に次のように加える。

11111

第三十五条の表第三十三条の項及び第三十四条第二項の項を削り、同表第三十八条第二項の項を次のように改める。

	前条第一項	国立大学法人等をいう。以下同じ。
	主務省令	同法第三十一条第一項
	主務大臣	文部科学省令
		文部科学大臣

第三十八条第二項

(次条第二項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)

及び会計監査報告

第三十五条の表第三十八条第四項の項中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に、「及び監事」を「及び監査報告」に、「監事及び会計監査人」を「監査報告及び会計監査報告」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十八条第四項第二号

総務省令

文部科学省令

第三十五条の表第三十九条の項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改め、「除く」の下に、以下この条において同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十九条第二項第二号

総務省令

文部科学省令

第三十九条第三項

子法人に

子法人(国立大学法人法第十条第七項に規定する国立大学法人の子法人及び同法第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人をいう。以下同じ。)

第三十九条の二第二項

個別法

国立大学法人法

第三十五条の表第四十一条第一項の項を削り、同表第四十四条第三項の項の次に次のように加える。

第四十二条

財務諸表承認日

財務諸表承認日(国立大学法人法第三十五条において準用する第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。)

第三十五条の表第四十四条第三項の項を次のように改める。

第四十四条第三項

中期目標管理法人及び国立研究開発法人

国立大学法人等

第三十条第一項

国立大学法人法第三十一条第一項

同項の中期計画

中期計画

同条第二項第七号又は中長期計画(第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のものをいう。以下同じ。))の第三十五条の五第二項第七号

同条第二項第六号

第三十五条の表第四十四条第五項の項中「第四十四条第五項」を「第四十四条第四項」に改め、同表第四十五条第一項の項を次のように改める。

第四十五条第一項

第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画(第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のものをいう。以下同じ。))の第三十五条の十第三項第四号

第三十五条の表第四十五条第五項の項中「第四十五条第五項」を「第四十五条第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十六条第二項

中期計画、国立研究開発法人の中長期計画又は行政執行法人の事業計画

中期計画

第三十五条の表第四十八条第一項の項を次のように改める。

第四十八条

不要財産以外の重要な財産

重要な財産

第三十条第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発二項第五号の計画を定めた場

法人の中長期計画において第三十五條の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五條の十第三項第六号の計画を定めた場合であつて、これらの

第三十五條の表第五十條の項の次に次のように加える。

第五十條の四第二項第一号	政令	文部科学省令
第五十條の四第二項第三号	の研究者	において専ら研究又は教育に従事する者
第五十條の四第二項第四号	研究に	研究又は教育に
第五十條の四第二項第五号	第三十二條第一項	国立大学法人法第三十一條の二第一項
第五十條の四第三項	政令	国立大学法人法第三十一條の四第一項
第五十條の四第四項	政令	文部科学省令
第五十條の四第五項	総務大臣	文部科学省令
第五十條の四第六項	政令	文部科学省令
第五十條の六、第五十條の七第一項、第五十條の八第三項及び第五十條の九	個別法	国立大学法人法
	政令	文部科学省令

第三十五條の表第五十二條第三項の項及び第六十五條第一項の項を削る。
第三十六條第二号中「第六項」を「第五項」に、「第三十四條第一項」を「第三十四條」に、「第四十八條第一項」を「第四十八條」に改める。
第四十條中第十一号を削り、第十号を第十二号とし、同条第九号中「第三十八條第四項」を「第三十八條第三項」に、「若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面」を「監査報告

ず、又は虚偽の報告をしたとき。
第四十條中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次の一号を加える。
四 第十一條第五項若しくは第六項若しくは第二十五條第五項若しくは第六項又は準用通則法第三十九條第三項の規定による調査を妨げたとき。
第四十條に次の一項を加える。
2 第十一條第七項に規定する国立大学法人の子法人又は第二十五條第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人の役員が第十一條第七項若しくは第二十五條第七項又は準用通則法第三十九條第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。
附則第十四條第一項中「同條の表第四十五條第五項の項」を同條の表第四十五條第四項の項に改める。
別表第一の備考第二号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改める。
(独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部改正)
第九十四條 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三條の次に次の一條を加える。
(中期目標管理法)
第三條の二 機構は、通則法第二條第二項に規定する中期目標管理法とする。
第五條第八項中「第四十八條第一項本文」を「第四十八條本文」に改める。
第八條を次のように改める。
(理事の任期)
第八條 理事の任期は、二年とする。
第十三條第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。
第十四條中「、主務省」及び「、文部科学省」を

削る。
(独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部改正)
第九十五條 独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。
第三條の次に次の一條を加える。
(中期目標管理法)
第三條の二 機構は、通則法第二條第二項に規定する中期目標管理法とする。
第九條を次のように改める。
(理事の任期)
第九條 理事の任期は、二年とする。
第十五條第三項中「第二十一條第一項ただし書及び第二項」を「第二十一條第三項ただし書及び第四項」に改める。
第十六條第二項中「国立大学法人法第三十五條において読み替えて準用する通則法第三十四條第二項」を「国立大学法人法第三十一條の三第一項に、「及び」を「並びに」に改める。
第十七條第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。
第十八條中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。
(独立行政法人国立大学財務・経営センター法の一部改正)
第九十六條 独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
第三條の次に次の一條を加える。
(中期目標管理法)
第三條の二 センターは、通則法第二條第二項に規定する中期目標管理法とする。
第八條(見出しを含む)中「役員」を「理事」に改める。
第十五條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三項及び第四項」を「及び第

三項に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。
第十六条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。
第十八条第二項を削る。

第二十号第二号中「第六項又は第十八条第一項を」第五項又は第十八条に改める。
第二十一条中「主務省及び」文部科学省を削る。

第二十四条第三号中「第六項又は第十八条第一項を」第五項又は第十八条に改める。
附則第十一条第二号中「第十五条第五項を」第十五条第四項に改める。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正)
第九十七条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)
第四条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十三条を次のように改める。
(副理事長及び理事の任期)
第十三条 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

第十四条第二号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)」に改める。

第二十一条第一号中「中期目標の期間」を「通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。))」に、「当該中長期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中期目標の期間」を「次の中長期目標の期間」に、「第三十条第一項を」第三十五条の五第一項に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三項及び第四項を」及び第三項に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十二号第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。
第二十四号第二項を削る。

第二十五条の見出し中「中期目標」を「中長期目標」に改め、同条中「第二十九条第一項を」第三十五条の四第一項に、「中期目標」を「中長期目標」に改める。

第二十八号第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十九号を次のように改める。
第二十九号 削除

第三十条第一号中「第五項又は第二十四条第一項を」第四項又は第二十四条に改める。
(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第九十八条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五号中「独立行政法人物質・材料研究機構の」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構の」に改める。

構の」に、「独立行政法人防災科学技術研究所の」を「国立研究開発法人防災科学技術研究所の」に、「独立行政法人放射線医学総合研究所の」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所の」に改める。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)
第九十九条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号第四号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第十一号第三号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
第十七条第一項及び第十八条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

別表第一第一号及び第二号を次のように改める。
一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
二 国立研究開発法人情報通信研究機構
別表第一第五号から第八号までを次のように改める。

五 国立研究開発法人物質・材料研究機構
六 国立研究開発法人防災科学技術研究所
七 国立研究開発法人放射線医学総合研究所
八 国立研究開発法人科学技術振興機構
別表第一第十号から第十三号までを次のように改める。

十 国立研究開発法人理化学研究所
十一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
十二 国立研究開発法人海洋研究開発機構
十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
別表第一第十六号から第二十九号までを次のように改める。

十六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
十七 国立研究開発法人国立がん研究センター
十八 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
十九 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
二十 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
二十一 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
二十二 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
二十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
二十四 国立研究開発法人農業生物資源研究所
二十五 国立研究開発法人農業環境技術研究所
二十六 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
二十七 国立研究開発法人森林総合研究所
二十八 国立研究開発法人水産総合研究センター
二十九 国立研究開発法人産業技術総合研究所
別表第一第三十一号から第三十三号までを次のように改める。

三十一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合研究機構
三十二 国立研究開発法人土木研究所
三十三 国立研究開発法人建築研究所
別表第一第三十五号から第三十八号までを次のように改める。

三十五 国立研究開発法人海上技術安全研究所
三十六 国立研究開発法人港湾空港技術研究所

三十七 国立研究開発法人国立がん研究センター
三十八 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
三十九 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
四十 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
四十一 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
四十二 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
四十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
四十四 国立研究開発法人農業生物資源研究所
四十五 国立研究開発法人農業環境技術研究所
四十六 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
四十七 国立研究開発法人森林総合研究所
四十八 国立研究開発法人水産総合研究センター
四十九 国立研究開発法人産業技術総合研究所
別表第一第三十一号から第三十三号までを次のように改める。

三十一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合研究機構
三十二 国立研究開発法人土木研究所
三十三 国立研究開発法人建築研究所
別表第一第三十五号から第三十八号までを次のように改める。

三十五 国立研究開発法人海上技術安全研究所
三十六 国立研究開発法人港湾空港技術研究所

三十七 国立研究開発法人国立がん研究センター
三十八 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
三十九 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
四十 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
四十一 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
四十二 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
四十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
四十四 国立研究開発法人農業生物資源研究所
四十五 国立研究開発法人農業環境技術研究所
四十六 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
四十七 国立研究開発法人森林総合研究所
四十八 国立研究開発法人水産総合研究センター
四十九 国立研究開発法人産業技術総合研究所
別表第一第三十一号から第三十三号までを次のように改める。

三十一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合研究機構
三十二 国立研究開発法人土木研究所
三十三 国立研究開発法人建築研究所
別表第一第三十五号から第三十八号までを次のように改める。

三十五 国立研究開発法人海上技術安全研究所
三十六 国立研究開発法人港湾空港技術研究所

三十七 国立研究開発法人電子航法研究所
三十八 国立研究開発法人国立環境研究所
別表第二各号を次のように改める。
一 国立研究開発法人科学技術振興機構
二 国立研究開発法人産業技術総合研究所
三 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
第八章 厚生労働省関係

(船員保険法の一部改正)
第百条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。
別表第一 独立行政法人情報通信研究機構の項を次のように改める。

国立研究開発法人情報通信研究機構
国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)

別表第一 独立行政法人物質・材料研究機構の項、独立行政法人防災科学技術研究所の項及び独立行政法人放射線医学総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第七十三号)
国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第七十四号)
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第七十六号)

別表第一 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の項、独立行政法人農業生物資源研究所の項、独立行政法人環境技術研究所の項、独立行政法人国際農林水産業研究センターの項、独立行政法人森林総合研究所の項及び独立行政法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)
国立研究開発法人農業生物資源研究所	国立研究開発法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)
国立研究開発法人環境技術研究所	国立研究開発法人環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第九十七号)
国立研究開発法人森林総合研究所	国立研究開発法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)
国立研究開発法人水産総合研究センター	国立研究開発法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第九十九号)

別表第一 独立行政法人産業技術総合研究所の項、独立行政法人土木研究所の項及び独立行政法人建築研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二十三号)
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法(平成十一年法律第二十五号)
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法(平成十一年法律第二十六号)

別表第一 独立行政法人海上技術安全研究所の項、独立行政法人港湾空港技術研究所の項及び独立行政法人電子航法研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上技術安全研究所	国立研究開発法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二十八号)
国立研究開発法人港湾空港技術研究所	国立研究開発法人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二十九号)
国立研究開発法人電子航法研究所	国立研究開発法人電子航法研究所法(平成十一年法律第三十号)

別表第一 独立行政法人国立環境研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法(平成十一年法律第三十六号)
-----------------	--------------------------------

別表第一 独立行政法人教員研修センターの項に次のように加える。

独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第九十一号)
--------------	-----------------------------

別表第一 独立行政法人海洋研究開発機構の項を次のように改める。

国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)
------------------	---------------------------------

別表第一中

独立行政法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う大人に関する法律(平成二十年法律第九号)
独立行政法人国立循環器病研究センター	
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	
独立行政法人国立国際医療研究センター	
独立行政法人国立成育医療研究センター	
独立行政法人国立長寿医療研究センター	

立行政法
十三号)

国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

を

高度専門医療に関する研究等を行う国
発法人に関する法律(平成二十年法律
号)

立研究開
第九十三

に改める。

(労働関係調整法の一部改正)

第百一条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第
二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「特定独立行政法人の労働
関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関
係に関する法律」に、「特定独立行政法人担当使
用者委員」を「行政執行法人担当労働者委員」
に、「特定独立行政法人担当労働者委員」を「行
政執行法人担当労働者委員」に改める。

第八条の三「特定独立行政法人担当使用者
委員」を「行政執行法人担当使用者委員」に、「特

定独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法
人担当労働者委員」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第百二条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四
十一号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「第五十四条の二第一項」
を「第五十四条第一項」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第百三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六
十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の二の二第三項中「独立行政法人国立

精神・神経医療研究センター」を「国立研究開発
法人国立精神・神経医療研究センター」に改め
る。

(特定独立行政法人の労働関係に関する法律の
一部改正)

第百四条 特定独立行政法人の労働関係に関する
法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政執行法人の労働関係に関する法律

第一条中「特定独立行政法人」を「行政執行法
人」に改める。

第二条第一号中「特定独立行政法人」を「行政
執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四
項」に改め、同条第二号中「特定独立行政法人」
を「行政執行法人」に改める。

第三条第一項中「特定独立行政法人の労働関
係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に
関する法律」に改める。

第四条第四項、第七条第一項ただし書及び第
二項、第八条ただし書、第九条、第十条、第十
二条第一項並びに第十七条中「特定独立行政法
人」を「行政執行法人」に改める。

第二十五条の見出しを「(行政執行法人担当委
員)に改め、同条中「特定独立行政法人担当公
益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に、「特
定独立行政法人の」を「行政執行法人の」に、「特
定独立行政法人担当使用者委員」を「行政執行法
人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人職
員」を「行政執行法人職員」に、「特定独立行政法
人担当労働者委員」を「行政執行法人担当労働者
委員」に改める。

第二十六条第一項中「特定独立行政法人」を
「行政執行法人」に改め、同条第二項中「特定独
立行政法人担当公益委員、特定独立行政法人担
当使用者委員」を「行政執行法人担当公益委員、
行政執行法人担当使用者委員」に、「特定独立行
政法人担当労働者委員」を「行政執行法人担当勞
働者委員」に改める。

第二十九条第一項中「特定独立行政法人」を
「行政執行法人」に改め、同条第二項中「特定独
立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当
公益委員」に、「特定独立行政法人を」を「行政執
行法人を」に、「特定独立行政法人担当使用者委
員」を「行政執行法人担当使用者委員」に、「特定
独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法人
担当労働者委員」に改める。

第三十四条第二項中「特定独立行政法人担当
公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に改
める。

第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項
及び附則第三項中「特定独立行政法人」を「行政
執行法人」に改める。

(労働組合法の一部改正)

第百五条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七
十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「特定独立行政法人」
を「行政執行法人」に、「第二条第二項に規定す
る特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定す
る行政執行法人」に、「特定独立行政法人の労働
関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係
に関する法律」に、「特定独立行政法人職員」を
「行政執行法人職員」に改める。

第十九条の四第二項第二号中「特定独立行政
法人の」を「行政執行法人の」に、「特定独立行政
法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

第十九条の十第一項中「特定独立行政法人と
その特定独立行政法人職員」を「行政執行法人と
その行政執行法人職員」に改める。

第二十四条第二項及び第二十五条第一項中
「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」
に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第百六条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律
第二百八十三号)の一部を次のように改正す
る。

第十八条第二項中「高度専門医療に関する研
究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度

専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第四条第一項」を「第三条の二」に改める。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第七百七条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第五十八條の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第六十二條を次のように改める。

(理事の任期)

第六十二條 理事の任期は、二年とする。

第六十九條第三項中「第二十一條第二項を「第二十一條第四項」に改める。

第七十五條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第七十五條の二 第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とする。

第七十五條の三 第二項を削る。

第七十九條第一項第二号中「第七十五條第三項」を「第七十五條第二項」に改め、同条第三号中「第三項若しくは第六項又は第七十五條の三第一項」を「第二項若しくは第五項又は第七十五條の三」に改める。

第八十條中「主務省」及び「厚生労働省」を削る。

附則第二条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、同条第三項中「を削り」「適用する第一項」を「適用する前項」に、「第七十五條第三項」を「第七十五條第二項」に、「第三項若しくは第六項」を「第二項若しくは第五項」に、「第三項、第七十五條の二第六項」を「第二項、第七十

五條の二第五項」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八百八條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の五中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第五条第八号中「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第八条第五号及び別表第二第八号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第九百九條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表第一号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第一百十條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第七十五條の二第三項」を「第七十五條の二第二項」に改める。

(雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の一部改正)

第三十一條 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第十号)第三十二條

二 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条第一項及び第二十二條ただし書

三 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十六号)のうち障害者の雇用の促進等に関する法

律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四章中第八十五條の次に二條を加える改正規定中第八十五條の三に係る部分

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第一百十二條 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一條第三項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第五項から第七項まで、第九項から第十一項まで、第十三項から第十五項まで、第十七項、第十八項、第二十一項及び第二十二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正)

第一百十三條 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次、第三章の章名及び第七條中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第一百十四條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「独立行政法人評価委員会」を「がん対策推進協議会」に改める。

「がん対策推進協議会」に改める。

第十一條の二を削り、第十一條の三を第十一條の二とし、第十一條の四を第十一條の三とする。

第二十五條第二項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

(独立行政法人労働安全衛生総合研究所法の一部改正)

第一百十五條 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八條を次のように改める。

(理事の任期)

第八條 理事の任期は、二年とする。

第十三條第二項中「あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴く」ともに「を削る。

第十五條中「主務省」及び「厚生労働省」を削る。

(健康増進法の一部改正)

第一百十六條 健康増進法(平成十四年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正)

第一百十七條 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三條の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八條を次のように改める。

(理事の任期)

第八條 理事の任期は、二年とする。

第十三條第四項中「第二十一條第二項」を「第二十一條第四項」に改める。

第十七條第一項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三項及び第四項」を「及び第三項」

に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を第二項に改め、同項を同条第五項とする。

第二十三条中「主務省」及び「厚生労働省」を削る。

附則第五条第八項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「を削り」、「読み替えられた第一項」を「読み替えられた前項」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)
第百十八条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第九条中「第六十一条」を「第五十条の三」に改める。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十二條第二項を削る。

第二十六條第一号中「第五項」を「第四項」に、「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改め、同条第四号中「第十六條第四項」を「第十六條第三項」に改める。

第二十七條中、「主務省」及び「厚生労働省」を削る。

附則第四条第二項中「第十七條第三項及び第

四項」を「第十七條第二項及び第三項」に改める。

附則第五条の二第二十一項の表第十六條第三項の項及び同条第十三項中「第十六條第三項」を「第十六條第二項」に改める。

(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の一部改正)

第百十九條 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 のぞみの園は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

第十二條第一項中「中期目標の期間」を、「通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。))に改め、同条第二項中「あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三條中「主務省」及び「厚生労働省」を削る。

(独立行政法人労働政策研究・研修機構法の一部改正)

第二百二十條 独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十四條第二項中「あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十五條中「主務省」及び「厚生労働省」を削る。

(独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正)

第百二十一條 独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第百七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十三條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四條第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十五條第二項を削る。

第十七條第二号中「第六項又は第十五條第一項」を「第五項又は第十五條」に改める。

第十八條中「主務省」及び「厚生労働省」を削る。

附則第八条中「第十五條第一項」を「第十五條」に改める。

(独立行政法人国立病院機構法の一部改正)

第百二十二條 独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「役員(第七條 第十二條)」を「役員及び職員(第七條 第十四條)」に、「第十三條 第

十八條」を「第十五條 第二十條」に、「第十九條 第二十二條」を「第二十一條 第二十四條」に、「第二十三條」を「第二十五條・第二十六條」に改める。

第四条の見出しを「(中期目標管理法)」に改め、同条中「特定独立行政法人」を「中期目標管理法」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「監事」を削る。

第二十三條第一号中「第十三條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同条第二号中「第十五條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同条第三号中「第十六條第一項」を「第十八條第一項」に、「第六項又は第十八條第一項」を「第五項又は第二十條」に改め、第五章中同条を第二十六條とし、同条の前に次の一条を加える。

第二十五條 第十三條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第二十二條を第二十四條とする。

第二十一條中、「主務省」及び「厚生労働省」を削り、同条を第二十三條とする。

第二十條第一号中「第十五條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同条第二号中「第十六條第一項」を「第十八條第一項」に、「第六項又は第十八條第一項」を「第五項又は第二十條」に改め、同条を第二十二條とする。

第十九條第一項中「第十三條第一項第一号」を「第十五條第一項第一号」に改め、同条を第二十一條とする。

第十八條第二項を削り、第三章中同条を第二十條とし、第十七條を第十九條とする。

第十六條第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条を

第十八条とする。

第十五条第一項中「第十三条」を「第十五条」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十七条とする。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十六条とし、第十三条を第十五条とする。

第二章中第十二条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十三条 機構の役員及び職員は、職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十四条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第二百二十三条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九条見出しを含む。中「役員」を「理事」に改める。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三条第二項を削る。

第三十八条第一号中「第三十三条第一項」を「第三十三条」に改める。

第三十九条中「主務省」及び「厚生労働省」を削る。

附則第十五条第五項及び第十七条第三項中「第三十一条第四項及び第五項」を「第三十一条第三項及び第四項」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第二百二十四条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)」を削る。

(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正)

第二百二十五条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 管理運用法人は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

第十七条第三項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に改める。

第二十五条第三項中「第三項及び第四項」を

「及び第三項」に改める。

第二十八条第一項中「毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証し」を削り、「(厚生労働省の独立行政法人評価委員会に報告しなければ)」を「毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証しなければ)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 管理運用法人の業務の実績についての評価に関する通則法第三十二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「分析」とあるのは「分析並びに年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)第二十八条第一項の規定による検証と、同条第四項中」を通知するとともに」とあるのは「及び年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による検証の結果を通知するとともに」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「を通知しなければ」とあるのは「及び同条第一項の規定による検証の結果を通知しなければ」とする。

第三十条中「主務省」及び「厚生労働省」を削る。

附則第九条第二項中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改める。

(独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正)

第二百二十六条 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に

規定する国立研究開発法人とする。

第九条を次のように改める。

(理事の任期)

第九条 理事の任期は、二年とする。

第十二条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。

第十六条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第十八条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十条第二項を削り、第三項を第二項とする。

(独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部改正)

第二百二十七条 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十五条第二項を削り、同条第三項中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条第三項を削り、同条第四項中「第一

「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同法附則第二十条の三第四項の表第九十九条第三項の項から第九十九条第五項の項までの改正

規定中「独立行政法人国立病院機構」を「独立行政法人国立印刷局」に改める。

附則第三百三十六条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第四百一条のうち独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百九号)附則第七条第七項の改正規定中「(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

附則第四百十二条のうち独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百一十一号)附則第七条第七項の改正規定中「(組合員である期間(センター」を「組合員である期間(国立研究開発法人水産総合研究センター」に改め、「組合員であった期間(センター」の下に「又は国立研究開発法人水産総合研究センター」を加える。

附則第四百七条のうち法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第四百九条のうち判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第五百五十五条のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)附則第六条第四項の改正規定中「ある期間(研究

所又はセンター」を「ある期間(国立研究開発法人森林総合研究所又は国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」に、「あった期間(研究所又はセンター」を「あった期間(研究所若しくは国立研究開発法人森林総合研究所又はセンター若しくは国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」に改める。

(がん登録等の推進に関する法律の一部改正) 第三百三十五条 がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「独立行政法人国立がん研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター」に改める。

附則第五条(見出しを含む)中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に改める。

(独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の一部改正)

第三百三十六条 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第

号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第六項を次のように改める。

6 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第

号)による改正後の通則法(以下「新独立行政法人通則法」という。第三十五條の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定による評価は研究所が受けるものとし、同条第三項の規定による報告書の提出及び公表は研究所が行うものとし、同条第七項前段の規定による通知及び同条第九項の規定による命令は研究所に対してなされるものとする。

附則第二条第七項を削り、同条第八項中「通

則法」を「新独立行政法人通則法」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「通則法」を「新独立行政法人通則法」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「通則法」を「新独立行政法人通則法」に改め、「第十五条」との下に「同条第二項中あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣」とあるのは「財務大臣」とを加え、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

附則第十七条第二項中「附則第三条の見出し中「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同条第一項中「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「第十五条第一号」とあるのは「第十五条第一項第一号」と、「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「基盤研」とあるのは「医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同条第二項及び第四項中「基盤研」とあるのは「医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法を削り、「中「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのはを「中「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのはを「」に改める。

第九章 農林水産省関係

第九節 農林水産省関係

(森林保険法等の一部改正)

第三百三十七條 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

一 森林保険法(昭和十二年法律第二十五号)第二条第二項

二 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第三十一条第一項

三 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)第十四条第三項

(水産資源保護法及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する

法律の一部改正)

第三百三十八條 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改める。

一 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第二十条第一項

二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)第三十二条第一項

(農業機械化促進法の一部改正)

第三百三十九條 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第一号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第四百四十條 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四百九十六條の十第三号中「第十七条第一項又は第十九条第一項」を「第十七条又は第十九条」に改める。

第四百九十六條の十一第一項中「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)

第四百四十一條 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項中「第十四条第一項」を「第十四条」に改める。

四三

第一項を「第十七条」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第四百三十三条 農林水産省設置法平成十一年法律第九十八号の一部を次のように改正する。

第六條第二項の表独立行政法人評価委員会の項を削る。

第十三条第五号中「独立行政法人に」を「国立研究開発法人に」に改め、同号イからニまでを次のように改める。

イ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

ロ 国立研究開発法人農業生物資源研究所

ハ 国立研究開発法人農業環境技術研究所

ニ 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第四百四十四条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法平成十一年法律第百八十三号の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(行政執行法人)」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九条を次のように改める。

(理事長及び理事の任期等)

第九条 通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、四年とする。

2 理事の任期は、二年とする。

第十一条第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。))の最後の事業年度」を「毎事業年度」に、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「翌事業年度に係る通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」に、「当該次の中期目標の期間」を「翌事業年度」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会

の意見を聴くとともに」を削る。

第十二条の見出し中「要請」を「命令」に改め、同条第一項中「要請する」を「命ずる」に改め、同条第二項を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

第十四条に次の一号を加える。

三 第十二条の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

(独立行政法人種苗管理法の一部改正)

第四百四十五条 独立行政法人種苗管理法(平成十一年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十二条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

(独立行政法人家畜改良センター法の一部改正)

第四百四十六条 独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十二条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

(独立行政法人水産大学校法の一部改正)

第四百四十七条 独立行政法人水産大学校法平成十一年法律第百九十一号の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 大学校は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十二条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)

第四百四十八条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

第一条、第三条及び第四条第一項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第四条の二 研究機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十一条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十六条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条

第一項を「第三十五条の五第一項に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第四項を」、「第三項」に改め、「第二項中「主務省」前条第二号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」とを削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十一条第一項第二号中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第二十二条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十三条を次のように改める。

(独立行政法人農業生物資源研究所法の一部改正)

第四百四十九条 独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人農業生物資源研究所

第一条及び第二条中「独立行政法人農業生物資源研究所」を「国立研究開発法人農業生物資源研究所」に改める。

第三条中「独立行政法人農業生物資源研究所」を「国立研究開発法人農業生物資源研究所」に、「無脊椎動物」を「無脊椎動物」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間を」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

(独立行政法人農業環境技術研究所法の一部改正)

第百五十条 独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人農業環境技術研究所法
第一条から第三条までの規定中「独立行政法人農業環境技術研究所」を「国立研究開発法人農業環境技術研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間を」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

(独立行政法人国際農林水産業研究センター法の一部改正)

第百五十一条 独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第百九十七号)の一部を次のように改正する。

部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人国際農林水産業研究センター」を「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 センターは、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間を」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

(独立行政法人森林総合研究所法の一部改正)

第百五十二条 独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林総合研究所法

第一条、第二条及び第三条第一項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十四条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間を」を「中長期目標の期間」に、「第五項」を「第四項」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中第一項を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第三項及び第四項を」と及び「第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「中期目標の期間を」を「中長期目標の期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十五条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十七条第二項を削る。

第二十條第二号中「第六項又は第十七条第一項」を「第五項又は第十七条」に改める。

第二十一条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

附則第六条第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)」に改める。

附則第七條第三項及び第八條第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条第四項中「独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)」に改める。

附則第九條第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条第四項中「独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)」に改める。

附則第十條第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条第四項中「独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)」に改める。

附則第十一條第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条第四項中「独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)」に改める。

附則第十三條第六項中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)」に改める。

(独立行政法人水産総合研究センター法の一部改正)

第百五十三条 独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人水産総合研究センター法

第一条、第二条及び第三条第一項中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 センターは、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十四条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間を」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十六条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

(独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正)

第百五十四条 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法人)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する。

定する中期目標管理法とする。

第八条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中前三項を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第二項を削る。

第十五条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第十六条第二項を削る。

第十八条第三号中「第十四条第一項又は第十六条第一項」を「第十四条又は第十六条」に改める。

第十九条中「主務省」及び「農林水産省」を削る。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)
第百五十五条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 基金は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第七条を次のように改める。

(理事の任期)

第七条 理事の任期は、二年とする。

第四十九条第五項中「第二十一条第一項ただし書及び第二項」を「第二十一条第三項ただし書及び第四項」に改める。

第六十三条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第六十六条中「主務省」及び「農林水産省」を削る。

附則第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)
第百五十六条 独立行政法人農林漁業信用基金法

(平成十四年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 信用基金は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第十条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条第二項を削る。

第十九条第二項を削る。

第二十四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

(独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部改正)
第百五十七条 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に、「独立行政法人農業生物資源研究所」を「国立研究開発法人農業生物資源研究所」に、「独立行政法人農業環境技術研究所」を「国立研究開発法人農業環境技術研究所」に、「独立行政法人国際農林水産業研究センター」を「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」に、「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附則第十二条の見出しを「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員に関する

の特例」に改め、同条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「として、新研究機構法を」として、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)に、「は、新研究機構法」を、「同法」に改める。

附則第十三条の前の見出しを「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の特例等」に改め、同条第一項及び第二項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「新研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改め、同条第三項及び第四項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同条第六項中「新研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、「第四項」を「第三項」に改め、「同条第二項中「主務省(前条第二号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二号第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二号第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」とを削り、同条第七項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「新研究機構法第十六条第六項を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十六条第五項」に、「第四項まで」を「第三項まで」に、「と、新研究機構法」を「と、同法」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

附則第十四条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。
(独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正)

第百五十八条 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部を次のように改正する。

附則第七条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「第四項及び第五項」を「から第四項まで」に改める。

(国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第百五十九条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項中「附則第二十九条の規定による改正後の」を削り、「新特労法」を「行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第百五十七号)」に改め、同条第三項中「附則第五十一条の規定による改正後の」を削る。

附則第八条第四項中「新特労法」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「特定独立行政法人又は」を「行政執行法人又は」に、「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

附則第二十五条中「(以下この条において「新給与法」という。)を削り、「として前条」を「として同条」に、「対する新給与法」を「対する一般職の職員の給与に関する法律」に、「新給与法」を「同法」に、「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。
(森林国営保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百六十条 森林国営保険法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附則第九条中「研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「国が有する」を「研究所が承継した国が有していた」に、「を承継したときは」を「であつて」に改め、「現に」を削り、「預託している」を「預託していた」に改める。

附則第十条中「第二条の規定による改正後の独立行政法人森林総合研究所法（以下この条において「新研究所法」という。）を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）」に、「新研究所法」を「同法」に改める。

第十章 経済産業省関係

（貿易保険法の一部改正）

第六十一条 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法）

第五条の二 日本貿易保険は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第十条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一條（見出しを含む。）

二 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第十条（見出しを含む。）

（基盤技術研究円滑化法の一部改正）

第六十五条 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第六十六条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「第十九条第五項」を「第十二条の二第一項第二号、第三号及び第六号、第十九条第六項及び第九項、第十九条の二、第二十五条の二（第一項を除く。）」に、「第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項」を「第二十八條の二第一項及び第三項、第二十九條第一項及び第三項、第三十条第一項及び第三項」に、「第三十三條、第三十五條第一項、第三十八條第一項、第二項及び第四項」を「第三十二條（第三項を除く。）、第三十五條（第五項を除く。）、第三十五條の三、第三十八條第一項から第三項まで」に改め、「及び第二項ただし書の下に」第四十六條の二第五項を除く。）を加え、「第六十五條第一項及び第二項」を削り、「同条第二号」を「同条第四号」に、「第七十一条第一号」を「第七十一条第一項第一号」に、「第五号」を「第六号」に、「第二十八條第二項」を「第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八條第二

項」に、「第二項第七号」を「第二項第八号」に、「第三十三條、第三十八條第一項及び第四項」を「第三十二條第二項、第三十八條、第三十九條第一項」に改める。

（経済産業省設置法の一部改正）

第六十七條 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項の表独立行政法人評価委員会の項を削る。

（独立行政法人経済産業研究所法の一部改正）

第六十八條 独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法）

第三条の二 研究所は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十三條第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴く」ともに削る。

第十四條中「、主務省」及び「、経済産業省」を削る。

（独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部改正）

第六十九條 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法）

第三条の二 情報・研修館は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十二條第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴く」ともに削る。

第十三條中「、主務省」及び「、経済産業省」を

第十六条第二項中「六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」に、「六 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」を「七

その他の主務省令で定める業務運営に関する事項」に改め、同条第三項中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改める。

第十七條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十八條第二項を削る。

第二十條第一号中「第五項又は第十八條第一項」を「第四項又は第十八條」に改める。

第二十一條中「、主務省」及び「、経済産業省」を削る。

和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法）

第十条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第十七條を次のように改める。

（理事の任期）

第十七條 理事の任期は、二年とする。

第二十二條第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴く」ともに削る。

第二十六條中「、主務省」及び「、経済産業省」を削る。

（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律及び新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部改正）

第六十四條 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

一 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に

（電気用品安全法及び計量法の一部改正）

第六十二條 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二條の二第二項

二 計量法（平成四年法律第五十一号）第二百一十二條第二項第二号

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第六十三條 情報処理の促進に関する法律（昭

平成二十六年五月二十九日【参議院】

第一部 内閣委員会会議録第十八号（その二）

四七

削る。

(独立行政法人産業技術総合研究所法の一部改正)

第百七十条 独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人産業技術総合研究所法
第一条から第三条までの規定中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第四条を次のように改める。

(国立研究開発法人)

第四条 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第九条(見出しを含む)中「役員」を「副理事長及び理事」に改める。

第十条第二項中「独立行政法人産業技術総合研究所法」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三十三号)」に改める。

第十二条第一項中「第二十九条第二項第二号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「主務省」及び「経済産業省」を削る。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)

第百七十一条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(行政執行法人)」に改め、同条中第二条第二項を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九条を次のように改める。

(理事長及び理事の任期等)

第九条 通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、二年とする。

2 理事の任期は、二年とする。

第十二条第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度」を「毎事業年度」に、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「翌事業年度に係る通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」に、「当該次の中期目標の期間」を「翌事業年度」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「主務省」及び「経済産業省」を削る。

(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正)

第百七十二条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び理事」を削る。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第七項」を「第六項」に、「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「第一

項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十六条第二項を削る。

第十九条第一項中「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改め、同条第二項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補填」に改める。

第二十一条第二号中「第五項又は第十六条第一項」を「第四項又は第十六条」に改める。

第二十二条中「主務省」及び「経済産業省」を削る。

附則第七条第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第百七十三条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法

第一条、第三条及び第四条第一項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第四条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十一条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び理事」を削る。

第十二条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号)」に改める。

第十八条中「独立行政法人新エネルギー・産

業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第十九条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十条第一項中「主務省」及び「経済産業省」を削る。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第百七十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び理事」を削る。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十二條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十四条第二項を削る。

第二十七条第一号中「第五項又は第二十四条第一項」を「第四項又は第二十四条」に改める。

第二十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

附則第十三条の二第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴く」ともに「を削る」。

(独立行政法人日本貿易振興機構法の一部改正)
第七十五条 独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十三条第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴く」ともに「を削る」。

第十五条中「、主務省」及び「、経済産業省」を削る。

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)
第七十六条 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四十五号)」に改める。

第十一章 国土交通省関係
(土地収用法の一部改正)
第七十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研

究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改め、同条第三十三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構が」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が」に改め、同条第三十四号の二中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構が」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が」に改め、同条第三十四号の三「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター」又は「独立行政法人国立長寿医療研究センター」が高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター又は国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)
第七十八条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第四十四条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第四十四条の二 基金は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第四十九条見出しを含む。中「役員」を「理事」に改める。

第五十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第五十四条第二項を削る。

第五十九条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附則第二項中「承継」を「承継並びに」に改め、「並びに基金に係る通則法第三十三条及び第三十四条の規定の適用」を削る。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)
第七十九条 自動車損害賠償保障法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。
(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
第八十条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に改める。
(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)
第八十一条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十條の次に次の一条を加える。
(中期目標管理法)
第二十條の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第二十五条を次のように改める。

(理事の任期)

第二十五条 理事の任期は、二年とする。

第二十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十二条第二項を削る。

第三十四条第一号中「第五項又は第三十二条第一項」を「第四項又は第三十二条」に改める。

第三十五条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正)
第八十二条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改める。
第二十八条第二項中「第三十条第二項第五号」を「第三十条第二項第六号」に、「第四十八條第一項ただし書」を「第四十八條ただし書」に改める。

附則第四条第四項中「第十九条第三項から第七項まで」を「第十九条第二項から第六項まで」に改め、同条第七項第三号中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改める。
(国土交通省設置法の一部改正)
第八十三条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第百二十七号中「独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人建築研究所」に改める。

第六条第二項の表独立行政法人評価委員会の項を削る。
(独立行政法人土木研究所法の一部改正)

第百八十四条 独立行政法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人土木研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人土木研究所」を「国立研究開発法人土木研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第九条第二項中「独立行政法人土木研究所法」を「国立研究開発法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)」に改める。

第十四条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十六条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条中「独立行政法人土木研究所」を「国立研究開発法人土木研究所」に改める。

(独立行政法人建築研究所法の一部改正)

第百八十五条 独立行政法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人建築研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人建築研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第九条第二項中「独立行政法人建築研究所法」を「国立研究開発法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六号)」に改める。

第十三条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十五条中「主務省」及び「国土交通省」を削る。

(独立行政法人交通安全環境研究所法の一部改正)

第百八十六条 独立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条(見出しを含む)中「役員」を「理事」に改める。

第十六条第二項中「あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十八条中「主務省」及び「国土交通省」を削る。

(独立行政法人海上技術安全研究所法の一部改正)

第百八十七条 独立行政法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人海上技術安全研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条(見出しを含む)中「役員」を「理事」に改める。

第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「主務省」及び「国土交通省」を削る。

(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改正)

第百八十八条 独立行政法人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人港湾空港技術研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条(見出しを含む)中「役員」を「理事」に改める。

第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条

第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「主務省」及び「国土交通省」を削る。

第十五条中「独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に改める。

(独立行政法人電子航法研究所法の一部改正)

第百八十九条 独立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人電子航法研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人電子航法研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条(見出しを含む)中「役員」を「理事」に改める。

第十三条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「主務省」及び「国土交通省」を削る。

(独立行政法人航海訓練所法の一部改正)

第百九十条 独立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 航海訓練所は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。
第八条見出しを含む。中「役員」を「理事」に改める。

第十二条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴く」ともに「を削る」。

第十三条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

(独立行政法人海技教育機構法の一部改正)

第九十一条 独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条(見出しを含む。中「役員」を「理事」に改める。

第十二条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴く」ともに「を削る」。

第十三条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

(独立行政法人航空大学校法の一部改正)

第九十二条 独立行政法人航空大学校法(平成十一年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 大学校は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条(見出しを含む。中「役員」を「理事」に改める。

第十三条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴く」ともに「を削る」。

第十四条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

(自動車検査独立行政法人法の一部改正)
第九十三条 自動車検査独立行政法人法(平成十一年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 検査法人は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条(見出しを含む。中「役員」を「理事」に改める。

第十六条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴く」ともに「を削る」。

第十八条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第九十四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十三条第三項中「第三十条第二項第五号及び第四十八条第一項」を「第三十条第二項第六号及び第四十八条」に改める。

第十八条第三項を削り、同条第四項中「同項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項から第七項

までを一項ずつ繰り上げる。

第二十一条第二項を削る。

第二十三条第一項中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条第三項を削る。

第二十六条第一号中「第五項、第二十一条第一項」を「第四項、第二十一条」に改める。

第二十七条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

附則第六条第二項中「第十九条第三項及び第四項」を「第十九条第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に、「同項」を「同条」に改める。

(独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正)

第九十五条 独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴く」ともに「を削る」。

第十一条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第九十六条 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十四条第二項を削る。

第三十七条第一項及び第二項中「第十九条第五項」を「第十九条第九項」に、「第六十四条第一項及び第六十五条」を「及び第六十四条第一項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三十八条第一号中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条第三号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

第三十九条第二号中「第三十条第四項」を「第三十条第三項又は第三十五条の三」に改め、同条第三号を削る。

第四十条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第三号中「第五項又は第三十四条第一項」を「第四項又は第三十四条」に改める。

第四十一条第四号中「第三十三条」を「第三十二条第二項」に改め、同条第五号中「第二号」を「第四号」に改める。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条 削除

附則第三条第二項中「第三十二条第三項及び第四項」を「第三十二条第二項及び第三項」に改める。

(独立行政法人自動車事故対策機構法の一部改正)

第九十七条 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第十条を次のように改める。

(理事の任期)

第十条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

第十五条第一項中、「中期目標の期間」を、「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。))に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条第二項を削る。

第十七条第二項を削る。

第二十一条第一号中「第十六条第一項又は第十七条第一項」を「第十六条又は第十七条」に改める。

第二十二条中、「主務省」及び「国土交通省」を削る。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第百九十八条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「新法第三十条第三項及び第四項を「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第三十条第二項及び第三項」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第百九十九条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第三十三条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十九条第二項を削る。

第四十条第一項第一号中「第五項」を「第四項」に、「前条第一項」を「前条」に改める。

第四十一条中、「主務省」及び「国土交通省」を削る。

附則第九条中「第三十四条第三項及び第四項」を「第三十四条第二項及び第三項」に改める。

附則第十二条第三項中、「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同条第六項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

附則第十五条第一項中「同条第一項」を「同条」に改め、同条第二項中「第四項」を「第三項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正)

第二百条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九条を次のように改める。

第九条 理事の任期は、二年とする。

第十五条第三項中「第二十二条第四項」を「第二十二条第三項」に改める。

第二十一条第一項中、「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十二条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十四条第二項を削る。

第二十七条第一項第一号中「第六項又は第二十四条第一項」を「第五項又は第二十四条」に改める。

第二十八条中、「主務省」及び「国土交通省」を削る。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第二百一条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第十条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十八条第三項を削り、同条第四項中「同項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第十九条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十四条第二項を削る。

第二十九条第一項中、「主務省」及び「国土交通省及び財務省」を削る。

附則第七条第七項中、「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「第九項」を「前項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とする。

附則第八条中「第十九条第五項から第九項まで」を「第十九条第四項から第八項まで」に、「第十九条第五項中」を「第十九条第四項中」に、「第三項」を「前項」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「第二十四条第一項」を「第二十四条」に改める。

附則第十一条中「第十九条第五項及び第六項」を「第十九条第四項及び第五項」に改める。

(独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第二百二条 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人土木研究所の」を「国立研究開発法人土木研究所の」に、「独立行政法人建築研究所の」を「国立研究開発法人建築研究所の」に、「独立行政法人海上技術安全研究所の」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所の」に、「独立行政法人港湾空港技術研究所の」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所の」に、「独立行政法人電子航法研究所の」を「国立研究開発法人電子航法研究所の」に改める。

第十二章 環境省関係

(環境省設置法の一部改正)

第二百三条 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「有明海・八代海等総合調査評価委員会」を「有明海・八代海等総合調査評価委員会」に改める。

第十条を削り、第九条の二を第十条とする。
(独立行政法人国立環境研究所法の一部改正)

第二百四十四条 独立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人国立環境研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人国立環境研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条第四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「主務省」及び「環境省」を削る。

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)
第二百五十五条 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第二項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補填」に改める。

第十八条第二項中「主務省及び」及び「それぞれ環境省及び」を削る。

(独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律の一部改正)

第二百六十六条 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「施行日後の研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に改める。

第十三章 防衛省関係

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第二百七十七条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第五項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

(防衛省設置法の一部改正)

第二百八十八条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の表独立行政法人評価委員会の項を削る。

(自衛隊法の一部改正)

第二百九十九条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

を「行政執行法人」に改める。

第六十三条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法の一部改正)

第二百一十条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成十一年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(行政執行法人)」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九条を次のように改める。

(理事長及び理事の任期等)

第九条 通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、四年とする。

2 理事の任期は、二年とする。

第十一条第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。))の最後の事業年度を「毎事業年度」に、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「翌事業年度に係る通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた中期計画」に改める。

第八条第七項中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

附則第十二条の二(見出しを含む。中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第百四条の規定による改正前の特定独立行政法人の労働関係に関する法律(以下「旧特労法」という。))第七條第一項ただし書の規定により旧特労法第四條第二項に規定する組合の業務

けた事業計画」に、「当該次の中期目標の期間」を「翌事業年度」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、防衛省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十二条中「主務省」及び「防衛省」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号。以下「通則法改正法」という。))の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

二 附則第九条の規定 この法律の公布の日又は独立行政法人日本医療研究開発機構法の公布の日のいずれか遅い日

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))が食品表示法の施行の日以後である場合においては、第三十一条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第七項中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

に専ら従事した期間は、第二条の規定による改正後の国家公務員法第百八条の六の規定の適用については、第百四条の規定による改正後の行政執行法人の労働関係に関する法律(以下「新行労法」という。))第七條第一項ただし書の規定に

より新行労法第四条第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

(二) 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第四条 施行日の前日において特定独立行政法人(通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「旧通則法」という。))第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。の職員であつた者であつて引き続き施行日に第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下この条において「新給与法」という。)に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたもの並びにこの法律の施行の際現に特定独立行政法人の職員であつた者として第三条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

(国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の国家公務員災害補償法(以下この条において「新補償法」という。))第一条第一項に規定する被災職員(新補償法附則第二十四項に規定する旧郵政被災職員を除く。以下この条において「被災職員」という。))の新補償法第四条第一項に規定する平均給与額を計算する場合において、当該被災職員について同項に規定する期間中に第四条の規定による改正前の国家公務員災害補償法第四条第三項第五号に該当する日があるときは、新補償法第四条第三項の規定の適用については、同項第五号中「当該行政執行法人」とあるのは、「当該行政執行法人、職員が独立行政法人通則法の

一部を改正する法律(平成二十六年法律第二号)による改正前の独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下この条において「特定独立行政法人」という。))に在職していた期間にあつては当該特定独立行政法人とする。

2 特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた被災職員に関する新補償法第五条第一項の規定の適用については、同項中「行政執行法人」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日において行政執行法人となつた特定独立行政法人(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二号)による改正前の独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。))と」、「当該行政執行法人」とあるのは「当該特定独立行政法人であつた行政執行法人」とする。

第六条 旧特労法第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間は、第五条の規定による改正後の国家公務員退職手当法(次項において「新退手法」という。))第七条第四項の規定の適用については、新行労法第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間とみなす。

2 この法律の施行前に特定独立行政法人を退職した職員に対する新退手法第十条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項及び第五項中「行政執行法人の事務又は事業」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正前の独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の事務又は事業」とする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 施行日の属する年の前年一月一日から施行日の前日までの間において特定独立行政法人の職員であつたことのある者であつて施行日の属する年中に第七条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第七條第一項の規定の適用を受ける職員となつたものに関する同年における同項の規定の適用については、その者は、特定独立行政法人の職員であつた間は、同項第三号に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 旧特労法第七条第一項ただし書の規定により旧特労法第四条第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間は、第十五条の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に関する法律第三条第三項の規定の適用については、新行労法第七条第一項ただし書の規定により新行労法第四条第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

(独立行政法人日本医療研究開発機構法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の中長期目標(通則法改正法による改正後の独立行政法人通則法(以下「新通則法」という。))第三十五条の四第一項に規定する中長期目標をいう。以下同じ。の策定に関する通則法改正法附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第 号)第三十二条の規定による改正後の国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第 号)第二十条第一項の規定」とする。

挙法第二百五十一条の四第一項の規定の適用については、同項に規定する行政執行法人には、特定独立行政法人を含むものとする。

(行政書士法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第四十一条の規定による改正後の行政書士法(次項において「新行政書士法」という。))第二条第六号の規定の適用については、特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間は、同号に規定する行政執行法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間とみなす。

2 特定独立行政法人の役員又は職員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者は、新行政書士法第二条の二第五号に該当する者とみなす。

(総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第五十六条の規定による改正後の総合法律支援法(以下この条において「新支援法」という。))第二十三条第三項、第四項、第六項及び第七項並びに第二十三条の二並びに新支援法第四十八条において準用する新通則法第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

2 この法律の施行の際現に日本司法支援センター(以下この条において「支援センター」という。))の理事長又は監事である者の任期(補欠の支援センターの理事長又は監事の任期を含む。))については、新支援法第四十八条において読み替えて準用する新通則法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日において支援センターの監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される支援センターの監事(補欠の支援センターの監事を除く。))の任期に係る新支援法第四十八条において読み替えて準用する新通則法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標

の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む日本司法支援センターの」とする。

4 新支援法第四十一条の二の規定は、支援センターの施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。(独立行政法人造幣局法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 施行日の前日を含む中期目標の期間(旧通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。次条第一項において同じ。)に係る積立金(旧通則法第四十四条第一項に規定する積立金をいう。次条第一項において同じ。)の処分については、第六十七条の規定による改正前の独立行政法人造幣局法第十五条第一項、第二項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「中期目標の期間」とあるのは「事業年度」と、「通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正後の通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」とする。

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日の前日を含む中期目標の期間に係る積立金の処分については、第六十八条の規定による改正前の独立行政法人国立印刷局法第十五条第一項、第二項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「中期目標の期間」とあるのは「事業年度」と、「通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正後の通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」とする。

いう。の策定に関する通則法改正法附則第二條第一項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第 号第六十八條の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第四十一号)第十八條の規定の」とする。

(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行前に第七十条の規定による改正前の教育公務員特例法(以下この条において「旧教育公務員特例法」という。)第三十四条第一項に規定する共同研究等であつて同項に規定する指定特定独立行政法人に係るものに従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた研究施設研究教育職員(旧教育公務員特例法第三十四条第一項に規定する研究施設研究教育職員をいう。)の当該休職に係る期間で、旧教育公務員特例法第三十四条第一項の規定に基づき国家公務員退職手当法第六條の四第一項に規定する現実職に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなされていたものに係る同法の規定の適用については、なお従前の例による。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第七十二条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法(以下この条において「新事業団法」という。)第十一条第三項、第四項、第六項及び第七項、第十一条の二並びに第十三条の三並びに新事業団法第三十二条の二において準用する新通則法第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

2 この法律の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団(以下この条において「事業団」という。)の監事である者の任期(補欠の事業団の監事の任期を含む。)については、新事業団法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

による。

3 この法律の施行の際現に文部科学大臣が第七十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法(次項において「旧事業団法」という。)第二十六条において準用する旧通則法第二十九条第一項の規定により事業団に指示している同項の中期目標は、文部科学大臣が新事業団法第二十六条において準用する新通則法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなす。

4 この法律の施行の際現に事業団が旧事業団法第二十六条において準用する旧通則法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画は、新事業団法第二十六条において準用する新通則法第三十条第一項の規定により認可を受けた同項の中期計画とみなす。

5 施行日を含む事業年度に係る新事業団法第二十六条において準用する新通則法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日以後遅滞なく、同法附則第十六條第四項の規定により日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項の規定による認可を受けたとみなされる」とする。

6 新事業団法第二十六条において準用する新通則法第三十二条の規定は、事業団の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

(国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置)

第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

2 この法律の施行の際現に国立大学法人等新大学法人法第二條第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。の監事である者の任期(補欠の国立大学法人等の監事の任期を含む。)については、新大学法人法第十五条第三項(新大学法人法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新大学法人法第三十一条の二及び第三十一条の三の規定は、国立大学法人等の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

4 国立大学法人等の施行日の前日を含む中期目標(第九十三條の規定による改正前の国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標をいう。)の期間の終了時の検討に関する新大学法人法第三十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「評価委員会が第三十一条の二第二項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標」とあるのは、「中期目標」とする。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の中長期目標の策定に関する通則法改正法附則第二條第一項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第 号)第九十七條の規定による改正後の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)第二十五条の規定の」とする。

第十九条 この法律の施行前に第九十九条の規定による改正前の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(以下この条において「旧研究開発能力強化法」という。)第十七条第一項に規定する共同研究等であつて特定独立行政法人に係るものに従事するため国家公務員法第七十九条又は自衛隊法第四十三条の規定により休職にされた旧研究開発能力強化法第二条第十一項に規定する研究公務員の当該休職に係る期間で、旧研究開発能力強化法第十七条第一項の規定に基づき国家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなされてい

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)
第二十二條 特定独立行政法人の役員又は職員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者は、第八八条の規定による改正後の社会保険労務士法(次項において「新社会保険労務士法」という。)第五条第八号に該当する者とみなす。
2 新社会保険労務士法第八号第五号及び別表第二第八号の規定の適用については、特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間は、同条第五号及び同表第八号の行政執行法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間とみなす。
(独立行政法人国立病院機構法の一部改正に伴う経過措置)
第二十三條 この法律の施行の際現に独立行政法人国立病院機構の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続き独立行政法人国立病院機構の職員となるものとす。

員とみなされる者を含む。)としての引き続きいたる期間を施行日後の国立病院機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとす。
3 施行日の前日の独立行政法人国立病院機構(以下「施行日前の国立病院機構」という。)に職員として在職する者が、附則第二十三条の規定により引き続き施行日後の国立病院機構の職員となり、かつ、引き続き施行日後の国立病院機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の国立病院機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいたる在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の国立病院機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。
4 施行日後の国立病院機構は、施行日の前日に施行日前の国立病院機構の職員として在職し、附則第二十三条の規定により引き続き施行日後の国立病院機構の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の国立病院機構を退職したものであつて、その退職した日まで施行日前の国立病院機構の職員として在職したものとしたりは国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に属している施行日前の国立病院機構とその職員に係る旧特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する旧特労法第三章第十二条の規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。
(課税の特例)
第二十七條 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受ける名義人の名称の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。
(処分等の効力)
第二十八條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)
第二十九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則で定める。

(特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十条 旧特労法第七条第一項ただし書の規定により旧特労法第四条第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間は、新行労法第七条の規定の適用については、同条第一項ただし書の規定により組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

第二十四條 前条の規定により独立行政法人国立病院機構(以下「施行日後の国立病院機構」という。)の職員となつた者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、施行日後の国立病院機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。
第二十五條 附則第二十三条の規定により施行日後の国立病院機構の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

2 施行日後の国立病院機構は、前項の規定の適用を受けた施行日後の国立病院機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職

第二十六條 施行日前に旧特労法第十八条の規定に基づき施行日前の国立病院機構がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

(労働組合法の一部改正に伴う経過措置)
第二十一条 この法律の施行の際現に中央労働委員会委員である者であつて、第五十五条の規定による改正前の労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人又は同項に規定する特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命されたものは、この法律の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命が行われる日の前日までは、新行労法第二十五条の規定の適用については、第五十五条の規定による改正後の労働組合法第十九条の三第二項に規定する行政執行法人又は同項に規定する行政執行法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命された委員とみなす。

2 施行日後の国立病院機構は、前項の規定の適用を受けた施行日後の国立病院機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職

第二十六條 施行日前に旧特労法第十八条の規定に基づき施行日前の国立病院機構がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

第二十六條 施行日前に旧特労法第十八条の規定に基づき施行日前の国立病院機構がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。